

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第4回幕別町議会定例会
(平成29年12月1日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成29年度幕別町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第4 議案第93号 第6期幕別町総合計画基本構想について
- 日程第5 議案第95号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議案第96号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第97号 平成29年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第98号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第99号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第100号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第101号 平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

会議録

平成29年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年12月1日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月1日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 4 小田新紀 5 内山美穂子 6 小島智恵
7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘 11 野原恵子
12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
3 高橋健雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
会計管理者 原田雅則 教育部長 岡田直之
住民福祉部長 合田利信 経済部長 菅野勇次
建設部長 須田明彦 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 糠内出張所長 阿部麗子
政策推進課長 山端広和 総務課長 新居友敬
地域振興課長 小野晴正 保健課長 白坂博司
保健福祉課長 金田一宏美 住民生活課長 山本 充
こども課長 高橋宏邦 商工観光課長 亀田貴仁
経済建設課長 川瀬康彦 農林課長 萬谷 司
農林課参事 松井公博 都市計画課長 吉本哲哉
土木課長 寺田 治 学校教育課長 高橋修二
生涯学習課長 石野郁也 学校給食センター所長 宮田 哲
図書館長 武田健吾
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣

議事の経過

(平成29年12月1日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成29年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番千葉議員、17番寺林議員、18番乾議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月22日までの22日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月22日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月22日、第61回町村議会議長全国大会及び第42回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しております。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
議会事務局長。
○議会事務局長（細澤正典） 3番高橋議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。
○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 平成29年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
平成29年も残すところ、あと一月となりました。

本年も9月に台風が本道に上陸し、大雨の影響により町道の一部で路肩や法面の崩壊があったほか、パークゴルフ場サーモンコースとつつじコースが冠水いたしました。

また、農作物においても、収穫間近のデントコーンが倒伏したほか、圃場の滞水などの影響を受けましたが、被害はいずれも小規模にとどまりましたことは幸いでありました。

一方、町政運営面では厳しい財政状況の中、おかげさまで計画いたしました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと考えております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、残された行政課題の解決に向け取り組んでまいります。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、新年度予算編成の取り組みについてであります。

我が国の景気は、「緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」とされる一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」とされるなど、依然として不透明な状況にあります。

このような経済情勢の中、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、引き続き「経済・財政再生計画」の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされたところであります。

一方、地方財政に関しては、総務省の概算要求において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしており、また、地方交付税についても、本来の役割が適切に発揮されるよう、総額の確保と交付税率の引き上げを要求しております。

しかしながら、平成30年度における地方交付税の要求額は、出口ベースで本年度当初予算から4,034億円、2.5%の減とし、加えて社会保障・税一体改革の動向など、地方財政を取り巻く環境は非常に不透明であり、極めて厳しい財政運営を余儀なくされるものと認識いたしているところであります。

平成30年度は、「第6期幕別町総合計画」がスタートし、今後のまちづくりの大きな一歩を踏み出す節目の年であります。

多様化する住民ニーズに応え、さらなる住民福祉の向上のために、より一層の効率的な行財政運営を推進し、真に町民の皆様のための予算となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、第6期幕別町総合計画について申し上げます。

平成30年度から39年度までを計画期間とする第6期幕別町総合計画につきましては、これまでに町民アンケートやワークショップなどを通じ、広く町民の皆様からいただきましたご意見、ご提言を集約し、本年7月に幕別町総合計画策定審議会に諮問いたしました。

その後、7回にわたりご審議をいただき、去る11月24日に答申を受けたところであります。これまで貴重なご意見、ご提言をいただいた町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆様から心から感謝とお礼を申し上げます。

町といたしましては、審議会からの答申を踏まえ、本定例会に基本構想を提案させていただいたところであります。

次に、「防災のしおり」の改訂について申し上げます。

近年、集中豪雨や局地的な大雨による浸水被害が全国各地で多発しており、国は平成27年の水防法の改正により、国の直轄河川である十勝川、札内川、猿別川及び途別川について、1,000年に一度の降雨を前提とする洪水浸水想定区域や浸水した場合に想定される水深などを公表いたしました。

これにより、本町における浸水想定区域が大幅に拡大されたことから、町では、昨年8月の台風災害の検証も踏まえ、「防災のしおり」を改訂し、「洪水ハザードマップ」の更新や新たに洪水浸水想

定区域となる公区などの「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の見直しを行ったところであり、12月上旬を目途に全戸に配布する予定としております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、9月に台風18号の北海道への上陸もありましたが、年間を通じ比較的安定した気候となりましたことから、ほとんどの作物におきまして平年並み以上の収量、品質が見込まれており、十勝管内の農協取扱高も過去最高であった平成27年産に匹敵する3,000億円を超えることが期待されているところであります。

皆様方とともに豊穰の秋を迎えられましたことを、とてもうれしく感じているところであります。主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、昨年の台風などによる播種時期の遅れの影響により、生育に不安がりましたが、春先以降、天候に恵まれ、順調に回復いたしました。

収量では製品反収が約11俵、品質はやや小ぶりではありますが、製品歩留まりが高く、全量1等を確保し、平成23年に全量が「きたほなみ」に転換されて以来、27年産に次ぐ2番目の豊作となりました。

バレイショは、収量がやや多く、品質は平年並みと見込まれております。

てん菜も収量がやや多く、糖度につきましては、おおむね良好な天候で推移したことや秋口の寒暖差が大きく、糖分の蓄積には好条件となったことから、17%前後の高糖度になると見込まれております。

豆類については、8月の日照不足等の影響により生育に遅れが生じましたが、収量は平年に比べやや多く、品質は、小豆が霜害の影響により粒形にばらつきが見られるほかは平年並みとなっており、価格は、昨年からの在庫不足等により、近年にない高値で推移しているとのことであります。

野菜については、レタス等の葉物野菜が収量、品質ともに平年並みとなっており、ユリ根については大玉傾向で規格外も少なく、また、ナガイモは平年を上回る収量・品質が見込まれております。

飼料用作物は、牧草が春先からの好天などにより順調に生育し、品質も良好でありましたが、サイレージ用トウモロコシは9月の台風18号による強風の影響により約630ヘクタールで倒伏が発生したことから、収量はやや少な目となっております。

農作物全体といたしましては、総じて平年を上回る収穫量・品質が確保される見込みであり、生産者の皆様のご努力をはじめ、農協や農業改良普及センターなど関係機関の皆様のご指導の賜物であると、改めて敬意を表する次第であります。

次に、猿別水門に係る損害賠償について申し上げます。

昨年8月31日に発生した、猿別水門の閉扉遅れにより浸水被害が拡大した猿別、相川地区の被災者に対する国の損害賠償につきましては、北海道開発局から賠償方針が表明されてから間もなく1年になろうとしております。

この間、開発局では、早期解決に向けて被災建物や工作物、家財等の被災状況の調査を行い、資料整理を進めてきたところであり、10月には2件の和解契約が締結されたとお聞きいたしております。

他の被災者につきましても、順次賠償額の算定作業が進められており、準備が整ったものから適宜個別説明が行われると伺っております。

町といたしましては、北海道開発局と連携を密にし、速やかな対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済額は16億7,100万円で、発注率にいたしますと88.9%となっており、前年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成とともに、労災事故の防止など安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期し

てまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、承認第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成29年度幕別町一般会計補正予算であり、平成29年9月28日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成29年度幕別町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,544万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ153億8,254万2,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思っております。

5ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

はじめに、追加であります。9月18日の台風18号に伴い農業施設に災害が発生いたしましたことから、「農業施設」等に係る「単独災害復旧事業」と「補助災害復旧事業」の2事業について、560万円を限度額といたしまして、地方債を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

次に、変更であります。同じく9月18日の台風18号に伴い土木施設に災害が発生いたしましたことから、土木施設等単独災害復旧事業について、起債の借入額を追加し、限度額を1億3,200万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

それでは、はじめに歳出からご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、9月28日の衆議院解散を受けまして、10月22日に執行した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投開票事務に要する経費と、9月18日の台風18号の被害に対する災害復旧に要する費用を補正するものであります。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款総務費、4 項選挙費、2 目衆議院議員選挙費 1,047 万 8,000 円の追加であります。

1 節報酬から、9 ページの 18 節の備品購入費まで、衆議院議員総選挙等の投開票事務に係る経費を追加するものであります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 650 万円の追加であります。

衆議院議員総選挙等に係る職員の時間外勤務手当の追加であります。

次に、13 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 7,261 万 6,000 円の追加であります。

11 節につきましては、バリケードなどの消耗品費であります。

10 ページになりますが、14 節につきましては、重機等借上料と排水ポンプ借上料、15 節につきましては、「途別新川線ほか 50 路線、71 か所」で発生いたしました路肩崩壊等に係る復旧工事のほか、「沖田川の法面崩壊」、「猿別川河川緑地ほか 1 公園の冠水被害」などに伴う復旧工事の費用であります。

16 節につきましては、切り込み砂利の費用であります。

次に、2 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 1,985 万円の追加であります。

14 節につきましては、12 か所の農業用排水路の土砂除去に係る重機等借上料、15 節につきましては、「南勢牧場・共栄牧場の管理用道路の洗掘」及び「相川地区明渠ほか 26 か所の施設崩壊など」に係る復旧工事であります。

16 節につきましては、切り込み砂利の費用であります。

2 目補助災害復旧費 1,600 万円の追加であります。

「駒島地区明渠ほか 3 か所」の復旧に要する測量設計委託料と復旧工事の費用であり、災害復旧に係る補助事業を活用して実施するものであります。

なお、このたびの災害により、復旧工事が必要となりました土木災害と農林業災害の主な箇所につきましては、議案説明資料の 1 ページ、2 ページにあります各災害復旧箇所図にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページにお戻りいただきたいと思います。

11 款 1 項 1 目地方交付税 277 万 4,000 円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、7 目災害復旧費補助金 910 万円の追加であります。

駒島地区明渠ほか 3 か所の復旧工事に対する道の補助金であります。

次に、3 項道委託金、1 目総務費委託金 1,697 万 8,000 円の追加であります。

衆議院議員総選挙等に係る道委託金であります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 5,899 万 2,000 円の追加であります。

町が、これまでの間、災害対策のために北海道市町村備荒資金組合に納付をしてきた納付金の中から、災害対応の資金とするために 5,899 万 2,000 円分を還付金として受け取るものであります。

7 ページになります。

22 款 1 項町債、9 目災害復旧債 3,760 万円の追加であります。

土木施設等及び農業施設等の災害復旧事業債を、それぞれ追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想についてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町では、昭和46年に第1期幕別町総合計画を策定して以来、まちづくりの最上位計画として10年ごとに見直しを行い、平成20年3月には、忠類村との合併時に策定いたしました「新町まちづくり計画」の理念を継承しながら、第5期総合計画を策定してまいりました。

第5期総合計画では、将来像を「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」と定め、協働、連携、交流を通して、ともに助け合うとともに、地域の歴史・文化などを大切に、活力あるまちづくりを目指して、これまで町政を進めてきたところであります。

この間、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構造の変化をはじめ、自然災害の発生に対する安全・安心の確保の必要性の高まりなど、社会背景は急激に変化しております。

このような中、平成30年度から39年度までの10年間の計画期間とする第6期幕別町総合計画を策定するものであり、これまで町民アンケートや小学生議会、中学生・高校生議会、まちづくりワークショップなどを通じ、多くの町民の皆様からのご意見をいただきました。

これら意見等を取りまとめ、副町長を委員長とする庁内の総合計画策定委員会において、総合計画素案を作成し、7月に第1回総合計画策定審議会に諮問させていただき、7回の会議を経て11月24日に答申をいただいたところであります。また、平成29年第3回町議会において、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会が設置され、これまで4回の委員会におけるご意見等について反映させていただいたところであります。

第6期総合計画基本構想に定める目指すべき将来像を「みんながつながる住まいるまくべつ」といたしました。

この将来像に込めた思いといたしましては、「つながる」を将来像の中心的な言葉として、近年、地域コミュニティの衰退が懸念される中、人と人の関係がつながることが、まちづくりを行う上で重要と考えております。

子供から高齢者、障害のある方など、誰もが相互につながり合うこと、三つの地区で形成されている幕別町は、今後もそれぞれの特徴を生かしながら、一つの「まち」として全町がつながることさらなる発展を目指そうとすることなど、「人・世代・地域・世界」あらゆる人・場所を包含する「みんなが」と、「つながる」という言葉をキーワードとしております。

また、少子高齢化・人口減少時代において、幕別町に住んでいただく、住み続けていただくということは非常に重要であると考えております。

そのためには、今住んでいる町民の方が夢や希望、誇りが持てる、そして行政とともにまちづくりを進めていくことが大切であり、つながりの中で全ての町民が幸せな笑顔であること、そのことにより、笑顔あふれるまちであることが大切な要素であると考えております。

「笑顔あふれるひと」「笑顔あふれるくらし」「笑顔あふれるまち」を実現していくことで、新たに「住んでみたい」、そして今住んでいる町民の方も含め「住んでよかった、住み続けたい」まくべつであるという思いを込め、「住まいる」という表現としたところであります。

さらに、この将来像の実現のために、四つの基本理念として「みんなで創るまち」「安全・安心なまち」「魅力あふれるまち」「みんなで学ぶまち」とし、あらゆる施策を総動員して、笑顔のスマイル、「住みたい」「住んでよかった」「住み続けたい」まちを実現しようとするものであり、全ての町民が幸せな笑顔あふれるまち幕別町を目指し、第6期幕別町総合計画基本構想を提案させていただ

くものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、質疑を省略し、「第6期幕別町総合計画に関する特別委員会」に付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、質疑を省略し、「第6期幕別町総合計画に関する特別委員会」に付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第5、議案第95号から日程第11、議案第101号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第95号から日程第11、議案第101号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第5、議案第95号、平成29年度幕別町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第95号、平成29年度幕別町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,715万円を追加し、予算の総額をそれぞれ163億9,969万2,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

6ページになります。

「第2表 債務負担行為補正」であります。

追加であります。はじめに「忠類歯科診療所の備品購入」につきましては、来年度から指定管理者による歯科診療業務の開始に向けて、レーザー治療機など、歯科診療に必要となる医療機器等の更新を行おうとするものであり、納品までに一定の期間を要しますことから、限度額を「769万3,000円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、「役場庁舎管理業務委託料」から8ページ上段の「図書館清掃業務委託料」までの20件の債務負担行為の追加についてであります。

現在、複数年契約による業務委託につきましては、32件の債務負担行為、68本の契約を締結しているところであります。

このうち、本年度をもちまして、28件の債務負担行為、60本の契約期間が終了いたしますことから、業務内容等の精査を行い、契約本数といたしましては60本、債務負担行為の件数といたしましては、施設ごとに集約等を行い、合計で20件、限度額合計「19億7,459万4,000円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、債務負担行為を追加しようとするものであります。

なお、複数年契約に係る期間につきましては、いずれも平成30年度から平成34年度までの5年間とするものであります。

次に、8ページの中段になりますが、「第3表 地方債補正」についての変更であります。

はじめに、「アルコ236整備事業」についてであります。

当ホテルは、平成6年8月の竣工以来24年が経過しておりますことから、今後とも管理運営に支障を来すことなく、かつ利用者の増を図れるように、ボイラー等の設備の老朽化への対応に加え、高齢者の方々の利用に配慮した客室の一部改修や正面玄関前の屋根の設置など施設の機能向上を図るための整備などに関して、早急に検討する必要があります。

そこで、当ホテルの改修工事に係る調査設計及びその中で特に緊急を要する改修工事に係る実施設計について、所要の経費を計上しているところであり、その財源として過疎債を予定しておりますことから、起債の借入額に490万円を追加し、限度額を変更しようとするものであります。

次に、「農業施設等補助災害復旧事業」につきましては、駒島地区明渠ほか3か所の災害復旧工事に関して、測量範囲を延長する必要がありますことから、起債の借入額に180万円を追加し、限度額を変更するものであります。

なお、いずれも、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,133万5,000円の追加であります。

4節以下、各節の現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、7目近隣センター管理費259万9,000円の追加であります。

燃料単価のアップに伴う追加のほか、札内南コミセンの灯油タンクと忠類コミセンの給水管の修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、9目企画費24万3,000円の追加であります。

平成30年4月の「十勝圏複合事務組合」と「十勝環境複合事務組合」の組織統合に向け、各種システム回線の設置・移設など、統合の準備に要する本町の負担分を追加するものであります。

次に、10目協働のまちづくり支援費2,000万円の追加であります。

助成対象件数の増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

次に、11目支所出張所費30万円の追加であります。

複写機借上料の追加であります。

14ページになります。

17目諸費2億7,964万2,000円の追加であります。

本年11月28日現在において、町外からのふるさと寄附件数は1万6,000件を超え、1億8,600万円余りの寄附金が寄せられております。

昨年11月末現在との比較では、寄附件数で約4.5倍、寄附金額では約3.8倍の増となっており、今後も寄附件数の増加が見込まれますことから、記念品などの所要の費用を追加するものであります。

次に、18目基金管理費4億8,500万円の追加であります。

ふるさと寄附金を「まちづくり基金」に積み立てるものであります。

次に、19目電算管理費451万5,000円の追加であります。

個人情報データの標準レイアウトの改正に伴う児童福祉システムなどの改修費用と、マイナンバーカードに旧姓を表示する記載事項の追加に伴う住基システムの改修費用を追加するものであります。

15ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費60万5,000円の追加であります。

市町村から日本年金機構に提出する資格取得届などの各種様式の電子媒体化と様式統一化に伴うシステム改修費用を追加するものであります。

次に、3目障害者福祉費5,665万1,000円の追加であります。

13 節、細節 10 につきましては、日中一時支援事業の利用人数の増加に伴う追加、細節 14 につきましては、平成 30 年 4 月から施行される障害者総合支援法の改正に伴い、新たな自立生活援助や就労定着支援サービスなどが創設されるため、これらに対応したシステム改修に要する費用を追加するものであります。

20 節につきましては、各利用者の増加に伴い、所要の費用を追加するものであります。

16 ページになります。

6 目老人福祉費 51 万 8,000 円の追加であります。

介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7 目後期高齢者医療費 903 万 3,000 円の追加であります。

前年度の療養給付費等負担金の確定に伴う追加であります。

8 目介護支援費 200 万円の追加であります。

介護予防プラン作成委託料の追加であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費 264 万 5,000 円の追加であります。

燃料単価のアップに伴う追加のほか、デイサービスの温泉給湯設備の修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、2 項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 223 万 2,000 円の追加であります。

11 節につきましては、燃料単価のアップに伴う追加、17 ページになりますが、19 節につきましては、本年度、新たに事業所内保育所が開設されたことに伴い、所要の費用を追加するものであります。

次に、4 目へき地保育所費 32 万 6,000 円の追加、あわせて 6 目児童館費 18 万 2,000 円の追加であります。

いずれも、燃料単価のアップに伴う追加であります。

次に、3 項 1 目災害救助費 1 万 5,000 円の追加であります。

平成 28 年度の災害救助費道負担金の確定に伴う精算還付金であります。

6 款農林業費、1 項農業費、3 目農業試験圃場費 22 万 4,000 円の追加であります。

トラクターの修繕に要する費用の追加であります。

18 ページになります。

5 目畜産業費 5,250 万円の追加であります。

十勝畜産農業協同組合が実施する競り場等の整備事業に対する、北海道からの間接補助であります。

次に、7 目農地費 500 万 6,000 円の追加であります。

19 節につきましては、18 戸分の緊急農用地排水改善対策事業補助金の追加であります。

23 節につきましては、農地面積の確定に伴う平成 27 年度分の多面的機能支払交付金の精算還付金であります。

8 目土地改良事業費 5 万 7,000 円の追加であります。

土地改良事業の説明会等の参加に要する旅費の追加であります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 1,700 万円の追加であります。

中小企業融資の利用が増加し、今後の要望額が貸付枠を上回る見込みとなりますことから、所要の補正を行うものであります。

19 ページになります。

3 目観光費 490 万円の追加であります。

地方債補正でもご説明いたしました、「アルコ 236」の改修に係る実施設計などに要する費用の追加であります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 1,215 万 9,000 円の追加であります。

14 節につきましては、民間借上げの除排雪機械の老朽化などに伴い、作業車両が 3 台分減車となりますことから、その借上料分を減額し、所要の経費を 13 節の委託料に組み替えるものであります。

13 節につきましては、14 節に係る組み替え分と昨年の台風被害による道路管理業務の増加などに伴

う所要の費用分をあわせて追加するものであります。

次に、4項住宅費、2目住宅管理費188万9,000円の追加であります。

泉町公営住宅の換気設備設置工事などの実施に伴う所要の費用を追加するものであります。
20ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費71万5,000円の追加であります。

本年4月から短期労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用が拡大されたことに伴い、臨時職員に係る社会保険料を追加するものであります。

次に、4目スクールバス管理費512万4,000円の追加であります。

補助席の座席ベルトの設置が義務化されたことに伴い、現在、町所有の8台のバスのうち、6台の補助席に座席ベルトが設置されていないことから、行事運行における1回当たりの配車台数を増車する必要があるため、所要の費用を追加するものであります。

6目学校給食センター管理費2,055万6,000円の追加であります。

4節につきましては、厚生年金保険及び健康保険の適用が拡大されたことに伴い、臨時職員に係る社会保険料を追加するものであります。

11節及び14節につきましては、それぞれ現計予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費432万6,000円の追加であります。

燃料単価のアップに伴う追加であります。

2目教育振興費121万8,000円の追加であります。

新入学用品費を入学前に支給するため、所要の費用を追加するものであります。

21ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費507万5,000円の追加であります。

燃料単価のアップに伴う追加であります。

2目教育振興費237万円の追加であります。

小学校費と同様に、新入学用品費を入学前に支給するため、所要の費用を追加するものであります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費10万2,000円の追加であります。

燃料単価のアップに伴う追加であります。

次に、5項社会教育費、2目公民館費50万9,000円の追加、あわせて3目町民会館費97万2,000円の追加、4目郷土館費20万5,000円の追加、7目図書館管理費29万8,000円の追加であります。

いずれも、燃料単価のアップ及び施設の修繕に伴う追加であります。

22ページになります。

6項保健体育費、2目体育施設費210万4,000円の追加であります。

燃料単価のアップに伴う追加であります。

13款災害復旧費、2項農林業災害復旧費、2目補助災害復旧費200万円の追加であります。

地方債補正でもご説明いたしました駒島地区明渠ほか3か所の災害復旧工事に関して、測量範囲を延長する必要がありますことから、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページまでお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人5,144万円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

11款1項1目地方交付税5,000万円の追加であります。

特別交付税の追加であります。

14款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料200万円の追加であります。

介護予防サービス計画等作成手数料の追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 2,163 万 4,000 円の追加であります。

1 節につきましては、障害者の自立支援給付費などの増額に係る国の負担分であり、2 節につきましては、本年度、新たに事業所内保育所が開設されたことに伴う国の負担分であります。

10 ページになります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 392 万 7,000 円の追加であります。

個人情報データの標準レイアウトの変更及びマイナンバーカードの記載事項の追加に伴うシステム改修に係る国の補助金であります。

2 目民生費補助金 704 万円の追加であります。

細節 1 につきましては、日中一時支援事業に係る補助金であり、細節 4 につきましては、障害福祉システムの改修に係る国の補助金であります。

次に、3 項国庫委託金、2 目民生費委託金 60 万 5,000 円の追加であります。

国民年金システムの改修に係る委託金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,131 万 4,000 円の追加であります。

1 節につきましては、障害者の自立支援給付費などの増額に係る道の負担分であり、2 節につきましては、本年度、新たに事業所内保育所が開設されたことに伴う道の負担分であります。

11 ページになります。

2 項道補助金、2 目民生費補助金 337 万 8,000 円の追加であります。

日中一時支援事業に係る道の補助金であります。

次に、4 目農林業費補助金 5,250 万円の追加であります。

十勝畜産農業協同組合が実施する競り場等の整備事業に対する道の補助金であります。

18 款 1 項寄付金、2 目総務費寄付金 4 億 8,500 万円の追加であります。

ふるさと寄附金の追加であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目まちづくり基金繰入金 3 億 460 万 5,000 円の追加であります。

ふるさと寄附の返礼事業のほか、マイホーム応援事業、緊急農用地排水改善対策事業に対し、繰り入れを行うものであります。

12 ページになります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、6 目中小企業貸付金元金収入 1,700 万円の追加であります。

次に、5 項 4 目雑入 7,000 円の追加であります。

多面的機能支払交付金の農地面積確定に伴う受益者からの返還金であります。

22 款 1 項町債、5 目商工債 490 万円の追加、あわせて 9 目災害復旧債 180 万円の追加であります。

いずれも、地方債補正でご説明いたしました町債を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12 番（中橋友子） 3 点お尋ねいたします。

はじめに、6 ページ、7 ページ、第 2 表の債務負担行為の補正であります。総額で 19 億 7,459 万 4,000 円ということでありました。消費税の総額についてはお示しいただけなかったのですが、いかほどになるかということです。

さらに、この 19 億円の多くは人件費に当たるものではないかと思えます。そこで、人件費がどのくらいになっているのか、もちろん最低賃金というのは守られているとは思いますが、賃金がいかほどなのか、さらに、社会保障などの経費等についても含まれていると思えますが、それがどのように予算化されているのか伺います。

さらに、この債務負担行為、この委託事業にかかわりましては、事業先に対して事業が実施された後、1 か月後に報告がされている仕組みになっていると思えます。それは守られているかどうか伺います。

次に、14 ページ、19 の電算管理費の 13 委託料、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料で
ありました。

ご説明の中では、マイナンバーについて、旧姓を記入、加えていくためにというふうに聞こえたの
ですけれども、今までそういった行政事務の中で、旧姓というのは、戸籍の中ではありましたが
も、一般的にはあまり制度としては使われていなかったように思います。この旧姓を組み込んでいく
意図とするところは何か伺いたいと思います。

また、いつもお尋ねしていますが、発行件数、これはどのぐらいになっているか。

次に、10 款の教育費の中で、2 番教育振興費の新入学用品扶助にかかわりまして、次のページには
中学校のほうも出ております。要望の強かった入学前の準備金について、前倒しで支給されるという
ことはよかったなというふうに思いますが、実施に当たっては公式な見解というのは今までいただ
いていなかったものですから、改めて、どんな形で実施されるのか、つまり手続がいつから開始されて
実際に支給されるのはいつになるのか伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） はじめに、債務負担行為の関係でございますけれども、今回、見直しに当た
りましては、人件費の単価と申しますか、町の単独単価を使っていたということもありまして、今
回の見直しにおいては公共単価に置きかえたということもありまして、これにおいては、ちょっと総
額のパーセントということではないのですけれども、前回からの見直し部分に当たって、ここの部分
がふえたという増加率としては、約 60%程度この単価の見直しにおいては実際にふえてきたという
ことであります。それと、人件費のベースアップもきちっと見てきた、その分においては約 4 割程
度がこの部分の増加に対しては含まれているという状況でございます。今ちょっと、社会保障とい
う点もこの委託料の中ではきちっと積算されておりまして、実際にちょっとどういう率というのは、
それぞれの委託業務によって、価格によっても違いますので出されておられませんけれども、そうい
ったことをきちっと積算した上で、今回のこの限度額の設定ということはされているというところ
でございます。

それから、委託業務の報告につきましては、毎月報告書が上がりまして、その報告書に基づいて検
査をしまして、その検査の結果適正であるということで毎月その支払いをしているという状況で、検
査報告書はきちっと残されておりまして、

それから、二つ目の質問の電算管理費の関係でございますが、旧姓表示ということで、これは国の
指導に基づいて、今回レイアウトの変更をこうするというところでございますが、実際に意図といいま
すと、例えば結婚されて名字が変わることになりますと、もともと持っていました銀行通帳と
かそういったものが使えなくなって、逆にそれを変更しなければならないということで、これは一例
ですけれども、そういったことが、今回、旧姓表示がなされるということで、そういったものがあれ
ば、そういった形で今までどおり扱えるというようなところもございまして、現実的にほかの意図と
申しますか、そういうこともあるのでしょうかけれども、ちょっと今それしか浮かばないのですけれど
も、申しわけございません、そういった意図があるということはお聞きしております。

○議長（芳滝 仁） 発行件数。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） それから、今回のこの社会保障・税番号システムのやりとりと申しますか、
情報の発行件数ですけれども、他市町村からの照会につきましては、10 月末時点で 162 件ござい
ます。それから、本町からの自治体への照会については、128 件の件数を行っております。

○議長（芳滝 仁） あと、債務負担行為の消費税。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） すみません。今回、31 年 10 月から 10%に変更になるということに今予定さ
れておりますので、今回のこの 5 年間の契約の中で、31 年 9 月までは 8%、それから 10 月からは 10%
というような形で考えております。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） マイナンバーカードの発行件数なのですけれども、ただいまちょっと資料を持ち合わせていませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、就学援助にかかわりまして、今回お願いしております新入学時の学用品費の扶助ということでございますけれども、実施の方法についてでございます。これにつきましては、12月の補正でということでございますので、この議会終了後に、新入学1年生、小学1年生に入学をされますご家庭につきましては、各家庭に郵送でご案内を差し上げたいと考えております。また、来年度中学1年生になるご家庭につきましては、小学校を通じまして6年生のご家庭の方々にご案内を申し上げる予定でございます。

また、支給の時期等につきましては、現在、教育委員会のほうで考えておりますのは、1月末までに申請をいただき、その後2月の教育委員会におきまして認定、非認定の判断をさせていただいた後、2月末から3月上旬にかけて、認定となられましたご家庭につきましては、口座のほうに振り込みをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 申しわけございませんでした。マイナンバーカードの交付件数なのですけれども、29年10月末現在で1,882件ということで、人口に占める割合といたしましては交付率6.94%となっているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 債務負担行為のほうであります。消費税につきましては、税率が途中で変わっていく予定があるということですね。それで積算されたということですが、総額で幾らになるのかと。この19億円というのは、あくまでも委託料そのものの金額でありますね。それに「及び消費税を加算した額」というふうになっておりますので、トータルとして幾らになるのかということを知りたく、消費税の総額の税額を伺ったところです。お示しいただければと思います。

さらに、公共単価に置きかえたということですから、当然、道単価などが使われているというふうに思います。過去に何度か指摘させていただいてきたことがあるのですが、道の単価が基準として示されても、町がそれで積算をされ発注をされても、なかなかそのとおりに労働者に払われないという現実が、依然解消されないで続いているという声を聞いております。したがって、そこを是正するのは、やはり事業を実施した後の1か月後の報告書というのが大事になってくるのですが、その結果でそういう事態は見えているのでしょうか、生じてはいないのでしょうか。

マイナンバーのほうですけれども、結局これ、一つの事例をお示しいただいたのですが、まだ金融機関、預貯金にかかわってのリンクというのは実施されてはいないですね。これについては、随分、個人情報が出ていく、財産まで管理されるというようなことがあります。懸念の声がたくさんあるわけですが、国の法改正によるということですが、そういうことを想定して旧姓も入れていくというふうに理解できるのですけれども、そうでしょうか。

学用品の関係はわかりました。ご努力をいただいて早急な対応をしていただけるということで、しかも、事務的にもきちっとこの議会終了後から手続をとられるということで、十分理解をさせていただきました。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 私のほうから、マイナンバーに係る部分、先に答弁させていただきたいと思っております。

議員お話を聞いた部分の改正ということでなく、今回の旧姓表示につきましては、「女性活躍加速のための重点方針2017」というのが示されておきまして、女性が社会において活躍しやすい環境とするといった点から旧姓も表示できるようにするという意味での、マイナンバーにおける旧姓表示という

のが今回対象になっているという考え方でございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

消費税につきましては、今、課長のほうから答弁いたします。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 消費税の総額でございますが、およそ1億8,561万1,000円という形になっています。

○議長（芳滝 仁） トータル。

○総務課長（新居友敬） トータル、総額でございますが、約21億6,000万円ということでございます。

○議長（芳滝 仁） 報告書の関係。労働者の環境についての。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） 委託料の人件費に対して、毎月毎月委託料を払っている中で、人件費がきちっと支払われているかどうかというところは、私どもとしてはそこまで事業者に対して確認をしているという状況ではございません。業務がきちっと遂行されているかどうかというところでの検査でございまして、ただ、いろいろなお話はお聞きしますけれども、実際に今、清掃業務でありますとかそういう方々とも、町の清掃業務の方ともいろいろお話しする機会もありますけれども、そういったお話は今余り聞かれていないというか、そういった状況は私どもも余り聞かれていないという状況はありますけれども、実際に事業者に対しての経営にまで、なかなかそこまで入っていけないというのが現状でございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） わかりました。改めて消費税10%の総額の大きさというのを教えていただきました。

これ、今の指導の関係であります。経営者の経営権というのがありますので、どこまで指導ができるかということには限界があるということはずっと聞いてきたわけでありまして、しかし、せっかくこういうふうには人件費を町独自から公共の単価の置きかえたということは、やはりきちっとそれだけ保障をさせていくために変わっていつているのだというふうに思うのです。そうすると、それが本当に支給されているかどうかというところまで、本来であれば、確認できる仕組みがあることが積算どおりの支給ということになるのだと思いますけれども、現実にはそこを知る由がない、調べる手だてがないということでありますから、やはり公契約条例のことについてもたださせていって来た経過がありますけれども、検討が必要ではないかなというふうに思います。

マイナンバーのほうですけれども、突然「女性が輝く」ということが出されたのですけれども、旧姓を使用して職場で残るとかというのは、これはもう従来からありまして、あえてマイナンバーのところに、なぜその事業のために旧姓が突然出てくるのかも理解に苦しむところでもあります。しかし、町の責任ではなくて、法律を変えてやってくるということでもありますから、やはり住民にしっかりと説明できるような改正になるために、国に対しても説明責任をきちっと。今の部長のご理解くださいというのでは全くわからなかったということを申し上げておきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第96号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第11、議案第101号、平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）までの6議件を一括議題とい

たします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 96 号、平成 29 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 71 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 36 億 1,550 万 1,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 70 万円の追加であります。

国民健康保険制度の都道府県単位化、いわゆる広域化に当たり、市町村事務の効率化などを図ることを目的とした、新たなクラウド環境の構築に要する費用を追加するものであります。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 1 万 5,000 円の追加であります。

本年度の納付金の確定に伴う補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 35 万円の追加、あわせて 5 款道支出金、2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金 35 万円の追加であります。

いずれも、歳出でご説明いたしました、新たなクラウド環境の構築に係る国及び北海道からの交付金であります。

8 款 1 項 1 目繰越金 1 万 5,000 円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 97 号、平成 29 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 103 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 24 億 9,737 万 9,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 103 万 6,000 円の追加であります。

来年度からの介護報酬の改定などに伴うシステム改修費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページになります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目介護保険事業費国庫補助金 51 万 8,000 円の追加であります。システム改修に係る国の補助金であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 51 万 8,000 円の追加であります。

一般会計からの繰入金であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 98 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為のみであります。

12 ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 債務負担行為」であります。

簡易水道施設管理業務委託料であります。本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とし、限度額「6,995万円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為を行うものであります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、13 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第99号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為のみであります。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 債務負担行為」であります。

処理場管理業務委託料ほか2業務であります。本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、それぞれ平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とし、限度額合計「2億2,040万円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為を行うものであります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、15 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第100号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為のみであります。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 債務負担行為」であります。

農業集落排水処理場の管理業務委託料であります。本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とし、限度額「1億1,095万円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為を行うものであります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、17 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第101号、平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為のみであります。

上水道施設管理業務委託料であります。本年度をもちまして契約期間が終了いたしますことから、平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とし、限度額「1,635万円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為を行うものであります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第96号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 97 号、平成 29 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 98 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 99 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 100 号、平成 29 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 101 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により明 12 月 2 日から 12 月 11 日までの 10 日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 2 日から 12 月 11 日までの 10 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 12 日午前 10 時からであります。

11 : 17 散会

第 4 回 幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第 4 回 幕別町議会定例会
(平成29年12月12日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
19 藤原 孟 1 板垣良輔 2 荒 貴賀
 (諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問（6人）

会議録

平成29年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 菅野勇次 建設部長 須田明彦
会計管理者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
教 育 部 長 岡田直之 政策推進課長 山端広和
総 務 課 長 新居友敬 地域振興課長 小野晴正
糠内出張所長 阿部麗子 防災環境課長 天羽 徹
保 健 課 長 白坂博司 商工観光課長 亀田貴仁
土 木 課 長 寺田 治 都市計画課長 吉本哲哉
保健福祉課長 金田一宏美 学校教育課長 高橋修二
生涯学習課長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 藤原 孟 1 板垣良輔 2 荒 貴賀

議事の経過

(平成29年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番藤原議員、1番板垣議員、2番荒議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問を行います。

1、幕別町における新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と固定資産台帳の整備状況について。

平成26年5月の総務大臣通知により、固定資産台帳と財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、平成29年度までに全ての地方公共団体において、固定資産台帳と貸借対照表、財政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表を作成するよう要請がなされました。その意義については、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことは極めて重要であるとされております。

厳しい財政運営の中、財政の透明性を高め効率的・適正化を図り、住民・議会に対する説明責任をより適切に果たすことは、極めて重要であると考えます。

については以下の点について伺います。

1、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と固定資産台帳の整備の進捗状況。

2、固定資産台帳の整備による公共施設等総合管理計画への減価償却等の活用について。

3、財務書類を分析してマネジメントに活用するための人材育成について。

4、わかりやすい財政運営の情報開示のために事務事業評価を導入し、事業別予算・決算に切りかえるべきと考えるが、その予定は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と固定資産台帳の整備状況について」であります。

現在の地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、予算の適正かつ確実な執行を図るという観点か

ら、議会での議決を経て、単年度ごとに現金収支を管理する単式簿記による現金主義会計が採用されております。

一方、地方の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に図る観点から、現行の現金主義会計による予算・決算制度に加えて、複式簿記による発生主義といった企業会計的手法を活用した財務書類の整備が求められております。

こうした中、総務省では、平成12年に貸借対照表等の作成モデルとして「旧総務省モデル」を示し、18年には「基準モデル」及び「総務省方式改訂モデル」を示して、財務書類の作成を全国の地方公共団体に要請し、本町においても「旧総務省モデル」の方法で12年度決算からバランスシートを作成しているところであります。

しかしながら、今申し上げましたように、財務書類の作成方法が複数存在し、地方公共団体間の統一的な比較が難しいほか、現行モデルでは多くの地方公共団体において、決算統計によるデータを活用した簡便な方法による作成が主流となっており、本格的な複式簿記・発生主義会計の導入が進んでおりませんでした。

このため、総務省では、平成22年9月から「今後の新地方公会計制度の推進に関する研究会」において議論が進められ、26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示しました。

また、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の公表と合わせて、統一的な基準による財務書類等を、原則として27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう、地方公共団体に対し要請がなされたところであります。

ご質問の1点目、「新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と固定資産台帳の整備の進捗状況」についてであります。

現行の現金主義会計における地方公会計制度は、資産や負債に関するストック情報が十分に整備されておらず、実質的なコストを網羅的に把握することが困難であり、また、固定資産の取得原価を耐用年数にわたって費用配分する減価償却費や将来費用を見積もり計上する引当金等が計上されていないため、行政サービスに要した事業費のフルコストの情報が把握しにくくなっております。

発生主義を採用することによって、これらの情報の把握が可能になるとともに、予算・決算制度を補完する財務書類を作成することで、ストック情報やフロー情報の関連性が「見える化」され、財務状況をわかりやすく開示することによる説明責任を果たすとともに、予算編成などに有効に活用することで、行政内部のマネジメント機能を強化し、財政の効率化と適正化につながるものと期待されているところであります。

現在、本町においては、平成27年度末現在における固定資産台帳の整備は完了しておりますことから、28年度における新たな固定資産の購入・処分等のデータの更新作業を行い、本年度中に28年度決算に関する統一的な基準による財務書類の作成を完了する予定としております。

ご質問の2点目、「固定資産台帳の整備による公共施設等総合管理計画への減価償却等の活用について」であります。

統一的な基準による地方公会計の整備が進められる中で、今後、財務書類の効果的な活用方法が求められることから、総務省では、昨年10月、活用事例や検討課題等を「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」報告書としてまとめております。

この報告書の中で、統一的基準による財務書類が作成されることにより、一つ目には事業別・施設別の行政コスト計算書を作成することで、セグメント分析が可能となること、二つ目には固定資産台帳が整備され、公共施設マネジメントへの活用が可能となること、三つ目には財務の客観性・比較可能性が確保されることなどの観点から、予算編成や行政評価等への活用が可能となることが期待されており、先進自治体での活用事例が紹介されております。その一つとして、固定資産台帳を活用し、公共施設等の更新費用推計を減価償却費から見込み、将来発生する更新費用や投資的経費の年度間の

不均衡に対応するため、公共施設等総合管理基金を創設し、中長期的な財源の担保をもって、単年度の予算編成に活用するといった事例であります。

このほかにも幾つかの先進事例が紹介されておりますが、統一的な基準による財務書類を作成している地方公共団体は、平成 28 年度末現在で 10%に満たず、本年度末で 98%を超える予定となっていることから、今後、さまざまな事例が明らかになってくるものと考えております。

本町におきましては、統一的な基準による地方公会計の取組を始めたばかりではありますが、人口減少・少子高齢化が進展している中、限られた財源を効果的・効率的に使うためにも、さまざまな活用事例を調査・研究し、財務書類等を管理会計的なマネジメント・ツールとして予算編成や公共施設等の適正な管理等に活用してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「財務書類を分析してマネジメントに活用するための人材育成について」であります。

統一的な基準による地方公会計に基づく財務書類の活用については、その業務に携わる職員が財務諸表から財政状況を把握することに加え、課題解決につなげるための分析能力が必要となります。

このため、公会計の知識習得は不可欠でありますので、所管する担当課職員に研修の機会を与え、人材育成に努めることはもちろん、本町の組織規模であれば、研修成果を担当職場で共有し、組織の総力を挙げて業務を遂行することが最も適していると考えておりますことから、担当課の職員個々が切磋琢磨することにより、継続的に組織としての対応能力を維持・向上させてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「よりわかりやすい財政状況の情報開示のために事務事業評価を導入し、事業別予算・決算に切りかえるべきと考えるが、その予定は」についてであります。

事務事業評価は、事業の必要性を明確にし、事業の活動に対して得られる成果などを指標による客観的数値を用いて分析・評価を行い、その結果を踏まえて、将来の事務事業の方向性を検討し、業務改善や事務事業の再編、重点化に反映させようとするものであります。

平成 25 年 10 月 1 日を基準日とした総務省の調査では、都道府県及び特例市以上の市ではほぼ全団体が、また、その他の市区でも 8 割以上の団体で、一定の基準に基づく評価制度が導入されており、町村においても約 3 分の 1 の団体が導入している状況であります。

事務事業評価導入の必要性につきましては、幕別町行政改革大綱（第 4 次）の推進計画のほか、第 6 期幕別町総合計画の基本計画にも位置付けをしておりますことから、今後、評価対象となる事務事業の洗い出しや評価シートなどを作成し、当面は主要な事業の評価から開始してまいりたいと考えております。

また、事業別予算・決算につきましても、事務事業評価導入を前提に準備いたしたいと考えておりますが、現在のところ、平成 30 年度決算から事業別に体系化し、32 年度予算から事業別に組みかえ、33 年度から 32 年度決算に基づく事務事業評価の導入を目指してまいりたいと考えております。

さらに、事務事業評価に当たりましては、事業の目的と成果が住民サービスにつながっているかどうかなど、費用対効果の観点から進めていくとともに、住民参加も視野に入れながら、よりわかりやすい財政運営と財政状況等の公表に努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、この新地方公会計制度でございますけれども、また、固定資産台帳の整備でありますけれども、決算書を見てみましたら、平成 26 年度の決算の中で、総務費の中で、固定資産台帳の整備委託という項目がございまして、平成 27 年度予算に新地方会計に関する予算計上がされてございました。

それぞれ、その時期からの作業だと考えるわけでありまして、この固定資産台帳及び新地方公会計の作業開始時期について、正確にはわからないかもしれませんが、大体どの時期から始めたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 新地方公会計システムの部分につきましては、27年度の部分につきましては実施しておりません。

本年度に予算計上しまして、システムの導入に向けた委託業務を、今現在実施しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 固定資産台帳の整備につきましては、平成28年度にシステムを導入しているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） それぞれ総務省から、総務大臣から通知があつてからの作業開始だと思うのですが、答弁の中で固定資産台帳、平成27年度まで整備されて、それ以降の新たな固定資産台帳の購入や売却のデータ作業等を行った後に、平成28年度決算に関する統一的な財務書類の策定は、今年度中に終わるといふ答弁でございました。

今回この地方公会計制度を質問するに当たり、多少、企業会計等を勉強したのですが、これが易しい会計になったのか、かえって難しいものになっていくのではないかという感じがするのですが、その辺の印象は、行政としてはどのように感じているかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今までの予算、決算というのが単年度主義、単年度ごとの状況しかわからない。ですから、その段階における、どれだけの負債があつたり、どれだけのストックがあつたりという、その辺が表面上しかわからない、他の分析をしないと出てこないというようなことがありまして、より地方公共団体における財政状況、財務状況がわかる資料として活用すべきだと、そういうことで導入されたわけで、まさしくそうだというふうに思います。

ただ、これを今まで職員が単年度会計でやってきましたので、なれが必要なので、一部公営企業、水道などは取り入れておりますけれども、なれが必要かなということがありますし、また住民の皆さん、一般企業の場合はある程度見ればわかるのかもしれませんが、住民の皆さんにとってはわかりにくい面も出てこようかというふうに思いますので、そこらあたりは十分な周知、説明をしなければならぬものというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 行政のほうでは、総務大臣の要請により着々と進めてきたと。その間、今度、統一的な公会計が変わっていくというところは、なかなか議会としてもわからなかったところでございまして、財政の問題で1回、私、平成27年に一般質問をしたことがございますけれども、その中で、町長答弁で最後のほうに、27年度これから新地方公会計に移行していくのだというところがございまして、今回一般質問させていただいた経緯がございまして、先ほど言ったように、町長答弁いただいたように、今後どのように議会、住民に情報の開示、また内容を説明していかれるのかというところが大事なところであると感ずますが、まずこの固定資産台帳、町の持っている資産の全ての情報だと思いますけれども、これを今後開示していく方向なのか、その辺を先ほどのどういうふうにわかりやすい内容の開示にしていくのかと、固定資産台帳の公表についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町の持っている財産については、すべからく町民の皆さんに知っていただけるような状況になければならないというふうに思っております。ですから、個々の資産の閲覧要請があれば、それは当然応えていかなければならない。ただ、それがどれほどの意味合いがあるのかということも実はありますので、やはりわかりやすくお示しをすることからすると、例えば分類別に分ける、教育財産であるとか、社会福祉だとか、あるいは道路、公園だとかという、そういう住民の皆さんの身近な分類の仕方がありますので、そういった分類をした中で、教育施設であれば幾ら、取得

価格で幾らで、年の減価償却が、今まで減価償却した額が幾らで、あと残存価格が幾らでありますとかという、そういう示し方がいいのだろうなど。さらに細かく知りたい方については、個々の施設についても、それは閲覧をしていただくという形がよろしいかと思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 住民、議会に説明していく中で、先進事例がいろいろございまして、その中で千葉県の習志野市、これは全国でもトップクラスの内容、情報開示をしているところだというふうを書いてあったのですが、公認会計士による決算報告会を毎年開催していると。その新公開制度により作成された財務処理について、公認会計士から市民に対して内容を説明する企画でございます。

さらに、公会計白書というものを作成して、ホームページで公表してあります。詳細が、固定資産台帳の一覧、地方債の明細が記載されています。このほかに、ファイナンシャルプランナーが資産や負債を盛り込んだ市の家計簿を作成し、その内容を評価した習志野市家計簿チェック座談会、これを開いて、その内容を市民に公開するとともに、その内容を財務報告書へ掲載したり、市の貸借対照表、いわゆるバランスシートでございますけれども、これを高校生でもわかる視点で読み解く、バランスシート探検隊授業というものもやっております。そのバランスシート探検隊授業で作成したレクチャーノートも、今度、また市民カレッジの講義で活用すると、さまざまな角度からこの情報開示を行っているというところでございます。

この新地方公会計制度をいち早く取り入れて、財務諸表4表も既に作成しているところでは、このような事例になっていると。いろいろ先進事例を考えていただきながら、わかりやすい新公会計制度を説明していただきたいと考えますが、もう一度お願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、習志野市の先進的事例をご紹介いただきましたので、それは大いに参考にさせていただきたいというふうに思います。

ただ、一番大切なのは、町の財政が今、どういう状況にあるのか。つまり、今の町が持っている資産がどれだけあって、それがどのぐらい耐用年数が過ぎていて、将来どういった投資、更新をしなければならないかという状況を知ってもら。で、その施設整備に要した、調査や借金がどれだけあるのだということを知っていただく。

さらには、このあと出てきます事務事業評価、個々の事務事業がどれだけの効果があるのかということを知っていただいて、それを町民の皆さんにも中に入れていただいて、その意見を酌み取ってというより、一緒になってこの町の財政運営を考えていっていただく。そのための資料として公開することが一番大事だろうというふうに思っております。

（10：28 荒議員退場）

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） わかりました。

幕別町は、平成12年度から旧総務省の公会計を利用して、今までやってきたと。で、平成18年に、統一的な部分と、総務省改訂モデルというところで新たな公会計制度が出てきたと。この12年から18年に移行するときに、旧総務省方式を続けて使ってきたわけですね。その辺の、町長はそのときは、理事者ではなかったわけですが、そのとき、平成18年に変えなかった、その意味、理由というのは、どういうふうなことで考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私もその辺の詳細についてはわからないわけですが、ただ言えることは、平成12年といたしますと、もう17年前でありまして、まだその時期は単年度決算が主流であって、多方面から多角的な分析をする必要性というのは薄かったのだろうというふうに思います。

ですから、旧総務省モデルであろうが、総務省方式改訂モデルであろうが、さほどどちらも重要性の認識は足りなかったのかなと、そんなことから変えてこなかったというふうに思われます。

ただ、今ここに来て、かなり状況が変わってきています。かなりつまびらかに、あるいは多角的に

分析した結果を、町民の皆さんにお知らせするということが、非常に財政運営の中で、あるいは予算編成の中でも非常に重要性を増してまいりましたので、そこら辺は今の状況とはちょっと違っているのかなというふうな認識を持っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 今までの財政状況というのは、ほとんど実質公債費比率という部分で、ある程度序列がつけられていたというか、夕張市の破綻によってこの公債費比率というのが出てきたわけなのですけれども、今後この固定資産台帳が、減価償却ですね。それが町の資産になって、資産を維持管理、補修をしていくためにも、ある程度予算がかかってくると。それも財産の指標になっていくということであると思いますけれども、今後の地方公共団体の財政分析について、財政力指数と経営収支比率、地方財政健全化法では、実質赤字比率と連結実質赤字比率、これはなじみのある実質公債費比率、将来負担比率といったこの財政指標が既にあるのですけれども、今後はこの統一的な公会計の整備によって、どのように変わっていくのかということがかれば、お答えしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 残念ながら、まだその辺の情報はありませんし、これからのことだというふうに思います。

29年度中に台帳も整備されまして、ようやくスタートしていく状況にありますので、そういった中で指標というものも新たなものが出てくるかもしれません。ただ、一つの指標を見て絶対的だということはないと思いますので、あらゆる指標を見ながら財政運営をやっていく。特にやっぱり将来予算が本当に組めていくのかなということが、一番問題になるのかなというふうに私は思っています。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） この新地方公会計制度に基づく財務処理を、予算に反映していくという仕組みづくりについて伺いたいと思いますけれども、答弁の中では、取組を始めたばかりというところもあって、これからさまざまな事例を研究し活用していくというところでもございましたけれども、財務処理策定段階から、これは今後どのように活用していくのかという町独自の考えを、ある程度まとめておく必要があるのではというふうに考えるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、おっしゃることはそうだというふうに思いますけれども、しかし、これは国主導のもとで全国的に導入をしてきたということがありますので、我々からすると、今の方式がだめなのかといたら、そういう認識は持っておりませんし、台帳が整備して、例えば年々の減価償却費が出ていく、将来いつで耐用年数が切れるだとかということがわかったとしても、それが果たしてどう使っていくのかといたら非常に難しいわけで。といいますのは、更新費用、民間であれば減価償却して、それを内部留保して、次の更新費用に貯金をしていくという考え方に立つわけなのですが、地方公共団体の場合は、国庫補助金があり、国の補助金があり、そして地方債、単なる借金ではない地方債制度もありますので、更新費用全てを貯金する必要がないわけであります。

そうかといって、ゼロでいいということにもなりませんので、そこらあたり、今度、台帳が整備されることによって、どの程度の更新費用をためていくかなんていうことも考えていかなければならぬのかなというふうに思います。

いずれにしても、今の段階で、これをこう使っていくというものは残念ながらないですし、余りいい使い方ができるのかどうかというアイデアも今のところは持ち合わせていないというところであります。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。これから、いろいろな方面で調査・研究しながら活用していくことだと思います。

次に移りたいと思いますけれども、固定資産台帳の整備による公共施設等管理計画への減価償却等の活用についてでございますけれども、公共施設等総合管理計画は平成29年の3月に策定されたわけ

ですけれども、先ほど聞いた固定資産台帳との絡みですね。固定資産台帳の整備は平成 28 年度からというところで先ほど答弁いただきましたけれども、この公共施設等総合管理計画の開始時期というのはいつからだったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(10 : 36 荒議員入場)

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 計画につきましては 28 年度、29 年に入ってから計画策定しましたので、28 年度の計画でございますけれども、実質的には今現状、今後計画を進めていくという流れでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 公共施設等管理計画は書類としてでき上がっているわけなのですが、固定資産台帳と同じ整備の進行であれば、公共施設等総合管理計画に固定資産台帳の情報を取り込むことができなかつたのかということなのです。

要するに、固定資産台帳で使っている、例えば施設の取得金額、あるいは減価償却、それによって、施設老朽化比率というのも多分出ると思うのですが、それを取り入れることによって、公共施設等総合管理計画がより精密、詳細に整備できて、これからの公共施設の改修、あるいは統合、あるいは廃止、そういうふうなところに生かせるのではないかという気がしたのです。

平成 29 年の 3 月に作成されました公共施設等総合管理計画を見ると、何か財政的に厳しいと、その中でこれから人口の変動によって、使用数の少ないものの整備とか、変更を行っていかねばならないと、読んでいくうちに、これは公共施設等削減計画かなというふう思うところがあったわけなのです。その部分で、固定資産台帳ともう少し情報を公共施設等総合管理計画にのせてあげれば、もっとよりよい計画になったのではないかという気がするのですが、その辺について伺いたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、おっしゃるように、固定資産、公共施設であったりインフラ施設があるわけなのですが、これが固定資産台帳の数字がそのまま公共施設の管理計画に移行するというか、同じものを使えば、まさしくそれがより実態に近い数字になるのだろうというふうに思います。

ただ、これも公共施設等総合管理計画につきましては、全国的に策定をしたものでありまして、その積算方法については、国からの指示がありました。例えば、公共施設であれば耐用年数の 2 分の 1 を過ぎたものは長寿命化を図りなさい。その単価については、更新費用の 6 割をもって計上しなさいでありますとか、耐用年数が全て切れているものについては、丸々更新として、再建築費の価格を入れなさい。そんなような指示がありましたことから、どうしても同じような時期に同じような計画であったりするので、台帳整備が同一の数値をもってできなかったということがありますので、そこら辺はいかんともしがたいのかな。

ただ言えることは、今後は固定資産台帳というのはしっかりできますので、それに基づいてどの年度にはどのぐらいの減価償却があり、どの年度には残高も幾らになるとかということが、これはすぐ、施設の分類ごとによってわかってきますので、それは大いに役立てることができるのかなと。

それともう一つは、公共施設等総合管理計画との違いといいますか、公共施設等総合管理計画については、長寿命化であったり建てかえをするという一方で、もう一つ人口減少をにらんで、統廃合ということがあって、固定資産台帳とはなじまない面はありますけれども、ただ、数値については一緒のものを使ったほうがよかったのかなと、そんな感じはしております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 町長が言うように、総務省においては公共施設等総合管理計画は現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないということで、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中期的な経費の見込みを算出することや、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的

には固定資産台帳を利用していくことが望ましいというふうに書かれてございました。

町長が言われたように、固定資産台帳をせっかく整備して、多分いろんなところにこれは使えるものがございますから、これから施設にかかわる経費、修繕費等、大変な金額であると考えますことから、利用していただけたらいいかなと思います。

また、この公共施設等総合管理計画も随時見直しするような形になってございますから、改変等使いやすい、わかりやすいものにしていただきたいと思います。

それでは次に、財務書類を分析して、マネジメント活用する人材育成についてでございますけれども、新地方公会計を整備・運用していくときに、職員研修について、総務省のほうからある程度サポート等もあったというふうに書いてございますけれども、どのような研修を行ったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 研修についてでございますが、担当課職員1名が本年度、自治体情報システム協議会という協議会の主催の公会計の研修会に参加しております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 1名の参加で、先ほど言った担当課の職員が切磋琢磨するということまで、なかなかいかないと思うのですけれども、やはり財務書類に関しては、今後いろいろ仕訳していくわけですね。仕訳する中で、システム化も多分されていくのだろーと思っておりますけれども、職員が企業会計について、ある程度の知識は今後絶対必要であるというふうに考えますけれども、その辺の庁内の体制の整備、全庁的な推進体制を確立するためには、庁内の人員の整備を確立することが重要ではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺の庁内体制についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 庁内体制というのがどういうことを指しておられるのか、ちょっとぴんとこなかったのですが、少なくとも全職員がある程度企業会計に関する知識の底上げを図らなければならない、これは間違いなくことであります。そんな中で、特に担当部署においては、それよりもさらにワンランク上げたような知識を習得することも必要であろうというふうに思っています。

それで、やはり研修をやらなければ、何といっても知識の底上げにはなってきませんので、これはまず、全職員を対象にしたような研修の必要性は間違いなくあるのだろーなというふうに思いますし、さらに深度の深い研修については、担当の者が研修を受けて、それを庁内に情報共有、知識を共有するといった形になってくるのかなというふうに思います。

それで、その体制を、何か組織をつくって公会計制度に対応するということは考えております。これは今の組織の中で、政策推進課の財政担当ということになるかというふうに思いますけれども、そこが中心になってまずは進めていき、そして職員全体の底上げをしていくということが必要であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。

この公会計の中の仕訳についてなのですけれども、日々仕訳と、期末一括仕訳というところがあるのでございますけれども、その辺の本町の考え方はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 本町におきましては、当面の間、期末一括処理ということで考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 先ほど、庁内体制を整備したほうが良いというのは、日々仕訳に対することとございまして、やはり期末一括仕訳でありますと、その期間に業務が集中してしまうこととか、あるいは会計の正確性が失われる、そんなことはないと思うのですけれども、私も簡易的なソフトを使って

仕訳はしているのですけれども、それでも間違えることがあると。できたら、やはり総務省も日々仕訳が本当はいいのだよというふうに言っているのですけれども、今のところ期末一括仕訳も仕方ないだろうというところで記載してございました。

今後、日々仕訳にしていく、これから移行していくというところでございますけれども、そのほうが職員にとっても、ある程度システム等を整備した段階ですけれども、そのほうがスムーズに行くような気がするのです。何でもためてしまったら、最後には混乱するようなことと思いますので、その辺の考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、課長のほうから期末仕訳、当面はそういうことでスタートしたいということでありました。

ただ、他の町の事例も、少ないのではありますけれども、事例も聞いておまして、専門の、例えば管財部門が一括して期末にやると、どうしても施設を担当している者がやらないので、意識が薄れてしまうとか、負担がその1か所に集中してしまうとか、そんな事例も実はありますので、まずは期末仕訳をすることでスタートしまして、当然これは日々業務をやっていく中で、変えていかなければならないものは変えていくということになりますので、状況を見ながら一番職員が負担がなくてスムーズに行くような形でやっていかなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。

それでは、最後の質問でございますけれども、よりわかりやすい財政状況の情報開示のために、事務事業評価を導入し、事業別予算決算に切りかえる、その予定はというところだったのですけれども、幕別町の行政改革は、昭和62年に第1次行政改革、それから第2次行政改革大綱が平成8年、平成12年に推進計画の見直しを行って、平成18年に第3次行政改革大綱及び推進計画、で、平成28年には第4次行政改革大綱及び推進計画というふうに、順次追って行政改革を進めてこられたわけです。

その間、効率的な行政運営と財政の健全化というところで推移してきたものだと考えてございますけれども、その中で、行政改革の中で、事務事業評価を導入しているところは、十勝管内でも結構ございますけれども、本町がこの事務事業評価をなかなか取り入れることができなかった、あるいは取り入れなかったという経緯についてお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事務事業評価については、単に事務事業評価をやればいいということではなくて、予算を事務事業予算にして、その結果として決算が出、そしてそれを評価していくという一連の流れでありますので、やはり一番ネックになったのは事務事業予算を導入するかということでありました。

そんなことから、なかなか、やらなきゃならないなと思いつつも、ずるずると先延ばしになってきた、そんな経過がありますけれども、先ほどお答えしましたように、今回はかなり職員一同不退転の気持ちでありますので、しっかりと目標に向けて導入していきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 私も、一般質問で、事務事業評価というか、事業別予算・決算について質問した経緯がございます。

やはり職員の中でも、この事業別予算・決算について、かなり勉強して積極的な職員もいるというふうに聞いてございます。なかなか本町は取り入れないなと思ってございましたけれども、今回の質問で、今後、積極的にやっていると、平成33年度から32年度決算に基づく事務事業評価と、それから事業別予算書・決算書に移行していくということでございます。

事務事業評価をするに当たって、この評価の仕方について質問がございます。ある程度、総合計画でもそうですけれども、評価のときに庁内の部課長あるいは三役、そういった形で庁内の内部の評価制度になっているというふうに思います。それで、この外部評価、有識者含めた外部評価あるいは町民を含めた評価、そのような形に持っていく考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一番はじめの答弁でもお答えしましたように、今はもう職員だけで評価をするという時代ではありませんので、そこは専門家であったり、町民の皆さんであったり、多くの方がそこにかかわっていくということが必要でありますし、そのことによって、町民みんなでこの町の財政に関与していくのだということも、そういう機運も必要であろうというふうに思いますので、今どういう人たちが入るといことは申し上げられませんが、町民の方も参加していただいて、評価を実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 今回、定例会には、第6期総合計画について提案がされているわけですがけれども、事務事業評価はこの総合計画としっかりリンクして、わかりやすい体系で行っていかないと意味がないのかなというふうに思っているのです。

総合計画があって、その中でいろいろな施策がありますけれども、その施策の事業に張りついて、この事務事業評価がされていると。そうすることによって体系がしっかりわかって、事務事業予算・決算にも生かされていくと、こういう体系、流れをしっかりとつくる必要があると考えます。その辺いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まちづくりの根幹が総合計画でありますので、基本構想があり、基本計画があり、そしてその下に実施計画があると。その実施計画に盛り込まれている事業については、当然事業評価の対象でありますし、事務事業評価、事務ということになりますので、そのほかのソフト事業、3か年実施計画にのっていないものも含めての事務事業評価を最終的にはしなければならない。ただ、当面は大型のものから、まずは手をつけていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 最後に、今般、予算編成過程のことについて新聞報道がございました。

音更町では開示するつもりはないと。で、帯広市では予算編成後の開示について、含みを持たせるような報道がされてございましたけれども、本町における予算過程の公表についての町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 予算編成過程の公開については、一体予算編成の中のどこを公開するのかと考えると、どうも私はぴんと来ないのですよね。やはり内部的に必要性を訴えてもらって、それに対して客観的な角度から査定をするという形になるわけでありまして、そこを見せるのか、意味合いがちょっと私はぴんと来ませんので、できることなら公開すればいいのでしょうかけれども、何を公開するのか、どうして何のために公開するのかというところが、私はぴんと来ませんので、今のところは考えられないかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 答弁の中でもございましたけれども、さまざまな情報開示ということは、これから重要でございますから、住民にわかりやすい機会、説明にも関連した情報公開、公会計、今回は公会計でしたけれども、していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:59 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

道徳の教科化にかかわり柔軟な学びの展開を。

2018年度より小学校、2019年度から中学校において、これまでの「道徳」が「特別の教科 道徳」と位置付けられることになりました。これまでは、検定を受けない副読本やテレビ番組、教員みずからが作成した資料などを用い、目の前にいる子供たちに合わせた学習展開が広げられてきましたが、今後は、文部科学大臣の検定を受けた教科書をもとにし、児童生徒に対し、学習したことへの評価が導入されることとなります。つまり「道徳」が、検定を受けた教科書で学んだことの「評価」の対象になります。個人の道徳性に対して公的に判断を下すこととなるのです。

こうした、いわゆる「道徳の教科化」についての是非はあるものの、現政府のもと導入が決定され、学校現場では次年度実施に向け、既に各学校で研修を重ねているところであります。

「道徳」については、他の教科と比べても大きな特性があり、数値化されて評価されるものではありません。また、どこの地域でも、あるいはどこの学校でも画一的に行われるものでもありません。当然、幕別の子供たちと、都市部の子供たちでは、学習内容が変わってしかるべきと考えます。目の前にいる子供たちの特徴を踏まえ、柔軟に学習を組み立てていくことが、より一層大事になってくることでしょう。

文部科学省の方針においても「物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考え方を深める学習」「多様で効果的な道徳教育」「一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価」といった言葉が並び、数値で他の子供たちを比べて評価したり、入学試験で活用したりすることはしないと明言しているところであります。

つきましては、道徳の教科化にかかわり、以下の点について町の見解を伺います。

1点目、道徳の教科化そのものについての考え。

2点目、町内においても、目の前にいる子供たちの実態に合わせ、教科書の活用方法を含めた各学校の創意工夫された学び、並びに評価方法を尊重していくべきと考えるがいかがか。

3点目、指導要録における評価の記述方法並びに形式は。

4点目、より一層の指導の充実を進めるための新たなデジタル教材等の教育環境整備についての考え。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「道徳の教科化にかかわり柔軟な学びの展開を」についてであります。

「教育基本法」において、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定しており、人格の完成及び国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが学校教育における道徳教育の使命であるとされております。

道徳教育は、「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応し、その形成者として生きていくことができる人間を育む上で、重要な役割を持っていると考えているところであります。

ご質問の1点目、「道徳の教科化そのものについての考え」についてであります。

学習指導要領の改正に伴い、平成30年度から小学校、31年度から中学校におきまして、これまでの「道徳の時間」が、新たに「特別の教科 道徳」と位置付けられることとなりました。

学校における道徳教育は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形づくっていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むと

もに、人としてよりよく生きる上で大切なものであり、子供の「豊かな心」や「確かな学力」「健やかな体」の基盤ともなり、「生きる力」を育むために極めて重要なものであると考えているところであります。

これまで全国的には、学校や児童生徒の実態などにに基づき、道德教育の重点目標を設定し、充実した指導を重ね、成果を上げている学校がある一方で、教科書や評価がないことなどから、他の教科に比べて軽視されがちであることや、読み物を読んで感想を述べるだけで終わっているような形式的な指導が行われている例があるなど、多くの課題が指摘されてきたところであり、平成 23 年、中学生がいじめを苦に自殺した事件が道德の教科化のきっかけとなったものと認識をいたしております。

道德教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるものであり、道德の時間が各教科などで行われる道德教育のかなめとして位置付けられていることや、授業時数も今までと変更はないものの問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れるなどの指導方法の工夫が求められることとなったところであります。

政治や経済の動向、社会情勢の変化に伴い変遷してきた日本の学校教育を考えたとき、今後も、さらに少子高齢化や人口減少という事態が進むにつれ、社会ではこれまで考えられなかったような難題が、次々と発生することが予想されます。

道德の教科化という改革で、子供たちが「生きる力」を身につけ、よりよい人生や社会を切り開いていけるよう、家庭や地域社会と連携して、子供の道德性を育む取組に力を尽くしていかなければならないものと考えております。

ご質問の 2 点目、「子供たちの実態に合わせ、教科書の活用方法を含めた各学校の創意工夫された学び並びに評価方法を尊重していくべき」と、ご質問の 3 点目の「指導要録における評価の記述方法並びに形式は」につきましては、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

新しい学習指導要領の道德科におきましては、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことはもちろんであります。児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用を努めることとされております。

特に生命の尊厳や自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の活用が求められているところであります。

例えば、本町であればオリンピック選手など、世界を舞台に活躍している競技者の努力やチャレンジ精神、苦悩などに触れて、道德的価値の理解や、それに基づいた自己を見詰める学習を深めることにもつながるのでないかと考えているところであります。

今後におきましては、各学校において、児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情等に応じて、創意工夫された多様な教材を活用した授業づくりに努めていただきたいと考えております。

次に、評価方法についてであります。児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があると示され、数値などによる評価は行わないものとされており、道德科は、児童生徒の人格そのものに働きかけるものでありますことから、その評価は安易なものであってはならないと考えております。

また、道德科における評価の具体的なあり方といたしましては、児童生徒がみずからの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を、他の児童生徒との比較による数値評価ではなく、記述式で適切に行うものとされております。

教育委員会といたしましては、文部科学省からの道德科の評価に係る指導要録の参考様式をもとに、各学校と相談し、形式及び記述方法の検討を行っておりますが、指導要録への具体的な記述方法などにつきましては、北海道教育委員会におきましても、評価方法などについての調査・研究を行っており、年度内には各学校へ情報提供をすることができるものと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、「より一層の指導の充実を進めるための新たなデジタル教材等の教育環境整備についての考え」についてであります。

道徳科における教材につきましては、児童生徒の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めることとされており、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心を持つとともに、柔軟な発想で教材を広く求めることが重要であると考えております。

例えば、古典や民話などの読み物、映像ソフトなど情報通信ネットワークを利用した多彩な形式の教材が考えられるところであります。

教育委員会といたしましては、平成27年に策定した学校ICT環境整備計画に基づく、教育の情報化に係る環境整備を進めるとともに、学校における指導の充実を進めるための新たなデジタル教材等の整備につきましても、各学校と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えているところであります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 再質問させていただきます。

道徳の教科化ということで、学校現場はもちろん教育委員会も含めて、対応にいろいろと苦慮されていることだというふうに思いますし、これから取り組んでいく過程の流れの中で、いろいろとまた工夫改善されていくというふうには思っているところでございますが、最初に質問にかかわってですけども、道徳の教科化にかかわって、全国的な課題であったりとか、例をお示しいただきましたが、確かに答弁ありましたとおり、道徳の教科化に至るまでに、読み物を読んで感想を述べるだけとか、そういった形式的な事例もあったということは、そのとおりだったなというふうには思うのですが、幕別町において、これまでの各学校の道徳の授業に対する取組について、教育委員会のほうで把握している段階で、どのように評価をされているかということについて、まず1点目お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 幕別町における道徳の評価ということでございます。

先ほどお答え申し上げましたけれども、これからは教科書を使わなくてはならないということもございますけれども、これまでは学校で、それぞれ年間指導計画に位置付けて、さまざまな教材を使って、そして先ほども答弁しましたけれども、地域に根差した形で授業を進めてきていると。例えば、文化的なもので開拓の歴史ですとか、あるいはアイヌの文化、そういうようなものを通じて生きる力というものを学ばせてきた、育んできたというようなこともあり、各学校、非常に独創性を持ちながら頑張っていたのかなというふうには感じています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 私も同じような考えを持っておりまして、副読本もありますけれども、そういったものも状況に応じて使い分けながら、そういった、今、教育長おっしゃったような、本当に独創的にさまざまな学習の場にいる子供たちの実態に合わせた取組をしてきたのではないかとというふうに認識しております。

これから、問題解決的な学習、体験的な学習を取り入れる指導方法の工夫をということがありますが、既にその辺は、幕別の中ではある程度進んでいるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 議員、言われたとおり、子供たちに考えさせるということ、それが今の幕別町の道徳の教育の中でも行われているものだというふうに感じております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、最後に述べられた道徳の教科化という改革において、子供たちが生きる力を身につけて、よりよい人生や社会を切り開いていけるというようなことをご答弁ありましたけれども、もうちょっと、もし具体的にお示しできるものがあれば、教科化になることによって、そういった力が身につけられるというふうな根拠というか、具体的なもの、もしあればお示しいただければ。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 最初の答弁でも申し上げましたけれども、そもそも道徳の教科化のきっかけとなったのは、大津のいじめを苦にした自殺の事件、それがきっかけとなったというふうに聞いております。

そういった意味で、いじめの問題への対応、人を思いやる気持ち、それをみんなで考えて、自分たちで考えていくということ、そういうふうな面がまずいいと。また、具体的なものとしましては、グローバル化が、今、進展していております。で、世界に羽ばたくような子供たち、もちろんそういう子供たちに育ててほしいと、私、思っていますけれども、グローバル化の中で、問題はやっぱりさまざまな国の文化だとか、そういうものを背景にしてさまざまな考え方の国の人たちがいるというようなこと、そういうものを勉強して、そしてそこから人を受け入れる思いやり、そういうような勉強にもつながるのかなと。

またさらに、今、注目されているのは、ネットトラブルというのがございます。そういうような面で、情報モラルに関する教育も進めなければならないということで、学習指導要領の中でうたわれておりますので、そういうような点についても具体的な効果というか、具体的な内容としてはあるのかなというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今、答弁いただいたことはもっともだとは思いますが、教科化ということですね。道徳の授業の意味合いとしては、今おっしゃっていたとおりのことかなというふうには思いますが、教科化するということは、要は評価をするということにもつながってくるということですね。それから、評価方法はさまざまですが、最初の質問にもありましたとおり、検定を受けた教科書を使った、それを中心とした授業の中での評価ということが取り入れられるというところで、そこがこれまでと違うということなのだと思いますけれども、そこで評価するということは、やはり基準が出てくるわけですので、その辺の基準もなかなか難しい、この話をしたら、本当になかなか切りがないのですけれども、同じ質問になりますけれども、いわゆる教科化ということで、これまで以上に子供たちに対しての生きる力云々とか、そういったものが向上していくというふうにお考えになれるのかどうかということです。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 最初の答弁で申し上げましたけれども、これは国全体の中で、やはり道徳教育をありながら軽視している学校もあったと。もちろん非常に効果を上げて、いい教育活動ができていた学校もあった。そういうようなことも、国全体の考えの中で、道徳教育ということの考え方が出てきたということなので、もちろんこれまで一生懸命やっていたものについては、学校についてはそのまま継続して、引き続きさらによりよい授業となるように努力していただきたいなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ここは答えづらい部分もあるのかなというふうには思うわけですが、私自身は、教科化ということに関しては、道徳という授業の教科化ということに関しては、正直賛同しかねるものではあるのですが、そこについて一々議論する場ではないと思っておりますのであれですが、今回教科化に至った経緯というのが、表向きでは自殺問題、いじめ問題ですね。いじめ問題というものが取り上げられているわけですが、決してこの道徳の教科化によっていじめが減るか、そういうことではないというふうには、個人的には思うところではあります。

もっともっと、そこの部分が違うところに教科化に至った経緯があるだろうというふうに思っておりますし、また、現政府の思いや狙いというものもあるかというふうに考えております。そこを今、ここでどうのこうのということではないですが、教育長もその前の中で、幕別のこれまでの取り組みできた実態というものもありますし、その継続性というものもありますので、そういった実態と合わせて、それから道徳の教科化になった経緯というものも、また慎重にそういった部分を、その

裏に見えるものも含めて扱っていくべきかなというふうに考えております。

もしご答弁あれば。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほども言いましたけれども、子供たちのよりよく生きるための力、それをつけていただくという意味で、何度も言うことになりますけれども、国際社会になってきて、国際的な社会の中でも、お互いに人を、他人を尊重して、そして協働して社会をつくるというような子供たちを育むという意味では、これは道德教育、私は必要なかなというふうに考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） この程度にはしておきますが、私も道德教育そのものを否定しているわけではございませんので、道德教育についてはありと思いますが、教科化ということについての経緯や、その辺について今後も慎重に取り扱っていただきたいということで。

評価についてに移りたいと思います。「学び、並びに評価」ですね。二つ目、三つ目の質問のほうに移っていかせていただきたいと思いますが、先ほどもあったとおり、今度、検定を受けた指定教科書を活用していくということですが、よくあるのですけれども、保護者からも含めて、あるいはそういった地域の方からも含めて、ほかの教科も含めてそんなのですけれども、なぜ授業中に教科書を使っていないのだというようなご意見であったりとか、ご批判であったりとか、そういったことも、学校現場としたら、もちろん教科書を使わないということではなくて、そのときそのときの授業の狙いや目的に合わせて、あくまでも教科書というのは教科書を教えるものではなくて、教科書を活用して子供たちに必要な力を身につけるといいますので、そういった部分において、今後、教科書を中心に、それを十分に使ってということ、もしお考えになっておられたら、ちょっと不安だなという思いがありましたけれども、答弁いただいた中で、これまでどおりいろんな教材を使って、あるいは多様な創意工夫が必要で、より一層のということでありましたので、オリンピック選手を活用した例、本町ならではということも、本当になるほどなと私も思いました、評価したいなというふうに思っているところですが、いわゆる画一的な指導、この学校もこういう指導をしているからあの学校もこの指導をしなければいけない。あるいは札幌でこういう指導をしているから幕別でもこういう指導をしなければいけない。道德とはこういうふうにあるべきだと、そういったような画一的な指導を、教育委員会としては求めないというような確認でよろしかったでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） まず最初に、教科書の関係でございまして、これは教科化となって検定教科書を使用するという事なので、これは大前提で教科書は使わなければならないというふうに考えております。

画一的な指導ということについては、先ほど申し上げましたとおり、これは学習指導要領の中でも地域の実情、子供の成長の度合い、それに応じてさまざまな教材を活用して、自分たちで考えるきっかけとなるような授業を進めてほしいというふうに言われております。

教科書のほうに戻りますけれども、教科書につきましては、例えば6年生の教科書は35単位時間、道德の教科書を年間35時間やるということになっています。35単位時間分の教材と、題材というのがある、それが22項目に分かれて編成されております。

ですから、22項目を35時間かけてやるのか、あるいは22項目を22時間で終わらせるのか。そうすることによって、道德の時間、年間35時間ありますので、その余裕ができた時間に関連するような地域、先ほど言いましたけれども、オリンピック関係だとか、あるいは自然と。この学習指導要領の中にも、生命の尊厳、自然、伝統文化、そういうような伝記とか、そういうような項目を盛り込んだ教育をしてくださいとなっていますので、そういう項目に合ったものを、地域の実情に合わせて余裕のある時間の中、あるいは教科書と並行しながら盛り込んでいくことを考えていただければと思っております。

なお、それにつきましては、各学校に道徳教育推進教員というのが配置されております。その先生を中心として、年間の指導計画を立てていただいて、位置付けて、授業を進めていただくということで、そういう方法で多様な教材を活用していただきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 確認になりますが、教科書を35時間のうちの22項目があるというお話がありましたけれども、ちょっと極端な話になるかもしれませんが、その22項目のことを学習するに当たって、教科書に使われている教材をそのまま使わなければいけないという考えでしょうか。それとも、例えば伝記という話がありましたが、生き方を探る伝記という中で、先ほど答弁ありました我が町のオリンピック選手のことをかわりに使っていたほうが、子供たちにとってはより身近になるということなので、その教材、その教科書に書いてあるそのままを使わないでというようなことで、別のかわりの教材と。それは、今までのほかの教科でも、そういうことというのは多々やっていることなのですけれども、そういうことも含めた意味合いだったのかということ、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 教科化となったことによって、必ず教科書は使わなければならないというのは、これは原則として認識していただきたいなと思っております。

ただ、例えば教科書に出ている題材を使って、それと並行して、これと似たような教材があるのだけれども、こっちで考えたらどうだろうとかという、並行して使うような形でうまく利用していただくという。とにかくやっぱり教科書はまず読んでいただいて、ここの例えば読み物であればそのときの主人公の心情とかを考えたりと。それと似たような題材がもしあればとか、あるいは違う題材でも、こういうときはどうするのだ、こういうときはどういうふう考えたらいいのだろうねということで、みんなで考えてみようということで、並行して使ったり、また先ほど言ったように、余裕のある時間で特別な教材があれば、活用するというように考えていただきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ちょっとそこは、大分認識が違うのですけれども、例えば国語の教科書でもそうなのですけれども、必ずしもそこに書いてあるものを全て、物語等も全て授業で扱うということではないです。

要は学習指導要領に基づいて、その学年の目標、その教材に使われている目標を達成するために、時にはということですね、もちろん毎回毎回ではないのですけれども、時にはこちらの教材を使ったほうがより効果的だという部分で使うわけで、今の教育長のご答弁によりますと、教科書を使って、また同じ学習を違うものを使ってやるというような、ちょっと逆に不効率なというような学習かなというふうに思いますし、それは時と場合に応じて、柔軟にやっていくべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学習指導要領の中には、教科書は主たる教材としての使用義務があると。で、道徳化の特性に鑑みて、地域素材や郷土資料などをその一部に生かすことが大切であるというふうに書いておりますので、やはり原則的には教科書は、まず使っていたかなければならないというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ちょっと違うような気がするのですよね。

教科書は使わなくていいと言っていることではないのです。もちろんそういうことではないのですけれども、あくまでも学習指導要領の目標を達成するための授業を、各先生がそれぞれの時間、つくっていくわけなので、そこに教科書、原則もちろん使うということになりますけれども、どうでしょうかね。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 何度も言うようではありますが、私の立場では学習指導要領に書いているものを、

教科書を使う義務があるということなので、あと授業の中で工夫していただいて、教科書を主体にして、主たる教材としての使用義務があるとなっていますので、それをうまく教材との並行の活用をしていただければいいのかなというふうに思っておりますので、その辺のところまた、今、さまざまな形で、どういう方法でやるか研修を進めております。それは道の教育研究所、あるいは十勝の教育研究所、町の教育研究所の中で、各学校の先生たちも入って研修を進めておりますので、そういう中で教科書も活用しながら、幅広い教材の活用の方法なんかについても見出していただければいいのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） いずれにしても、各学校のほうで、先ほど、そうやって推進委員をもとに、道徳の研修は、ほぼ教育課程もでき上がっている学校もあるということですので、各学校の声を生かしながら、しっかりと相談しながら授業が作り上げていけるような体制を、教育委員会として持っていたらいいかなというふうに思います。

今の話の中で、その一方で、いわゆる余時数ではないですけども、ある程度余裕ができる時間ができた場合は、またそれはそれで有効にというようなお話がありましたけれども、例えば運用の仕方の一つとして、学校行事への取組ですね。学校行事そのものは学校行事という扱いになると思いますけれども、学校行事に向けての取組という中で、これまでもやはり他教科にわたってという部分は先生方も意識していて、その中で、集団で活動していく中で、道徳的な価値を自然に身につけていったりとか、あるいは教員側から求めていったりとか、そういった部分があったわけですけども、そういった取組の中に、道徳という教科の中で、そういった取組を教育課程の中に組んでいくということは、可能性としてはありというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 前回、学習指導要領改訂する前もそうでしたけれども、道徳は全ての学習のかなめとしてという文言があって、ほかの教科においても道徳的な教育、関連付けてやってくださいというふうに記載されており、学校の教育指導計画、そういうものに位置付けて、学校行事においても道徳的な内容があるのであれば、それは構わないのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

次の質問に移ります。

評価の方法ということになりますけれども、本当にこれが一番難しいところかなというふうに思いまして、実際、その指導の効果を把握するというのが一番難しいと。例えば、小学校であれば善悪の判断とか、でも善悪の判断は難しいですね。自立あるいは自由、責任、正直、誠実、希望と勇気、そういったようなテーマが上がったりとか、中学校で言えば、同じように公正、公平、社会主義とか、公共の精神とかあるわけですけども、もろもろたくさんあるわけですが、それを評価するというのはなかなか、本当に難しいということで、先生方も頭を悩ませているところですが、それも授業の中でよくなったのか、あるいは家庭生活の中で、非常に充実した中でよくなったのか、あるいは社会生活、地域の中でよくなったのか、そういったことがなかなか難しいということで、これは答えが出ないと思うのですけれども、その評価が、答弁の中に安易なものであってはならないというふうにあって、そういう意味では私も同感で、いろんなことを考えながら評価しなければいけないということですけども、その記述というふうに当然なっていくかと思うのですけれども、この安易というものが簡単な記述であってはならないというような意味合いになりますか。それとも、いろんなことを総合的にという部分の内面的な安易という言葉になるのでしょうか。

というのは、やはり道徳が教科化されたということで、記述を改めて、物すごく量の記述を書いていかなければいけないということになっていくと、また、先ほど言ったとおり、その評価の基準も難しいところ、また先生一人一人の道徳の基準もありますから、その辺もまた難しいところではありますけれども、そういった多忙化解消、解消と言いながらも、やらなければいけないことがこうやって

ふえていくということで、このぐらいの量が書いていなければいけないとか、かなり大きな項目を設けなければいけないというような、今の段階ですけれども、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 道徳の評価、どれぐらい書かなければならないのかという、まずはじめに評価の方法ですけれども、先ほど言ったとおり数値化でなく記述でと。しかも、記述も、その子が成長した過程というか、成長した度合いというか、1年間見てきて、先生からすると、例えば最初1学期のときは余人のことを考えることができなくて、言ってみればわがままだったとかというのが、みんなの意見を聞いて、みんなの気持ちを考えようとするようになったとかという、そういうようなレベルで、子供たちの成長を1年を通して、一つの単元だとか、1時間、半月とかということではなくて、1年を通して、子供がどのように成長してきたかということの評価してあげたいと、評価してくださいというふうに言われています。

学習した、学習を進めてきた意義というか、それを子供たちが、先生に書いてもらった評価を見て実感できるような評価、あるいはこれからまた頑張ろうという意欲が向上するような評価、言ってみれば、子供たちに対する応援メッセージ的な評価をしてあげてくださいというふうに言われているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それは、学校現場のほうでも、そのような形で進んでいくかというふうに思いますが、済みませんちょっと言葉足らずで、指導要録の評価形式についてということで、ちょっと今絞って話をさせていただいておりました。

当然、今のおっしゃったとおり、意欲的などという部分になりますが、いわゆる「あゆみ」というか、昔で言えば通知表ですね。通知表への評価については、それぞれ各学校の工夫で、今までどおりやっていくかと思しますので、そこはいいのですけれども、指導要録というのが統一されるような評価になると思います。

今、教育長お答えなられた内容というのは、これまで生活所見のほうでずっと書いてきた内容ではある、かなりそこが重複するような内容になってくると思うのです。その中で、改めて道徳ということに対しての評価の記述を書かなければいけないということは、お聞きしているのですけれども、そこで内容的には今のような内容になるかなというふうには思うのですけれども、そこに多重な負担はかけないということで、検討していただければというふうに考えております。

その指導要録の様式にかかわってですけれども、今年度中にある程度の情報提供をできるということでありましたが、ちょうど学校現場の声として、32年度から外国語教育が入ってくるということで、またそこで要録の形式を変えなければいけないということで、現在、教育委員会とも32年度まで待つか、それかここでいって1回切りかえるかというところで、少し相談が進められているというふうには聞いているところですが、そこで、やっぱり2年たってまた変わるとなると、なかなかそれもいろいろとやっかいな部分も出てくるので、できれば外国語教育が入ってくる時の大幅な改正のときに、一遍に変わるというような形になっていければいいかなということを求めていきたいと思っております、もしお考えがあれば。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの児童生徒の指導要録の様式の関係でございまして。

確かに平成32年度に外国語活動、教育が始まるということで、恐らく指導要録についても、そのときにまた改正があるものというふうにお聞きしています。

ただ、現状で、今、文科省のほうから参考資料という形でお示しをいただいているのが、道徳教育に関係した改正の分ということで伺っております。ただ、今、議員言われたとおり、各学校からもそういう対応ができないものかということで、お話し伺っておりますので、それについても、今後、年度内にどういう方向でいくのかということについて協議していこうということで、今のところ進めて

いるところであります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今回の件については承知しました。
最後になります。

4点目の教育環境整備という部分になります。これまで ICT 環境整備計画ということで、町のほうで27年度からやってきたものもあるかと思えます。また、ただ道徳という授業が入ってくることによって、授業は今までと変わらないのですけれども、教科化されることによって、新たにこういった教材が必要になってくるなということが、随時出てくるかなというふうには予想されます。

多分学校現場のほうでも、今の時点では見通しが立っていない部分も多々あるかなというふうには思うのですけれども、このデジタル教材なんかは、特にやはり入れかわりが早くて、3年、5年もたつてしまえば、もう相当古くなってしまおうということですが、今、その27年度に作成した計画に基づいて、各学校を順番にいろんな教材が入れかわってやっているわけですけれども、最後の学校が整備されたころには、最初の学校のはもう既に古いというような、残念ながらそこはどんどん進歩するので、そういう状況になってしまうことが多々あるわけなのですけれども、常にそういった部分では、先手先手という部分を打っていきながら、子供たちによりいい環境で、より効率的な授業ができるよというふうにするわけですが、それについていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問の IT 機器の関係でありますけれども、今、教育委員会では、計画に基づいて28年、29年、30年と3か年の計画で今整備を進めております。しかしながら、議員のご指摘にもありますように、ICT 環境は進歩が目まぐるしく、どうしても年数がたてば古くなってしまおうというのはありますけれども、私たちとしても限られた予算の中ではありますが、できるだけ学校現場と意見交換をしながら、要望をお聞きしながら対応してまいりたいというふう考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。

今回、道徳の教科化ということで質問させていただきましたが、全体を通して、これまでの幕別の道徳の授業においては、高い評価で押さえているというふうに感じております。

そういったことを踏まえて、今後いろいろと道外であったりとか、札幌であったり道内のいろんなところで、いろんな取組も出てくるかというふうには、この道徳の教科化にかかわって、いろんな事例が出てくるかなというふうには思いますが、いいものはもちろん取り入れながらというふうなことはありますけれども、幕別もかなり私は道徳の授業に関しては割と先進的にやっているというふうには認識しているところですので、安易にほかの事例を取り入れたりとか、それからこれまでの我が町でやってきた継続性ですよね、やはりその教育における継続性というのは非常に大事なものですから、そういったものを尊重しながら、この件に関しては慎重に取り扱っていただきたいなというふうに求めていきたいと思えます。

最後、ご答弁いただければ。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 道徳教育、何度も言いますが、子供たちがこれから社会に出ていって、お互いの気持ち、人の、他人の気持ちを、命を、自然を大切に生きていけると、そういうような子供たちに育ってほしいということを願いを込めて、各学校で道徳教育を進めていただきたいと思いますし、ただいま議員の言われましたことについても、よく肝に銘じて学校現場とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

一つ目、幕別町役場職員等の退職管理の制度化を。

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号。以下「本法」という。）が、平成26年5月14日に公布されました。

本法は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることをその内容としています。

具体的には、自治体等を退職後に営利企業等に再就職した元職員に対して、離職後2年間は離職前5年間の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなどの改正がなされました。

本法の附則では、本法の施行期日を、公布から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、幕別町においては「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」（以下「本条例」という。）を平成28年4月1日に施行しました。本条例で定められた「人事評価の状況」「給与の状況」といった項目の概要は広報紙で、詳細は幕別町ホームページで公表をしているところであります。

ついては、以下の点を伺います。

①北海道や帯広市などが実施している「退職管理制度」を参考にするなどし、一定の職についていた再就職者に対しての再就職先の名称などの届け出を義務付ける条例や規則を、幕別町においても制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

②町民に対して透明性をより一層確保するうえで、一定の職についていた再就職者の再就職状況を幕別町ホームページ等で公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目であります。

幕別町内高等学校の再編統合の進捗状況は。

北海道教育委員会から平成29年9月5日、平成30年度から32年度までの「公立高等学校配置計画」が公表され、「幕別高校については、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となること等を考慮し、平成31年度に普通科の2学級の増を行うこととし、平成31年度入学者から、私立江陵高校の校舎を使用する」との配置計画が示されました。

幕別町における高校教育が安定的かつ持続可能で、生徒・保護者が求める高校の確保を図るために、幕別町と幕別町教育委員会から江陵高校に対して、「平成31年4月における幕別高校と江陵高校の再編統合」「統合校の江陵高校校舎の活用」という要請を行い、60年を超える歴史と伝統を誇る江陵高校が、英断をもって決断してくれたことによって、高等学校再編統合が実現したことは多くの町民も周知する事実であります。

江陵高校と幕別町議会・総務文教常任委員会が、ことし7月に実施した懇談の際には、江陵高校側から「本校としての強い要望」として、再編統合後の学校名のこだわりについてなど6点にわたる要望を書面で受け取りました。

幕別町教育委員会から、今後は北海道教育委員会が中心となって、幕別高校内に準備委員会を組織し、学校名をはじめ学校施設の形態や教育課程、部活動等の教育活動などについて、具体的な検討を進めていくことになると報告を受けているところであります。

ついては以下の点を伺います。

①「公立高等学校配置計画」公表後の準備委員会等の活動内容や今後の予定、「強い要望」に応えるための討議等の進捗状況について。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の1点目につきまして、ご答弁させていただきます。

「役場職員等の退職管理の制度化を」についてであります。

平成26年5月に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が公布され、能力本位の任用制度の確立や人事評価制度の導入など能力及び実績に基づく人事管理の徹底と、元職員による働きかけを禁止する退職管理の適正確保を目的とした改正がなされたところであります。

本町におきましても、法の改正に基づき、昨年4月に「幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を改正し、人事の公平性や透明性を高めるとともに、退職管理につきましては、「幕別町職員の退職管理に関する公平委員会規則」により、職務の公正な執行に努めているところであります。

ご質問の1点目、「一定の職についていた再就職者に対しての再就職先の名称などの届け出を義務付ける条例や規則を制定すべき」についてであります。

「退職者管理制度」につきましては、地方公務員法第38条の2により、離職後に営利企業等に再就職した元職員に対し、現職職員への働きかけを禁止する旨、規定されているとともに、同法第38条の6において、条例により再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができるとされております。

このように、再就職者の再就職情報の届け出につきましては、法令で義務付けられていないこともあり、全国的にも再就職情報の届け出を制度化している市町村は、平成28年4月1日現在、政令指定都市を除く市町村全体の35.6%、道内においても旭川市や函館市などの主要都市であり、管内では帯広市のみとなっております。

また、再就職情報の届け出をさせることは、既に離職した職員に対して義務を課すものであり、その取り扱いには十分な配慮が必要であります。再就職に関する透明性をより高めることにより、住民の信頼確保にもつながるものと考えております。

このようなことから、今後、一定の職にあった退職者が、町との取引関係が生ずる可能性のある営利企業等に再就職した場合には、再就職情報を届け出してもらうよう制度化の検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「一定の職についていた再就職者の再就職状況をホームページ等で公表すべき」についてであります。

再就職者の再就職状況の公表につきましては、地方公務員法第38条の6により、「地方公共団体は国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の再就職状況を勘案して、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるもの」とされ、退職管理の適正確保に必要と認められる措置の例として、国家公務員法第106条の25第2項に規定されている「再就職状況の公表」が、総務省自治行政局より示されたところであります。

平成28年4月1日現在、公表を行っているのは、政令指定都市を除く市町村全体で15.2%であり、道内においても旭川市や函館市などの主要都市で、管内では帯広市のみとなっているのが現状であります。前段のご質問でお答えしたとおり、住民への信頼確保の観点から、再就職情報の届け出と同様、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「町内高等学校の再編統合の進捗状況は」についてであります。

本年9月に、北海道教育委員会が公立高等学校配置計画を決定し、現在、北海道教育委員会の意向により、本町の特色を生かした魅力ある学校づくりに向けて、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高

校及び町教育委員会が「4者連絡会」を設置し、将来にわたって持続可能な高校とするために、教育課程の概要や校名変更、各種支援策等について、協議を行っているところであります。

また、幕別高校と江陵高校は、「両校協議会」を設置し、教育活動にかかわる各種調整や公立高等学校と私立高等学校の併置期間である平成31年度と32年度の学校運営上のルールの設定などについて、協議を行っております。

さらに、幕別高校内に「準備委員会」を設置し、平成31年度からの新たな教育課程をはじめ、学校運営や部活動等の教育活動全般について、検討を進めているところであります。

ご質問の「「公立高等学校配置計画」公表後の準備委員会等の活動内容や今後の予定、「強い要望」に応えるための討議等の進捗状況について」であります。

本年7月の町議会総務文教常任委員会の視察の際、江陵高校から「本校としての強い要望」として、「再編統合に伴い本校職員の職場堅守について」「本校が培ってきた歴史の中で新たな高校につなげる部活動の継承とあわせて指導者の継続について」「体育館仮設ステージから本格的転換を」「校名についても本校の歴史にこだわりたい」「教育課程における福祉科の今後の位置付けについて」「地域とのつながりの堅持について」の6点が示されたと認識をいたしております。

9月の配置計画決定後、幕別高校内の「準備委員会」において、平成31年度からの新たな教育課程の編成に向けた作業が行われておりますが、10月4日には、4者連絡会に向けて、幕別高校、江陵高校及び町教育委員会の3者で、総務文教常任委員会に対し示された要望事項を含め、両校の伝統を引き継ぐための教育課程の編成や今後の進め方等について協議し、10月6日には、4者連絡会において、今後の作業スケジュールの確認や準備体制について協議を行ったところであります。

また、10月17日には、福祉関係教科のあり方などを含めた魅力ある教育課程の編成について、北海道教育委員会と町教育委員会と協議を行い、11月21日には、再度、4者連絡会を開催し、現状における課題を整理し、今後に向けた協議を行ったところであります。

今後の予定といたしましては、年内には新たな教育課程の概要が示されることとされており、両校協議会並びに4者連絡会において、教育課程の編成や部活動をはじめとする特色ある教育活動、学校施設の形態などにつきましても協議を行い、来年6月までに決定することとなっております。

また、新たな学校名につきましては、来月、町民の皆様へ、学校名または学校名のイメージを公募し、町と両校において数点を選定した上で、北海道教育委員会に要望したいと考えております。

教育委員会といたしましては、統合後の高校が、町民に愛され、魅力ある学校となるために、両高校の伝統や特徴を生かした多様な教育課程の編成など、本町の特色を生かした社会に開かれた学校づくりに向けて、引き続き、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高校と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

地方公務員にかかわる法律改正のある部分の中で、退職管理にかかわる部分について質問を出させていただいたところであります。

二つの質問項目とも関連がありますので、あわせてさせていただくのがいいかなと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

質問するに当たっては、決して幕別町の職員が、定年退職後、何やら有利な待遇をもって迎えられているなどというような状況があって、こういう質問を立てたということではないのです。

40年、人によっては40年を超える行政経験があるわけですから、そのさまざまな経験や人脈の中では、退職後、そういった職員に指導的な役割で来てほしいというようなことはあるのだと思うのですけれども、一方で、この町には余りかかわらないところで、例えば世間一般の話になりますけれども、高級官僚だとか、道職員のトップのほうの幹部の人たちが、天下りや渡りをしながら有利なものを引き出しているというようなことが、やはり広く世間では報道されているものですから、感覚的な

問題として、公務員さんだからそんなこともあるのではないかななどというような思いもあってしまう。そういうことの中で、この答弁にも再三「透明性」という言葉が出てくるのだというふうに思っているところであります。

最初にお尋ねします。

幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。

初回質問でも、「広報紙やインターネットで掲載すること」としているところの部分であります。

この条例の第2条で、任命権者は、毎年10月までに前年度における人事行政の運営の状況に関して、その他を含めて12項目の項目が明確に定められて、そしてそのことを町長に報告した上で、広報紙インターネットで報告することとなっております。

その資料をちょっと確かめさせていただきました。

昨年のもので言えば、11月号の広報紙の中で、カラー刷りのページの中で、大まかな概要が紹介されている、そしてホームページでも紹介されている、そういうことになっています。

その中で、私も目を細くして見させていただいたのですけれども、12項目のうち一つはその他ですからそれは抜きにして11項目、この退職管理の部分についての報告がちょっと項目が見当たらずで、違う欄の中では、定年退職者と中途退職者の人数がわかる仕組みにはなっていましたけれども、退職管理の状況ということでは、ちょっと何も記載がなかった。このことについて、どういうことなのかということを確認させていただきたいと思います。

退職管理の状況については報告することがなかったのかなとも思われるのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 平成29年の公表状況でいきますと、退職管理の状況につきましては、規則で定めている、元職員による働きかけ等の事案についてはなかったものですから、掲載はしておりません。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 事案がなかったから掲載しなかった。

まず、そうであれば、「該当なし」とか、そういった言葉でちゃんと項目を立てることが報告なのだというふうに思うので、その辺どういふふうにするべきか検討していただきたいということが、まず一つです。

それから、該当がなかったということではありますが、そういう大変難しい文章の法律条例で、なかなか一般の人が理解することの困難な中身なのですが、この幕別町であれば、どんなところに再就職すれば、ここに出てくるということになってくるのでしょうか。

幕別町の中には、そういった企業は、それもないということも答えの一つなのだと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 幕別町にあるということではなくて、やはり民間企業、営利企業であれば、やはりそういった会社のためにそういう働きかけをするというような形で考えられますので、そういったところの企業については、全て対象になるのではないかなというふうには思っています。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） そういう民間企業は対象になるのだけれども、全て対象になるのだろうかという理解でいるけれども、報告することがなかったというわけですね、わかりました。

二つ目であります。

再就職者の再就職状況の届け出の義務化については、これから検討するということでありましたけれども、現在のところは届け出制がないのだなということがわかりましたけれども、どういう状況かということは、しかるべき町の機構の中で把握はするという仕組みは、おありなののでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 現状において、やはり届け出制もありませんので、町として把握できるところはしているところはありますけれども、言ってみれば、全てそういった形で再就職先を把握しているかといったら、そういう状況ではございません。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それも、ではわかりました。

そういうことであれば、先ほども申し上げましたように、この届け出制度のことも、それからホームページ等での公表のことも、透明化のために検討させていただくということの答弁をいただいたわけでありまして、やはりこれは今12月、3月にはこの年度は終わる、そういうもう年度の後半の時期を迎える中では、早くにその検討の結果、実施をするという、そういうことをやっぱり検討することが重要ではないかと思うのです。

答弁の中で、余りまだ実施されている自治体はそんなに多くなくて、そして大きな自治体を中心なのだということがありました。北海道では、28年度3月末の退職者から退職者をホームページで公表している。ですから、28年度、29年度というふうに出ています。帯広市も、今、またこの12月議会の中で、対象もそれから就職先の幅も広げたものにするというふうに議論がされているというところですが、28年度末の退職者からホームページで公表をしているところでもあります。

やっぱりそういったことをちゃんと町がして、透明化しているのだということが明らかになるということは、住民感情にとってはとても大事なことなのだというふうに思うのですよね。

人口規模で、比較的幕別町とも比較される道南の七飯町では、やはり小さい町でありますけれども、退職管理制度を条例化して、そして昨年度末の退職者から公表しています。開いてみますと、たった1人でした。それでも、やはり公表する価値があるのだというふうに思うのです。

期限のこと、検討のペースのことをお尋ねしますが、一刻も早く検討を進めて、できればこの3月末の退職者のところから公表することが、私は望ましいと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおり、退職者がどういったところに再就職したのかということは、町民にとっても非常に関心事、ましてや町との取引関係のあるところに行っていないかということは、非常にさらに関心事であろうというふうに思います。そのようなことから、できることはすぐやるという、そういう姿勢であります。

ただ、まず答弁の中でも申し上げたように、一定の職というのを、どこの職にするかということが一つ検討事項としてあります。それと、「町と取引関係の可能性のある営利企業等」というふうに考えています。

その「取引関係の可能性のある」というところを、どこまでに捉えるか。例えばですね、これは可能性ということであれば、指名願を提出している千何百社も可能性としてはあるのですが、それをどういうふうに整理をするかということがあります。それと、「営利企業等」という「等」をつけておりますので、それを営利企業に限定するのか、NPOだとか公益法人も含めるのか、この辺、検討課題、研究課題というふうになっておりますので、ここは先進事例を見させていただいた中で、今、谷口議員がおっしゃるような目標を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の町長の答弁は、大変わかりやすかったと思います。

たくさん取引業者がある、もう千何百社ですか、どこまで入れるかということの中では、一切取引がなくても指名願を出されたらということは、関係はあるということにはなってしまいますものね。

町民にとってどうなのかということの目線でもって、その辺の線引きや、それから役職についての区切りもつけて、一刻も早くこの議論に決着をつけていただきたいなというふうに思います。

そのことは、この職員さんが後にその再就職先の職場を離れられたとき、公区の一住民となるときにも、やはりいろんな見方をされる方がいますから、そういう透明化された中で一つの役割を終えて、

この役場での行政経験を生かして、何らかの任務につかれる、すぐくより入りやすいものになっていくのだと思うのです。

町民のためでもあるし、幹部職員である皆さん方のためでもある、私はそういう立場から、この退職管理制度をなるべく条例化し、そして公表のほうもしていくのだということを、進めていただきたいと思いますということを求めてまいりたいというふうに思います。

何か改めてお言葉があれば、いただいて。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この趣旨は、本当に行政運営の透明化であり、今、谷口議員がおっしゃったように、本人のためでもあると、両面あるかというふうに思っておりますので、これはもう本当に早期に明文化をしていきたいというふうに思います。ただ、その明文化の手法によってはさまざまあります。

基本的には、強制力を持たせる、罰則も入れるよということであれば、条例によらなければならないということになりますけれども、果たしてそこまで必要性があるのか。

私は、少なくともしっかりと定めをすれば、それが条例であろうが、規則であろうが、要綱だろうが、しっかりと退職職員には守っていただけると、そういうような信念を持っておりますので、何を定めるかについては、なお検討の余地があるかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、二つ目のほうの質問に移らせていただきたいと思います。

今、4者協議が行われ、そして教育委員会と両校の3者の協議も行われて、そしていろんな機会に、これまでも会合を持ってきたし、これからの予定についてもお尋ねしました。

随分な頻度でもって取組をしていらっしゃるのだということの確認はさせていただけたところであります。

総務文教常任委員会で、所管事務調査の中で視察に行つて懇談をさせていただいた。

そして、これは正式な文書という形ではなかった書式ではありましたが、メモ以上の文章でもって六つの要望を文書で受け取ってきて、私はその六つの要望、道立高校となれば、ルールで改修していかなければだめなものもあつたりもしましたけれども、どの要望一つ一つとっても、大英断をもって、そして幕別の新しい高校をつくっていくのだということの思いの中では、もう本当にまっとうなといいますか、ちょっと言葉は悪いですが、そういう要望が出されるのがよく理解できる、そういう中身でありました。それが私にとっての感想で、その要望を多くは実現する形でもって、新しい学校ができていけばいいなというふうに願っている一人であります。

同行して、教育長、教育部長も行かれましたけれども、同時にその要望書を受け取るという立場の方でありました。教育委員会にということの文章ではなかったかもしれないのだけれども、その要望書を受けて、教育長の思いをお尋ねさせていただきたいなというふうに思います。

六つの要望は、どのように捉えられたかということの思いをお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 六つの要望、先ほど最初の答弁でお話しさせていただいたかと思つます。

一つ一つ簡単に申し上げますと、再編統合に伴い本校職員の職場堅持についてということ、これにつきましては、江陵高校のほうでは、全員が道教委の職員・教員に移行できるようにという願い、思いを込めてお話ししているのだと思つます。ただ、教員の異動につきましては、道教委の採用試験を受けなければならないということでございます。ただ、私立高校に勤めて4年以上たっている教員につきましては、特例として専門試験と面接だけでいいと、一般教養試験については免除されるという状況であります。それにつきましては、そういう特例措置があるので、何とか頑張つていただきたいと思いますということで、道教委のほうでもそういうスタンスで考えているところでございます。

次に、「本校が培ってきた歴史の中で、新たな高校につなげる部活動の継承について」とあります。これにつきましては、江陵高校、今子供たちが集まつてきている一つの要因には、活発な部活動ということもあります。江陵高校としては、それを引き継いでいただきたいと思いますということでございま

す。

特に、今、江陵高校のほうでも考えているのは、野球部とバドミントン部、それを何とか火を絶やさないでほしいという思いを持っているようです。江陵高校といたしましても、この二つの部活の担当の教員につきましては、先ほど言った、試験による身分の移行を最後まで残す形、最後の年度に移行するような形で考えていると。その間に、道立高校も同居をするわけですがけれども、道立高校とは今後のチームをつくって、一緒に練習して大会に出るようにしていきたいと。これにつきましては、道教委のほうでも同じような考え方を持っていていただいているという状況で、あと、私といたしましては、その間、次の指導者も育てるということも含めて、例えば道の教員が異動してきた際には、野球部を指導できるような教員を人事異動の中で配慮してほしいとか、そういうようなお願いも、今、協議しているところでございます。

また、バレー部につきましても、バレー部も随分力が入っているのですけれども、ちょっと教科の関係だとか何かで、江陵高校としては、最後までバレー部の担当の教員を残しておくことはちょっと難しいので、その辺のところは先ほど言ったとおり、道の人事の中でうまくできないだろうかというお願いもしているところでございます。

もう一点、外部講師ということで、江陵高校から完全に移行した際には、野球の指導者とか、そういうものも外からお願いできないのかなというような話についても、今しているところでございます。

次に、3点目の「体育館仮設ステージから本格的転換を」についてでございますけれども、この体育館仮設ステージの設置と。今、現在、江陵高校では、仮設ステージとして入学式・卒業式などの行事をやっておりますが、道の学校の施設の基準からすると、必ずしもステージがなくても問題ないということなので、現在のところ、新たに道が、今のところは道が31年の4月に向けて設置するという予定はないというふうに伺っております。

次に、「校名についても、本校の歴史にこだわりたい」ということでございます。校名については、江陵高校という名前、あるいは一文字でも残してほしいというような思いがあるようでございます。ただ、これについては、幕別高校のほうからすると、また違う意見もございます。また、私、町民の方々から聞いている中では、新たな高校として新たな名称をつけていただきたいという意見も多いということで、私伺っております。

そういった意味では、先ほど申し上げましたけれども、1月に入りまして町民の皆さん方から校名について公募したいというふうに考えております。この公募につきましても、現在、道の高校の再編計画の中では、幕別高校の2間口増で3クラスにするという、そういう位置付けで、正式には新たな高校という位置付けにはなっていません。そういった意味でも、町民の方々から多くの意見いただいて、皆さんこんなに新しい高校を待ち望んでいるのですと、こんなに新しい校名に対するご意見をいただいているというようなことで、私は道教委にぶつけていきたいというふうに考えております。そういう中で、仮に江陵高校という名称が皆さんの中で多ければ、それはそれで私は別に構わないと思うのですけれども、いずれにいたしましても、町民の皆さん方のご意見を聞いて、校名を道教委に要望していくという考え方でございます。

次に、「地域とのつながりの堅持について」ということでございますけれども、これは、今、町から要望を出している中に、コミュニティスクールという要望を入れております。学校運営に地域の方々がかかわっていただくと、こういうようなことを、今、道教委に対してお願いしているところなんです。

「教育課程における今後の福祉科の今後の位置付けについて」という、江陵高校の要望としてはこれが一番大きいものでございました。ただ、道の教員の配置基準、さらに教員が持つ時間数、1人当たり担当する時間数の関係から、福祉科という形で、今の福祉科で資格まで取れる科としての存続は非常に難しいと、できないというふうに道教委のほうでは答えられているところでございます。

それに対しましては、私たちといたしましては、子供たちの興味・関心、さらに進学への要望というのが非常に多様なものであると、それに応えられるような教育課程をつくっていただきたい

ということを道教委に求めております。

そういう中には、進学に関すること、福祉に関すること、そしてスポーツに関すること、こういうようなことを盛り込んでいって、子供たちが多様な学習に対応できると、子供たちが望む多様な学習に対応できるような教育課程・学校をつくってほしいということをお願いしており、先ほど言いました福祉につきましても、コース制ではないのですけれども、そのような選択科目をとれるような形にして、次の専門学校あるいは短大に進学するのに役立つような教科、また初任者研修といたしまして、それを受けられるような科目を設置してほしいというようなことを、今お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 六つの項目の一つ一つに、丁寧にご答弁をいただいたのだなというふうに思っております。

要望のかなうもの、かないづらいもの、かなわないもの、いろいろとあるのだと思うのですけれども、最終的な決定は町教委ではなくて、道教委に委ねることになるものですから、その点においては、私は今回の質問は、幕別町教育委員会に地元の声がしっかりと通るように頑張っていたいただきたいなど、そういうエールを送る、そういう意味合いでこの質問を立てさせていただいた次第であります。

幕別高校が約70年近い歴史があり、江陵高校も高校となってから60年を超える歴史があつて、たくさん優秀な卒業生を輩出して、幕別町や十勝管内を中心に活躍なされている、そういう歴史と伝統のある高校でありますから、その卒業生やかかわったさまざまな保護者や地域の人たちが、この新しい学校が本当にこうなってよかったなと思える学校をつくっていただきたい、つくっていかねばならない。議会としても、9月議会ではかなわなかった4学級のこともありましたけれども、コミュニティスクールや、それから単位制のことなど、3点で要望書を決議して上げさせていただいたところでありますけれども、この先、田村教育長をはじめ、かかわる皆さんに、地元の声がしっかりと通って魅力ある高校ができるように、全力を尽くしていただきたいというふうに願っているところであります。

改めて、最後に、田村教育長の決意を聞かせていただいて、質問を閉じたいと思うのですがいいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 要望を出す時点で、私どもお話をさせていただきましたけれども、幕別高校、江陵高校、これ少子化の波にのみ込まれて閉校になるという恐れが両校ともないとは言えません、恐らく強いものだというふうに感じています。

そういった中で、幕別町の子供たちの進学の選択肢、それを確保するというので、まずもって二つの高校を一つにして存続させると。

そのためには、今、議員も言われましたけれども、魅力ある教育課程をつくって、永遠に継続できるような高校、子供たちが来たいと思う高校、そういうようなことを目指して、江陵高校、幕別高校の関係者の皆様方のご意見を聞きながら、できるだけ要望を酌み上げて道教委にぶつけてまいりたいというふうに考えておりますので、この後ご支援くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩いたします。

13:45 休憩

13:55 再開

○議長（芳滝 仁） 次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、町職員の再任用、再就職先についてであります。

平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられるに伴い、平成25年3月、国は国家公務員の雇用と年金の接続について、無収入期間が発生しないよう当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することを閣議決定されました。

国は各地方公共団体においても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう同様の要請がされました。

現状としまして、この再任用制度を運用しているところではありますが、再任用をフルタイム勤務で希望する職員は多いとお聞きしているところでもあります。民間と比較して、優遇されているのではないのでしょうか。

また、帯広市では天下りの疑念払拭のため、課長補佐職以上の退職者について、再就職先を民間企業も含め全て公開することを検討しているとの報道がされました。

町職員の定年退職後における、再任用制度のあり方や再就職先の情報公開について、以下お伺いいたします。

①再任用制度の運用状況。

②再任用によって、民間の方の雇用の場や新規採用職員などへの影響、また民間事業所での高年齢者等の雇用状況。

③再任用や町と取引関係にある民間企業等に再就職した場合の情報公開、見解であります。

2点目、産休、育休（男性の育児参加）についてであります。

本町の出生率は1.46と低下が続いておりまして、出生率の向上、少子化、人口減少対策が急がれております。

近年、ライフスタイルが大きく変化し、夫婦共働き世帯の増加、核家族化により、出産・育児の環境整備や父親の育児参加についても重要であると考えます。

国は、ことし10月1日「改正育児・介護休業法」を施行し、特に仕事と家庭の両立支援を進めていくことが重要とされております。

そのような中、町の男性職員ではじめて育児休業をことし11月から取得されたとの報道がありまして、町職員のみならず、民間事業所においても取得向上に向けて広がることを期待しまして、以下お伺いいたします。

①町職員（女性、男性）の産休、育休の取得状況、考え方。

②民間事業所（女性、男性）の産休、育休の取得状況。取得に向け、啓蒙などの支援。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町職員の再任用、再就職先について」であります。

再任用制度については、平成13年4月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられたに伴い、国家公務員法及び地方公務員法が改正され、雇用と年金との連携により、60歳代前半の生活を支えるとともに、高齢職員の長年培った能力、経験を発揮することができる体制整備を図るため、定年年齢を維持した上で、働く意欲と能力のある職員を最長65歳まで再任用することができる制度として導入されたところであります。

このことから、本町におきましても、平成13年に「幕別町職員の再任用に関する条例」を制定したところではありますが、条例制定当初は、公的年金が満額ではありませんが支給されており、無収入となる期間が生じていなかったことから、制度の活用には至っておりませんでした。

しかしながら、平成25年以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられ、無収入期間が発生することになったことから、国において国家公務員の雇用と

年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくため、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員について再任用するものとするのが閣議決定されたところであります。

このことから、町といたしましても、地方公務員法第 24 条第 4 項の国家公務員準拠の規定を踏まえ、雇用と年金の接続を図り、組織活力を維持しつつ職員の能力を十分に活用していくため、再任用制度の効果的な運用に努めているところであります。

ご質問の 1 点目、「再任用制度の運用状況」についてであります。

本町における再任用制度の運用状況につきましては、「幕別町職員の再任用に関する取扱要綱」に基づき、毎年、職員定数等を総合的に勘案し、次年度における再任用職員の役職やポストなどの任用方針を定めた後、定年退職予定者に対し再任用希望申込みを受け付け、現状の健康状態や希望する業務、任用形態等を聞き取りし、副町長を委員長とする再任用選考委員会において再任用職員の選考を行っております。

再任用の状況につきましては、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が、段階的に引き上げられた平成 25 年度から 28 年度末までの退職者 32 人中、15 人の希望者全員を再任用しており、このうち現時点で働いている再任用職員は 8 人となっております。

ご質問の 2 点目、「民間の方の雇用の場や新規採用職員などへの影響、民間事業所での高齢者等の雇用状況」についてであります。

はじめに、「民間の方の雇用の場や新規採用職員などへの影響」についてであります。

再任用職員の配置につきましては、再任用する職員のこれまでの職歴を勘案するとともに、意欲や能力等が最大限発揮されるよう、既存の正職員のポストに加え、これまで人事管理上正職員の配置がなされず嘱託職員等の配置となっていたポストなどとしております。

このことから、民間人の雇用や新規採用への影響がないとは言えませんが、これまで培ってきた幅広い知識や能力を活用するとともに、これら経験等を後進に伝えていく意味合いも期待され、もって住民サービスの向上にもつながっているものと考えておりますことから、現状では、再任用制度を有益に活用しているものと考えております。

今後におきましても、職員の年齢構成や経験年数を含めた定員管理、歳出に占める人件費の構成比率などを総合的に勘案しながら、適切に制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「民間事業所での高齢者等の雇用状況」についてであります。

町では、毎年、事業所雇用実態調査を実施しており、昨年度は、年代別の従業員数や賃金・労働条件、定年制と退職金制度など 10 項目の調査を行っております。

高齢者の就業状況につきましては、従業員数について回答のあった 180 事業所の常用労働者 1,584 人のうち、55 歳以上 65 歳未満の従業員は 315 人、全体に占める構成割合は 19.9%、65 歳以上の従業員は 86 人、構成割合は 5.4%となっております。

ご質問の 3 点目、「再任用や町と取引関係にある民間企業等に再就職した場合の情報公開、見解」についてであります。

退職者が民間企業へ再就職した場合の情報公開につきましては、先ほど谷口議員のご質問でお答えいたしました。再就職に関する透明性をより高めることにより、住民の信頼確保にもつながりますことから、今後、制度化の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「産休、育休（男性の育児参加）について」であります。

少子高齢化や核家族化が進む中、働きながら子供を産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立を図る上での負担の軽減を行うことは、労働者の福祉の増進や生活の安定を図っていくとともに、企業としても経験を積んだ貴重な人材を確保する上で重要なことであると考えております。

また、本年 4 月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」や「人事院規則」の一部改正が行われ、再度の育児休業を取得する際の要件が緩和されたことから、町といたしましても働きながら育児がしやすい環境整備を進められるよう、本議会において育児休業に関する条例の一部改正を提案させてい

ただいたところであります。

ご質問の1点目、「町職員の産休、育休の取得状況、考え方」についてであります。

はじめに、町職員の産前・産後休暇の取得状況であります。過去3年間で申し上げますと、平成26年に1人、27年に4人、28年に5人で、いずれも出産した女性職員全員が取得しております。

次に、育児休業の取得状況につきましては、平成26年に4人、27年に5人、28年に5人で、いずれも出産した女性職員全員が取得しております。

また、男性職員につきましては、本年はじめて育児休業を取得しましたが、今後とも、仕事と子育てが両立でき安心して働ける職場風土の醸成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「民間事業所の産休、育休の取得状況と取得に向けた啓蒙などの支援」についてであります。

高齢者の雇用状況で申し上げました事業所雇用実態調査によりますと、出産休暇につきましては、産前・産後の休暇に関して回答のあった169事業所のうち、就業規則等を定めているのは90事業所、構成割合は53.3%で、平成28年中に取得した人数は14人となっております。

次に、育児休業につきましては、回答のあった165事業所のうち、就業規則等を定めているのは77事業所、構成割合は46.7%で、平成28年中に取得した人数は、男性4人、女性15人の計19人となっております。

育児休業制度につきましては、労働者が原則として1歳に満たない子を養育するために取得することのできる休業であり、妊娠・出産・育児期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指して、雇用環境を整備するものとして創設されたものであります。

直近では、本年3月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、いわゆる「育児・介護休業法」が改正され、10月1日から施行されたところですが、対象となる子が保育所等に入れないなどの場合は、最長2歳まで育児休業の再延長が可能となったことのほか、出産予定の労働者等に育児休業に関する定めを周知することなどが事業主の努力義務として追加されたところであります。

制度の普及や取得に向けた啓蒙につきましては、「育児・介護休業法」が改正された際などにおいて、厚生労働省が作成する周知用のリーフレットを役場や支所等の窓口配置するほか、事業所雇用実態調査の調査票送付時に同リーフレットを同封するなど、事業所に対する周知を図っているところであります。

今後におきましては、町のホームページや広報紙によるほか、商工会を通じて引き続き制度の周知を図ってまいります。

また、事業所が育児休業等の制度を運用するに当たって、実際にどのような問題点があるのかなどについても、事業所雇用実態調査などを通して情報収集に努め、町としてどういった支援ができるのか、研究してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

まず、再任用制度ということでもありますけれども、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるということで、本人が希望すれば再任用されて配置されるという形になっておりまして、将来的には最長65歳まで引き上げられるということでもありますから、まだちょっと少し先の話も含んではくるのですけれども、将来的にはかなりニーズが格段にふえていくという、そういう問題も持っているのかなというふうには認識しているのですけれども、実際に今運用をしているということでありまして、退職者32人のうち希望者全員の15人を再任用されてきたということで、約半数ぐらいの方が再任用を希望されているのかなというふうに思いますけれども。

確認というところなのですけれども、その再任用希望者では、やはりフルタイム希望される方が多

いのか、短時間勤務という選択肢もあるのかなと思うのですけれども、そのところを確認したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 任用形態につきましては、今、全ての方、フルタイムの勤務ということになっております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） フルタイムの希望が多いということで、そういった傾向は今後も同様に続いていくのかなというふうには思うのですけれども、「行政改革大綱・推進計画」という中をちょっと拝見させていただいたのですけれども、その項目の中に、「将来を見据えた新たな定員管理計画の策定」実施年度平成28年からとされておりますけれども、その辺のところ、退職者がどのぐらいいて何人入るとか、これは新規採用だとか、民間の方の雇用にもかかわってくる部分かなというふうには思うのですけれども、どういうふうな計画を持たれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には退職者については補充をしていく、合併した直後は退職者のうちの4割とか6割とか、不補充の部分がありましたけれども、今はもう平常ベースの業務状況になっておりますことから、退職者については補充をします。

ただ、その補充の内訳としては、再任用という方法もありましょうし、あるいは新規採用、ただ、新規採用も思ったほどの人の応募がない場合については、3人予定だとしても2人とどめるとか1人とどめるとか、そんなこともありましょう。そこで不足する場合については、嘱託職員であったり、あるいは臨時職員によって対応していくと。そんなことで、今は人事管理をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 管理というか、計画は持たれているようなのですけれども、今、さほど補充するという形で余りふえていないような形ではあるかと思うのですけれども、最大で、今後、将来的には何人ぐらい再任用者がいるのか、試算とかはちょっとされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 再任用につきましては、希望がなければ任用しないわけでありますので、その時々での退職される方の事情によって、数は違ってくるかというふうに思いますので、今段階で何人ということとは申し上げられないかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今段階では申し上げられないということなのではございますけれども、そうにしましても、65歳まで本当に再任用しなければいけないということになった場合、5年間再任用なので、かなり長期にわたってということになりますので、それでいて希望者全員を採用しなければいけないというような形ですので、部署のどこかに必ず配置しなければいけないということで、恐らく大変な人数になってくるのではないかなというふうには思うのですけれども。

例えば、人数的にふえてしまった場合の定員管理としましては、恐らく再任用で短時間勤務の場合は、定員数の中に入らないのかなというふうに思うのですけれども。例えば、再任用の人数がふえた場合どうされるのかというところなのではございますけれども、フルタイム希望していても短時間勤務でお願いしますといった、そういった調整といいますか、措置をとられるのかなというふうには思うのですけれども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的に、本人がフルタイムであれば、それはフルタイムを認めざるを得ないわけでありまして、要するに、今、過渡期でありますけれども、若い人を採用時からゆくゆくは65歳までの職員を総体の中で人事管理をしていくということは必要でありますので、再任用を特別扱いする必要もないわけで、今までの経験ですとか知識とか、それをしっかりと生かしていただける部署への

配属をすると、そういうことで、無駄といたらおかしいですね、人材をフルに活用した人事管理をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 再任用者を特別扱いはしていないということなのですが、それによつての影響としては、やっぱり民間の方の雇用が失われるとか、今、新規採用の募集も少ないというふうな話ではあったのですが、そういったことの縮小化にも今後はつながる可能性もあるのかなというふうに考えたのですが、民間の方の雇用だとか、臨時だとか、嘱託の方も多くいらっしゃると思うのですが、そういった影響についても少なくしていただきたいと思っております。その辺の考え方について伺いたしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先の答弁で申し上げましたように、影響は全くないと言えない。というのは、例えば嘱託職員であれば、これは誰でもいいということではないのですが、主に雇用しております嘱託職員という、一定の資格を持った人をそこに当てて能力を発揮してもらう、例えば教員OBとか校長OBとか、そういった特別な資格を持った職でありますので、そのことが直ちに私は一般民間を圧迫するようなことにはないというふうに思っております。

あえて言うならば、新採用職員が再任用職員の分減るということになりますので、新採用については再任用の分だけ減っていく、そういう可能性はあるかな。ただ、いずれにしても、組織全体でどういった配置が一番組織の能力を発揮できるかということを考えながら、人事管理をすべきだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 役場内においては、そのようにお話しいただいたとおりになるかもしれませんが、民間事業所での高年齢者の雇用状況についてなのですけれども、答弁がありましたように、回答があった事業所としましては、55歳以上65歳未満19.9%、これは構成割合ということで、65歳以上5.4%ということで、数字はいただいたのですが、民間事業所でも、役場のように退職後本人の希望に沿った形で就業ができていく状況にあるのか、その辺のところをこの数字から見て、どういふふうに捉えられているのか。数字はいただいたのですが、数字を見て、どういふふうに捉えたらいいのかという形で、わからないものですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 調査の中で、一々状況までは把握できておりませんので、確たることは申し上げられませんが、ただ、数字を見た限りは、55歳以上で25%、4分の1構成割合占めるわけですから、55歳以上で4分の1を占めるということは、私は、相当、再任用というか再雇用されている実態にあるのだろうというふうに、そんな認識を持っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 高年齢者雇用安定法ですか、通称ですけれども、その中で定年制の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、いずれかの措置を講ずるよふにというふうな法律の中でされていると思うのですが、これやはり継続雇用のほうを選ばれている民間事業所が多いというふうな捉えられていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 今、お話がございました「高年齢者雇用確保措置」いわゆる三つのいずれかを導入するという内容なのですが、この内訳につきましては、毎年、厚生労働省のほうで調査を行っております「高年齢者の雇用状況」という中でお話をさせていただきたいと思いますが、この中の北海道の企業に対する内訳となります。

それにつきましては、定年制の廃止につきましては、道内で182社、3.1%となっております。そして、定年の引き上げにつきましては、1,082社、占める割合が18.3%。そして継続雇用制度の導入、こちらが4,635社で、78.6%というふうになっております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 継続雇用制度の導入、道内におけるということなのですからけれども、それが多く占めていらっしゃるということであったのですけれども、先ほど、再任用の方を特別視はしていないというような話ではあったのですけれども、やはり民間の場合、賃金の面でなかなか役場の再任用の方には及ばないのかなというふうには思っております。

期末勤勉手当、これ、再任用の方、フルタイムの方では、手当てされておりますけれども、なかなか民間ではそこまで手厚くできていなかったりということで、やはり再任用の方のほうが手厚さを私は感じるのですけれども、その辺どう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、私がどう捉えるというよりは、地方公務員の給与体系につきましては、国公準拠、国家公務員に準拠しなければならないという地公法の定めがありますので、それに従って定めをしている。つまり人事院勧告というものが有りますので、それに従ってそのとおりの定めをしているわけでありまして、それは感情的には高いとか、いやもっとやっていいのではないかと、いろいろ皆さん思っているかもしれませんが、そこはきっと全国的なレベルの中で網羅的に人事院勧告というのがなされて、それに基づいて町職員の給与が定められております。

その中で、また再任用の職員も、幾ら、級ごとに定まっておりますので、それは私は妥当なものだというふうに認識いたしております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 定められていることなのでいたし方ないというようなお話でもあったのですけれども、妥当だという話だったのですけれども、実際に住民感情といいますか、民間に勤めていらっしゃる方の観点からすると、やっぱり手厚いなというふうにはどうしても見てしまうということで、そのことだけはちょっと申し上げておきたいというふうには思います。

次に、取引関係にある民間企業の再就職ということでの情報公開ということなのですからけれども、先ほど谷口議員が熱心に質問されておまして、制度化の検討を進めていくという答弁をいただいておりますので、そこは受けとめさせていただきたいと思っております。

やはり天下り批判、疑惑ということがついてくるということで、町民の皆さんから見まして透明性を持って公開をして、住民の信頼確保に努めるということでしたので、ぜひとも制度化の検討を進めていただきたいというふうに思います。

先ほど、谷口議員の話の中でもあったかと思うのですけれども、再任用のその情報公開というものもホームページ上とか、そういったところでされているということでもよろしかったでしょうか。

答弁がここなかったもので、確認だけさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 答弁。

総務課長。

○総務課長（新居友敬） 再任用職員の公表ということでありますが、毎年人事異動の際に、広報によりまして、「退職者及び再任用者」ということで公表しております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。今後も引き続き、公表をしていただきたいなというふうに思います。

2点目に移りたいと思います。

産休・育休についてでありますけれども、まずは、幕別町職員初の男性の育休を取得されたということでありまして、さらに広がっていくことを期待するところなのですからけれども、答弁の中で、男性の育休に関しましては、今後とも仕事と子育てが両立でき、安心して働ける職場風土の醸成に努めてまいりたいということでありましたけれども、この方、実際に育休を取得された方でありまして、保健課に所属されているようでありまして、比較的理解を得られやすい部署ではと、勝手ながら

ちょっと感じてはいるのですけれども、実際、ほかの部署であったり、役場全体において、そういった男性の育休を取得しやすい雰囲気とか、職場の理解、その辺のところはどのようになっているでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと偏見でないかなと、私は今受け取ったわけでありまして、保健課だから理解があって、総務課だから理解がないとか、そんなことは決してありません。これはどこの職場においても、感情というか、職員が該当者に対する見る目というのは、私はどこも一緒だというふうに思っておりますので、そこのところは認識を改めていただければというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） それでは、取得しやすい雰囲気は、もう醸成されているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 言ってみれば、「何だあいつ、男のくせに育休とるのか」みたいな、そういう色めがねで見ないということが一番大事であって、男であろうが女であろうが、育児休業をとることがごく自然だという雰囲気をつくるのが大事であって、私はそういうふうに今なっているというふうに認識をいたしております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） そういう取得しやすい雰囲気は役場の中ではできているということでありましたけれども、まず一人がスタートを切られたということで、今後広がり出てくるかと思うのですけれども、実際、時代も変わり、ライフスタイルが変わりということで、昔は男女で役割分業がなされているような状態で、子育てなんかは女性任せといった意識が強かったと思うのですけれども、最近イクメンという言葉がつくられ、はやっております、男性自身が積極的に育児に参画していくということで、最近の若い男性なんかは育児に対する意識が高まってきているのかなというふうに思うのですけれども、意識の変化だとか時代の変化あるのですけれども、その辺どんなふうに感じていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） アンケートで意識が変わったかとか、そういうものは持ち得ていませんけれども、私、40年この職場にいる中では、あるいは職場内、あるいは町内の企業の状況を見て感じるの、やはり夫婦で子育てをしていくということが、よく最近は見かけられるなというふうに思っております。前は、男が仕事をして、女性は家庭で育児をするなんて、そんなところがどっちかという私の年代というのはあったかなというふうに思いますけれども、最近は全く本当に夫婦で協力し合いながら育児をしているというふうに、私は受けとめているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 答えづらい質問ばかりで済みません。

共働きの増加、あと女性の活躍ということにおいても、育児について男性のサポートも大変重要になってくるのかなというふうに、そこは感じるころなのですけれども、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画というのもちょうと拝見させていただいたのですけれども、平成32年度までの5年間で育児休業所得率を、女性は引き続き100%、そして男性は10%を目標に取り組むというふうにされておりました。

国としましては、2017年に10%、2020年に男性の育休取得率13%ということで、目標は掲げられているのですけれども、幕別町としては男性10%ということで、今、1人ということでスタートを切られましたけれども、今後さらに力を入れられるのかなというふうに思いますけれども、今後もどういうふうに取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに世の中の流れはそうなのですが、だからといって、あなたのところ子供が

生まれたから育児休業をとりなさいよと、そんなことにはならないわけですし、やはり一番大事なのは、育児休業をとりたいなと思ったときにとりやすい環境づくりをするということで、それは引き続き努めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 先ほど、とりやすいような環境はつくられているという話ではあったかと思うのですが、実際、今のところ1人ということで、何かやはりどうなのでしょう、実際はとりづらい環境、本当はどうなのでしょう、あるのかどうなのかというところなのだと思います。

済みません、違う点でちょっと質問いたしますけれども、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、町民アンケートの結果が載っておりました、「町に期待する子育て支援策」ということで、それで一番多かったのが、児童手当、保育料など、子育て費用の費用負担軽減ということが1番にありましたけれども、2番目に育児休業の取得や再就職など、子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業への啓発ということで、3番目に多かったのが多様な保育サービスの充実ということであつたのですけれども、この育児休業も含めた、子育てしやすい職場環境に向けての企業の啓発、これを町に期待をしているのだと、求められているのだということであるのですけれども。

答弁の中で、民間事業所、平成28年度ですけれども、育児休業を取得された方、民間事業所では男性4人、女性15人ということで、実際には民間でも進んできつつあるような感じもしたのですけれども、なかなか事業所の雇用実態調査からはちょっと読み取れないのかもしれないのですけれども、民間でもどうなのでしょう、育休等々での子育てしやすい職場環境、その辺、民間のほうはどういうふうな形になっているとか、そこまではいかがでしょうか、押さえられていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 実態調査の中では、細かい部分については設問の中ではしておりませんので、なかなか細かい実態までについてはわからない状況ではありますが、町といたしましては、答弁の中にもありましたように、なるべく育児休業がとれるよう、制度の周知を図りながらとれるような方向で周知を図っていきたい。国の助成制度等もございますので、そういったものも含めて、広報ですとか、ホームページですとか、そういったものを活用しながら周知に努めて、環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 民間においては、役場のようなそういった職場の雰囲気だとか理解が、なかなか全ての会社が画一的に整えるというのは、ちょっと難しいのかなというふうには感じるところもあるのですけれども、取り組んでいける会社から、取り組むるところから進めていただければいいのかなというふうには思っております。

それで、実際に事業者さんのほうにリーフレットを送付されて、周知を図っているということで、新たに育児・介護休業法改正ということで、答弁でも触れておりましたけれども、事業主さんに対して育児休業制度等の個別周知の努力義務、そして育児目的休暇制度の努力義務が創設されたということで、あくまで努力義務ということではあるのですけれども、今後ともきちんと周知・啓蒙を図っていただきたいなというふうに思います。そして、その後の状況においても、ちょっと注視をしていただきたいなというふうに思います。

最後となりますけれども、民間事業所に関してであるのですけれども、先ほどの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という中で、子育て取組企業支援事業、こういった新規事業も盛り込まれてはいたのですけれども、平成31年にはその取組事業者数3事業所を目標とされているようではあるのですけれども、最後にしますけれども、商工観光課でそういった新たな事業を考えられているのかなというふう感じたのですけれども、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 内容的には内部では検討してはいるところなのですけれども、商工会等々とも協議をしているところなのですが、なかなか方向性が見えない、実態がなかなかわからないという

ような部分がございまして、その辺がなかなかまとまっていないような状況でございますので、改めまして今度の雇用実態調査の中で、もうちょっと詳しく企業の実態等を把握するために、もうちょっと質問項目等を変えまして詳しく調査をした上で、さらには商工会などのご意見等もお伺いしながら詳しく実態把握をした上で、町としての支援が必要なものなのか、あるいは必要だとすれば、どのような内容が一番効果的なのかというようなことを、さらに研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。十分検討していただきたいと思います。

理事者の皆様のご努力にご期待を申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩いたします。

14：40 休憩

14：55 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、3点質問させていただきます。

1点目、歴史の散歩道「黒田温泉跡地」のアカマツの保存について。

清流大橋から幕別本町に抜ける札内新道（道道幕別帯広芽室線）の未整備区間で、途別川によって分断されていた2.7キロメートルが、橋梁の新設と2車線道路の着手に向けて準備が進んでいると聞いております。しかし予定地の一部、吐月橋から春日橋の区間については町の「歴史の散歩道・黒田温泉跡地」にかかっています。

黒田温泉は既に廃業し、現在は建物もありませんが、歌人若山牧水が滞在した宿として知られています。この工事に伴い、宿が開業した1912年ごろにシンボルとして植樹されたアカマツの古木が支障となることが判明しました。住民からは「歴史遺産として保存できないのか」という声が上がっています。

道道の工事については何ら反対するものではありませんが、アカマツについても町の史跡に登録している牧水ゆかりの黒田温泉跡地や歌碑と同じく歴史文化遺産として保存していくべきと考えます。以下について伺います。

1、アカマツを保存することについて、町の考えと見通しについて。

2、「歴史の散歩道」を今後どう活用していくか。

3、地域のシンボルとして残っている名木や古木の現状と、保存価値のある樹木があれば基準を設けて町で指定する考えは。

2点目、江陵高校の通学路の安全対策について。

今回、工事が予定されている札内新道と交差する札内高台線の一部は、江陵高校生の通学路になっていますが、曲がり坂で歩道幅も狭く、夜は薄暗くて危険といった声を聞きます。今後交差点付近の詳細な設計などが決まっていくと思われそうですが、平成31年度から新設高校がスタートするに当たって、生徒の安全対策が喫緊の課題だと考えます。通学路となる町道について伺います。

新設高校が始まるまでの整備計画は。

3点目です。子ども110番の家について。

子供を取り巻く環境が変化し大きな事件が後を絶たない中、地域ぐるみで子供たちを守る「子ども110番の家」の制度があります。

幕別町でも小学校区ごとに「子ども安全マップ」を作成し、子供が身の危険を感じたときに駆け込

める場所を明記しています。被害を未然に防ぐこうした取組が形骸化されることのないようにと考えますが、以下について伺います。

1、設置数や連携状況、子供への周知など現状について。

2、地域と連携し、社会全体で子供を育む身近な方策の一つとして、子ども 110 番の家を機能させていくことが大切ではないか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「歴史の散歩道「黒田温泉跡地」のアカマツの保存について」であります。

「歴史の散歩道」につきましては、平成 9 年度に、本町の開基 100 年の歴史を振り返り、歴史的、文化的史実等を後世に伝えるとともに、子供たちが郷土の歴史と文化を学習するために選定したものであります。

具体的には、幕別町ふるさと館事業委員会の協力をいただき、候補地の調査や選定などを行い、72 か所の史跡等を案内マップに掲載し、そのうち石碑などが無い 17 か所につきましては、案内看板の設置を行ったところであります。

さらに、合併後の平成 20 年度には、忠類地域での候補地の選定も行き、現在 89 か所の史跡を案内マップに掲載し、そのうち 27 か所について案内看板を設置いたしております。

そのうちの一つであります「黒田温泉の跡」は、大正 15 年 10 月に旅の歌人「若山牧水」が夫人を伴い 5 日間滞在し、この地の風物を賛美した場所であります。

ご質問の 1 点目、「アカマツを保存することについて町の考えと、見通しについて」であります。

黒田温泉は、大正元年に開業され、昭和 10 年代後半に廃業されております。

温泉開業時に玄関先に植樹されたと伝えられておりますアカマツは、当時、2 本が植えられたそうではありますが、そのうちの 1 本は既に倒れており、現存しております 1 本につきましても、樹齢 100 年以上が経過しているため、枝の枯損状況から見て倒木等の危険性が高いと推測されるものであります。

教育委員会といたしましては、アカマツの保存について帯広建設管理部と協議いたしておりますが、道道の道路区域の変更は難しく、道道の完成後は倒木の危険性が高い木が道路区域内に残ることとなりますことから、現在地での保存は困難であると考えております。

また、樹木の専門家に診断していただいたところ、「移植を考えた場合、老木であることや地盤の有効土層が薄く満足な根鉢が確保できないこと、さらには、もともと移植は難しい樹種であり、移植によってさらに樹勢が衰える可能性が考えられることなどを考慮すると、移植は実施すべきではない」との結果であり、移植による保存につきましても困難であると考えております。

ご質問の 2 点目、「「歴史の散歩道」を今後どう活用していくか」についてであります。

「歴史の散歩道」につきましては、平成 9 年度から 24 年度までに選定したものでありますが、現在は案内マップの掲示や配布、ホームページへの掲載等による周知、さらには小学校の社会科や総合的な学習の時間などを利用しての現地見学会、ふるさと館事業委員会による史跡めぐりや百年記念ホールによる町民カレッジなどで活用しているところであります。

今後におきましても、「歴史の散歩道」のさらなる周知に努めるとともに、町民見学会の開催など、引き続きより多くの方が郷土の歴史と文化に触れる一助となるよう活用してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「地域のシンボルとして残っている名木や古木の現状と基準を設けて町で指定する考えは」についてであります。

地域のシンボルとして残されてきた名木や古木につきましては、明野のアカマツや中里の記念松、相川のコブシ、白人神社のヤチダモ、新和のカシワなどがあるものと認識をいたしております。

また、保存樹木の指定につきましては、帯広市などにおいて、緑の保全や緑化の推進の観点から樹容が美観上優れていることを前提に、由緒由来のある樹木や学術的価値の高い樹木などに対し指定し

ていると認識をいたしているところでもあります。

教育委員会といたしましては、保存価値のある樹木の指定方法は、「幕別町文化財保護条例」による指定及び「歴史の散歩道」としての選定がありますが、文化財保護条例による指定は「学術上価値の高いもの」、歴史の散歩道につきましては「歴史的、文化的史実等を後世に伝えるとともに、子供たちが郷土の歴史と文化を学習するため」としており、平成 24 年度までに町内全ての歴史的、文化的遺産の調査を実施した上で選定いたしておりますことから、現状におきましては、それ以外の指定をすることは考えていないところでもあります。

次に、「江陵高校の通学路の安全対策について」であります。

本年 9 月に北海道教育委員会において、公立高等学校配置計画が決定され、「幕別高校については、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となること等を考慮し、平成 31 年度に 2 学級増の 1 学年 3 学級とし、31 年度入学者から、私立江陵高校の校舎を使用する。」と示されたところでもあります。

現在、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高校及び町教育委員会の 4 者で組織しております 4 者連絡会や幕別高校内に設置されました準備委員会等におきまして、本町の土壌や両高校の伝統、特徴を生かした多様な教育課程の編成など、魅力ある学校づくりに向けて協議を進めているところでもあります。

ご質問の「新設高校が始まるまでの整備計画は」についてであります。

現在、江陵高校の生徒が通学に使用している町道札内高台線は、昭和 60 年の江陵高校移転に伴い、自動車交通量や通学する生徒を含む歩行者の増加が見込まれたことから、昭和 57 年度から 5 か年計画で道路整備及び照明施設の整備を行ってきたところでもあります。

車道や歩道などの道路整備は、町部局で行っておりますが、現在の町道札内高台線は道路の線形や勾配、幅員などは、道路法で定められた構造に準拠して整備を行っておりますことから、今後におきましても道路の構造的な再整備を行う計画はないとお聞きしております。

しかしながら、新たに道道幕別帯広芽室線と交差する計画がありますので、その影響する範囲に当たっては、危険な道路とならぬよう事業主体となる北海道と交差点の形状や勾配、さらには交通安全施設の整備について協議を進めていただくよう、お願いしているところでもあります。

また、坂道による自動車の速度抑制やスリップ対策、支障木の剪定や冬期における迅速な除雪などの交通安全対策に加え、生徒が安全に通学できる環境となるよう、今後とも町部局に要望してまいりたいと考えております。

次に「子ども 110 番の家について」であります。

「子ども 110 番の家」につきましては、不審者による子供たちへの「つきまとい」「声かけ」等の不安を抱かせる事案に対し、通学路周辺の民家や事業所等が緊急避難先となり、子供たちを保護するとともに、警察、学校、家庭等へ連絡をしていただくことにより、地域ぐるみで子供たちの犯罪被害を未然に防ぐ制度であり、本町では、子供たちが安心、安全に暮らせるよう、本制度を平成 15 年 9 月から実施しております。

ご質問の 1 点目、「設置数や連携状況、子供への周知など現状について」であります。

はじめに「子ども 110 番の家」の設置数についてであります。平成 29 年 11 月末現在では、一般住宅で 133 か所、事業所で 89 か所の合計 222 か所を設置しており、地域での子供の安全確保や防犯対策にご協力いただいているところでもあります。

次に、連携状況についてであります。町では、子供が「子ども 110 番の家」に駆け込んだ場合の対処方法を記載したマニュアルを「子ども 110 番の家」の協力者と警察に送付するとともに、学校には、「子ども 110 番の家」の協力者名簿を配付しており、それぞれが適切な行動がとれるよう連携を図っているところでもあります。

また、子供たちへの周知につきましては、「子ども 110 番の家」の設置場所や交通事故の危険箇所を、小学校区ごとに表示した「子ども安全マップ」を町内各小中学校に配付し、学校を通じて児童生徒や保護者に対し、同マップを周知するとともに防犯啓発にも努めていただいているところでもありま

す。

今後におきましても、幕別町生活安全推進協議会をはじめとする関係機関と連携を図り、子供たちが安心・安全に暮らせる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「地域と連携し社会全体で子供を育む方策の一つとして子ども110番の家を機能させていくことが大切ではないか」についてであります。

「子ども110番の家」につきましては、子供たちを犯罪等から守る上で非常に重要な取組の一つであるとともに、子供たちを社会全体で育む一端を担っていただいているものであります。

しかしながら、「子ども110番の家」は、その多くが自宅にいながら協力いただけるという方でありますことから、日常的に子供たちと接する機会が少ないため、育むという面で、本制度において、これまで以上の役割を担っていただくことは、難しいものと考えております。

地域で子供を守り育む取組といたしましては、各公区の見守り隊や退職校長会の皆さんなどにご協力をいただいているところでありますが、今後におきましても、学校と地域の連携・協働関係をより深めるものにしていく仕組みづくり、いわゆるコミュニティスクールの導入に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） アカマツの保存についての再質問を、1点目させていただきます。

まず、ご答弁で、現在地での保存は困難である、また移植によっても難しいということでした。アカマツが立っている黒田温泉跡地は、牧水が疲れを癒したとされる風光明媚な土地です。豊かな景観に感動して、滞在を延ばしたことで知られています。幕別町はこの幕別ゆかりの地とされて、こうしたことが縁で、宮崎県の旧東郷町と友好都市になった経緯もあります。

こうした歴史も踏まえ、またアカマツ自体、アカマツの幹を見ると亀の甲状に割れ目が入っていて、見る人が見たらこれはすごい珍しいものであるという話も聞きますし、ヨーロッパアカマツでこうした樹齢100年を超えてあるということ自体、珍しいということも聞きますが、こうしたことを踏まえ、もし伐採せざるを得ない状況であっても、別の形で残していく方法があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） アカマツの保存についてであります。教育長からの答弁にもありましたが、今、帯広建設管理部と協議を進めておまして、その中では今現状の道路用地の中に入ってしまうと。今、道路側溝のあたりに位置することになるという予定でお聞きしておりますし、またアカマツ自体が移植に適さないということもあって、ほかの場所でもというのなかなか難しい。今ご質問にありましたように、別の形でということですが、もし残せないとしても、教育委員会といたしましては、例えば歴史の散歩道の看板、案内看板に写真を残して、この地にはこういったアカマツがあったというようなことは残してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 工事が始まるのはもっと先になると思うのですけれども、ぎりぎりまでそのままにしておいて、別に後継木をつくるという形で、同じ場所ではなくて、その場所のどこか近い場所に移して、それで同じ遺伝子を持つとか、その枝から引き継いだ、そういう木を育てていくということは可能だというふうに、専門家の方からお聞きしているのですけれども、そういうような方法は考えておられないのかということをお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今の方法は、確かに可能なかもしれませんが、私、先ほど申し上げましたとおり、まず歴史の散歩道の選定に当たっては、平成24年の時点で、アカマツだとか、そのほかにもたまたま申し上げました巨木、古い木、そういうものも含めて指定するかどうかを考えたところでございます。

で、文化財保存条例で保存するとなると、学術的な価値のある木ということで、そういうものにも該当しないということでも、先ほど申し上げましたとおり、部長が言ったとおり、今、若山牧水の碑が温泉の入り口のところぐらいにありますので、例えばそういうところに写真も一緒に張って保存するだとか、ふるさと館の中に写真で残しておくとかと、そういう方法が妥当なのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 歴史の散歩道を策定するときに、町内全ての歴史的、文化的遺産の調査を実施した上で選定したということなのですけれども、これは漏れなく全てのものが対象になったかという、それに漏れてしまっているというものもあるというふうにお聞きしています。

なので、その辺については、ここの文面、場所にもあるのですけれども、全て、あと時間の経過とともに価値が出てくるものもあると思うのです。そのときはそうではなかったのですけれども、これを決めてから年月がたちますよね。年月がたった時点で価値が出てくるものというのもあると思うので、こういう形で言い切るというのは、どうなのかなというふうに感じています。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 平成24年度、皆さん方にお諮りして、一応全てのもの漏れなく調査していただいているというふうにお聞きしております。

それともう一点、もちろん歴史を重ねてきたら、年月がたてば歴史的価値が生まれてくるものとかということはもちろんあると思います。ただそれが、5年、10年というのがどうなのかなというふうには思います。これが30年とか、50年たったときには、例えば今の何でしょうかね、学校とか何かが、古い学校がたまに残っていて、それが50年たったら歴史的価値が生まれてくるかというようなことはあるかもしれません。それは今、学校というのを思いついたのは、私、増毛小学校の体育館が現存する校舎としては木造校舎で、北海道ではほとんど一番古いという話があったので、たまたまそうやって年数がたったときには、そういうものは価値が出てくるかもしれません。それは30年後かちよっとわかりませんが、そのときにまたそういう機運が盛り上がり、もう一度見直ししようというときには、出てきてもいいのかなというふうには思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 現実に木を残してほしいという声も聞いておりますし、接ぎ木という方法は歴史の散歩道を策定した時点で、それがその中に入っていないから、今考えられないということなのですか。ごめんなさい。私が言いたいのは、あそこの黒田温泉跡地というのは、歴史の散歩道の跡地に黒田温泉跡地は登録されていますよね。されているのですけれども、そのときはアカマツというのは見逃されていたのではないかなというふう思うのですね。なので、今、元気にというか、見る人が見ると、そんなすぐ倒れるものではないという話もありますので、ぎりぎりまで、そういう形で残しておく方法と同時に、そんなに難しくないと思うので接ぎ木なんかで何らかの形で残すという方法とか、あともし伐採するにしても年輪にしてそれを保存する、そうした方法があると思うのですけれども、再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 見逃していたかどうかということになりますと、多分見逃していないと思います。というのは、私、役所に入って三十何年、40年近くたっています。若い時分から、先輩からあそこに黒田温泉があった。この松はそのときの松だよということを聞いていまして、もちろん私もそれは珍しいねという話をしていましたので、ふるさと館スタッフの方ももちろんわかっていますし、多分見逃していたということではないと思います。

もう一つ、見る人が見るとかということ、ちょっとこれはきつい言い方ですけども、その木に対して思い入れがあると、どんな木であってもこれはすばらしい木だということ、人によってやっぱり感情的な問題もあろうかと思えます。ですから、先ほど言いましたとおり、幕別町内にも古木と言われるものが幾つかあって、そういうものも含めると、人によってはやっぱりこれは保存すべき

だとかということになろうかと思います。そういった意味で、公平な立場の方々が、平成24年度この歴史の散歩道の選定に当たって検討していただいたという結果でありますので、現在のところ、今、先ほども申し上げたような考えであるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 状況はわかりましたが、黒田温泉跡地が歴史の散歩道に登録されているということは事実なのでありまして、その時点で木もあったわけですから、今後ぜひ何らかの形で残してもらえるように、何らかの形でいいので、希望して次の質問にいきたいと思います。

歴史の散歩道、2点目ですね。今後どう活用していくかなのですけれども、これは子供たち、歴史の散歩道ができた背景が、歴史的、文化的史実等を後世に伝えるとともに、子供たちが郷土の歴史文化を学習するために実施したものというふうなお話でありました。先ほどの質問の中でも、道德教育の中で、そうした教材を使っているというお話をされましたけれども、学校教材としての利用は具体的にどのくらいあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 学校での利用についてでございますが、小学校3年生、4年生の社会科の副読本がございまして、その中で郷土の歴史の部分がありまして、そこに散歩道ということではないのですが、散歩道に掲載されております史跡等も出ておりまして、あと各学校によって、全てではないのですが、学校の中で社会科の見学の中に取り入れていただいたり、あと総合的な学習の時間に現地に行って見学していただいたり、そういうことをしているということはお聞きしております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 副読本の中に、歴史の散歩道の箇所が何箇所か入っているのは私も確認していますが、実際に社会科とかの授業で、その中の例えばふるさと館に行くとか、そうした利用の仕方を最近余りされていないように認識しています。どちらかという、町内ではなくて百年年記念館のほうに行っているという話を聞くことがあります。その辺はどう認識されていますか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 今お話になりましたふるさと館ですとか、蝦夷文化考古館の社会科の見学等については、ここ最近も幕別小学校ですとか、忠類小学校さんとか何箇所かつい最近も来ていただいて、社会科見学に利用していただいている状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 歴史の散歩道自体、そういう子供に伝えるためにということなのですからけれども、実際見たら見づらくて、なかなか活用するのに難しいかなというふうに思うのです。以前から教育長がおっしゃっているように、例えば学芸員相当の地域おこし協力隊を任用した場合に、歴史の散歩道を学校教材として使いやすいようにプログラムをつくって、もっと今忠類小学校とか幕別小学校で利用しているというふうな話をされたのですけれども、もっと町内の子供たちに多く伝えていただけるようお願いしたいと思います。

それでそれはお願いしまして、次もう一つ、学校以外でPR活動という、なかなか十分ではないと思うのです。観光資源としての利用ということで、史跡めぐりとか町民カレッジの利用があるというふうに答弁の中であったのですけれども、それ以外には何か考えておりますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 今お話のありましたように、活用はされておりますが、それ以上に何かということになりますと、なかなか言葉ではより活用をしていきたいということでは言えるのですけれども、実際、現実的に何をやって活用を広げていくかということは、ちょっとなかなか難しいのかなと。ただ実際、24年度に選定に一区切りつけましてから、歴史の散歩道のマップの掲載ですとか、配布ですとか、いろいろな形でホームページで紹介したりとかしてはおりますが、それ以上にということになりますと、ちょっとどんな方法がいいのか、さらに模索していかないと、ちょっとこの場ですぐこういう方策がありますというようなことを、申し上げられるような簡単なものではないのかな

と認識しております。

あと、観光資源としてということなのですが、これは教育委員会のほうでは、特にこれということではないのですが、一応役場の観光パンフレット等を置いていただいているところにも、散歩道のマップを置いていただいて、訪ねてこられた方の目に触れるようにはしていただいております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 25年からまだ中が変わっていない状態なので、今後新たにつくるということも検討しているのですか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 散歩道のマップについては、在庫がなくなってきた段階で、新たに増刷するというので進めてまいっております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ことしの議会報告会でも、本町には貴重な文化財がたくさんあって、将来どのような形で展示や観光も含めて生かしていくのかという質問もありました。

今、私が感じるのは、PR活動は十分ではないと思うのですけれども、どういうふうに進めていっていいかわからないという中で、温故知新という言葉もありますし、今後は我が町の歴史を大切に子供たちに郷土学習の機会を提供できるよう、一層取組を具体的に進めていただくよう期待して、次の質問に行きたいと思っております。

3点目、地域のシンボルとして残っている名木や古木についてなのですけれども、指定することは考えていないというふうな答弁がありました。今回地域のシンボルとして残っている木について、私調べました。昨年2月、幕別町は合併10周年を迎えまして、町の木がカシワに決まりました。で、カシワで有名なのは、新和にある新田牧場のカシワの大木です。新田牧場は「愛よ星と共に」という映画の舞台になりました。これ今から70年前の話なのです。池部良さん、高峰秀子さんが出演しましたが、地域の方は炊き出しに行ったりして大きな話題になったそうです。私も、最近、映画を見ましたが、名場面では必ず2人の主人公のイニシャルを彫ったカシワの大木が写っていて、新田牧場の景色がとっても美しかったのです。

それで、幕別町の百年史にも、そのイニシャルを彫ったカシワの前で記念写真を撮っているスタッフの方とか、町の関係者が載っています。その後41年がたって、池部良さんが幕別を再び訪れたときも、当時の面影を残していたカシワの木は立派になっていたとコメントしています。このカシワは今も健在なのか、把握していますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 新和の新田さんのNEEDS（ニーズ）というチーズをつくっている工房といますか、施設があるのですが、そのすぐ前のところに、多分、新田さんでつくっていただいていると思うのですが、その由来を書いた看板とかも設置していただいて、カシワの木現存しているのは見てきております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私も調べましたところ、NEEDSの前にあるカシワの木は、イニシャルを彫った木とは違うのです。何箇所か写真を撮ってしまして、それで昔、3年前までオーベルジュ・コムニという美食の宿があったのですけれども、その前にあったカシワの木が、彫ったカシワになっているのです。ただこれ、民有地なのですけれども、幕別の百年記念史にも載っているものなので、町の方が知っていただきたいという思いでおりました。

例えば、新田牧場の敷地というのは、昭和49年に自然景観保護地区に指定されているのです。その自然景観保護地区に指定されているところに、NEEDSの前にある二つに分かれたカシワの木も入っているのですけれども、そうではなく、イニシャルを刻んだカシワの木はもしかしたら入っていないかもしれないのですね。その辺のところはしっかりちょっと調べていただきたいというふうに考えているのです。これは本当、開拓時代の面影を残したこうした大木というのは、とても重要なものだと

思いますし、NEEDS の前の木は北海道の名木樹木に入っていて、カシワの木のいろいろリストがあるのですけれども、芽室町の芽室公園のカシワの木ってすごく有名なのですけれども、それと同じところに新田牧場のカシワというのが出ていて、上に分かれているカシワがそれに入っていると思います。

その後、1985年に映画で「食卓のない家」という家の撮影もそこでされていて、そのカシワのところのカシワにブランコをつくって、それでそのブランコが実際に舞台になったという話も聞いていますし、最近のことですが、NHKの朝ドラ、100作目の「夏空」の舞台が十勝に決まりましたよね。この新田牧場にも関係者が視察に来ているということなので、ぜひともカシワのある新田牧場が舞台になればいいなという思いであります。もし決まった際には、町としても全力で応援してほしいと思っています。

そういうことなので、その新田牧場のイニシャルを刻んだカシワですとか、そういうものは私有地ではありますが、道路側に表示板を整備するというのもできるのではないかなというふうに考えているのです。一応私有地なのですけれども、町としてもこういうものがあるというものを押さえておきたいということで、こういうことはできないのかということをお聞きします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 先ほど教育長から答弁いたしましたのは、教育委員会としてそういった木を指定するという手法としては、文化財保護条例によるものですとか、歴史の散歩道による指定というのがありまして、それは答弁にもありまして、おとり学術上価値の高いものですとか、歴史的、文化的に後世に語り継いでいく必要のあるものという位置付けでありまして、今、議員おっしゃったように景観上保存するということになりますと、またそれは別な観点から考えていかなければならないものだというふうに、教育委員会としては考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今、教育委員会から、別の観点から考えていかなければならないということで、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 今、NHKの朝ドラの関係で視察に来ているというようなお話ございましたけれども、具体的にNHKからこの関係で協議等がございましたら、町として町のPRにもつながるといったようなことがございますから、そういった意味では、町としてどういった協力ができるかということとは検討してまいりたいというふうには思います。

現段階で、私有地になりますことから、看板をとというようなお話でございますけれども、牧場ということもございますので、その辺は防疫等の関係もございまして、いろんな面で検討しなければならないかなと思いますので、そういった面ではちょっと内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今回、調べるに当たって、かなり知っている人が少なく、なかなかそういう昔のことは、だんだん記録していなければなくなっていくものだと思いますので、何らかの形で、物ではなくても何かで残してほしいと思います。そういうことをお願いして、次にいきたいと思います。

2番目の江陵高校の通学路の安全対策なのですけれども、道路法で定められた構造に準拠して整備を行っているということで、構造的な再整備を行う計画がないということでした。実際通ってみたらかなり危険だなというふうに思う場所もあり、この冬場は歩道も狭くて除雪が間に合わなかったときに、つるつる路面を下におりて子供たちが歩いている状況があるのです。除雪に関してはさまざまな問題があって、その中で改善に向けてご苦労しながら取り組まれていることには敬意を表したいと思いますが、しかし生徒の安全対策については優先して対応していただきたいと思います。答弁にも、迅速な除雪をしていきたいとのことでありました。ぜひ、迅速に冬場の除雪はしていただきたいと思います。

夏場ですが、自転車に乗る際、かなりスピードでおりにきてしまいます。これまでも何回か事故はありました。これまで改善の要望はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 札内高台線のこれまで改善の要望がなかったのかというご質問でございますが、先ほどご質問にあったとおり、やはり危険な道路、冬場にやはり危険だという声は聞いております。

ただ、夏場のその自転車のスピードが速くなるので、危ないので何とかしてほしいというご要望は、今のところ聞いておりません。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 自転車に限らず、あそこは何か危険なので何とかしてほしいという要望がなかったのかという意味だったのですけれども、とりあえず、そういうご答弁をいただきましたが、道道との交差点部分の整備については、これからということで道に働きかけていくということだったので、引き続き働きかけていただきたいと思いますし、すぐにできることはあると思うのです。注意喚起の看板とかも設置してもらいましたし、例えば照明の明るさについては改善できると思いますけれども、その辺は予定ありますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 照明のご質問でございます。札内高台線、先ほど教育長答弁でもありましたとおり、昭和57年から5か年計画で整備をしまして、照明灯下から江陵高校の上まで18灯照明灯を整備しております。今、照明灯の頭部、これをLED化に31年に取りかえる予定はしております。

明るさなのですけれども、暗いというお話もあるのですけれども、現地の玉の明るさは、通常防犯灯ですと80ワットぐらいなのですけれども、現地は220ワットのランプがついておりますので、ランプ自体はそんなに暗いという認識は持っておりませんが、支障木ですとか木の枝ですとかそういうものによって光が遮られている可能性もあるので、ご答弁にもありましたけれども、支障木の伐採等も含めて検討したいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 支障木の伐採をしていただき、またLED化をなるべく早く進めていただいて、生徒の安全は最優先にさせていただきたいということをお伝えして、次の質問にいきたいと思っております。

3番目、子ども110番の家についてであります。設置期間はどのくらいなのでしょう。期間はどのくらい、例えば1年間とか何年間とか、そういった決まりはあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 子ども110番の家の協力者に対しまして、毎年継続に関しての確認もしておりますので、期間というのは何年というのは定めておりませんので、もう辞退されるという方がいらっしゃいましたら、連絡いただけることになっております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ご答弁にあったのですけれども、平成15年から幕別町は取り組んでいるということだったのですけれども、そのころはもっとたくさんの旗があったというふうに認識をしまして、実際に設置宅に話を聞きますと、毎年そういう形で町のほうから確認が来たことはなく、何にもないという話も聞いております。そういうことを考えますと、管理をちゃんとしているのかなという疑問は湧いてきます。

あと、設置宅が不在だということを見ると、十分な数を確保するということが大切でありますし、設置してから毎年確認しているのであれば問題ないのですけれども、設置以降長い年月がたつてしまいますと状況が変わっていて、登録していても役割を果たせないという家とかも出てきていますし、また農村地域で子供が通らないところに旗が点在しているという場面も見かけるので、その旗は誰のための旗なのかなというふうに思うこともあります。立てているだけでは活用できないので、見直し

も必要だと思いますが、そうした見直しというのは考えていますか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 教育長の答弁にもありましたけれども、この制度につきましては、協力者といえますか、地域の方々の自主的な協力によって成り立っておる事業でございますので、例えば状況が変わったりして、登録時はふだん常に家に在宅されているような状況だったのが、現在は例えば事情が変わって不在な方もいらっしゃることは、課題は確かにありますけれども、これまで以上の役割を、答弁にもありましたように担っていただくことは、非常に困難であるとも考えております。

しかし、子ども 110 番の家ののぼり等を掲げることによって、犯罪の抑止力としても効果は十分発揮できると思っておりますので、今後におきましても、さらに協力者に対して確認をするようなことに努めまして、より実質的な機能を持った制度になるよう、今後は努力していきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） これ以上役割を担っていただけないということなのですが、今、機能しているようなことで認識していないのですよ。ただ旗が置いてあるだけというような感じが見受けられまして、それで毎年ちゃんと確認、更新していればいいのですけれども、例えば安全マップありますよね。あれは毎年更新されているのですか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 子供安全マップにつきましては、平成 27 年の 4 月に、各学校に配付しております。それ以降、更新はしておりませんので、今後そういった箇所の確認もあわせて行って、町議がおっしゃるように、実質的な機能が果たせるような制度に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5 番（内山美穂子） 先月、別の自治体の子ども 110 番の家の旗を設置している方と意見交換をする機会がありました。その中で、別の自治体なのですが、設置が決まったときに、担当の先生が新 1 年生を連れて各設置宅を回っていたということを知りました。そうすることによって、自分の町内会にこういう子がいて、見守っていくのだという自覚が芽生えたという話をしました。反対に子供の側から見ても、昔は知らない人についていってはいけないということを言われているのですけれども、今は知らない人に挨拶してはいけないというふうな教えもあるとお聞きしています。というのは、結構不審者がたくさんいるので、そういうふうな教えられて、反対に挨拶運動をしているという、どうしていいかわからないというところがあると思うのですけれども、そうした中でも、実際に 110 番の設置してある家は、ちゃんと旗の向こうに、こういう人がいるのだという顔がわかることで、万が一のことがあったときに駆け込めるようになるのではないかなというふうには思います。そういう取組については、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 実際に本町の小学校におきましても、110 番の家に先生が行って、よろしくお願ひしますと言っているところもありますけれども、それは生徒数、児童数の少ない学校でして、なかなかそれが子供たちの多い学校でできるかという、ちょっと難しい面もあるかもしれませんけれども、実際にそういった取組をしているところもあります。

今、教育委員会といたしましては、北朝鮮のミサイルなんかもありまして、登下校時間にそういった危険があった場合には、物陰に隠れるですとか、子ども 110 番の家に駆け込むよというということで、学校を通じて指導しているところでありまして、やはり実際にいるのか、いないのか、どういった方がいるのかということがわかっているということは、子供たちにとっても安心につながりますので、そういった先進的な取組は参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ぜひ参考にして、一校でも多くの学校で取り組んでいただけるようお願いしています。ちょっとつけ加えると、提案なのですからけれども、子ども110番の旗なのですからけれども、子供の目印になるものでなければいけないと思うのです。デザインを子供が親しみやすいようなキャラクターを使ったものに変えるといったことを提案したいと思います。幕別らしいようなデザインとか、デザインを子供に募集して、それでちょっとそういうデザインを盛り込むということも、目を引くのではないかなというふうに思います。

子供は地域の宝です。地域で連携しながら子供を育ていけるような地域づくりができるよう、先ほど、これからいろんな取組をする中で、やはり子供を地域で守るということを実践的にしていかなければいけないと思うのです。そういう具体的な体制をつくっていくべきと思ひまして、そういうふうにしていただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、16時5分まで休憩いたします。

15:52 休憩

16:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従ひまして、次の質問を行います。

生き生きと暮らせる「介護保険制度」に。

介護保険制度は、介護が必要になれば誰もが介護が受けられるように、家族介護から「介護の社会化」を進めるとして2000年にスタートしました。しかし、2005年に在宅との公平を理由に、施設入所者に対し、居住費や食費の自己負担を導入し、負担増で退所せざるを得ない実態もありました。2014年の改定では、特別養護老人ホームの入居についても要介護1、2は原則的に入所できなくなり、さらに、要支援1、2のホームヘルプとデイサービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」（新総合事業）として市町村に委ねられました。幕別では2017年4月から実施していますが、高齢者の実態把握や支援を必要とする人を支える人材育成や確保などを進めながらのスタートでした。8か月が経過し、要支援者1、2の人が希望するサービスを受けられているのかどうか問われます。

来年度は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が実施されます。高齢者の単身世帯・高齢者のみの世帯が増加していく中で、高齢者も支える世代も安心して暮らしていける計画が求められています。

以下、次の点について伺います。

1、4月から町で実施している地域支援事業を担う包括支援センターの実績と、要支援者1、2への支援状況について。

①高齢者の要望をどのように把握し手だてをとってきたのか。

②保健・医療・介護・福祉との連携は。

③生活支援コーディネーター機能との連携は。

④前年度と今年度になってからの要支援者1、2の認定の状況は。

⑤新総合事業に移行したことにより、今までのサービスが制限されていないか実態を伺います。

2、介護保険料は、スタート時点では、基準額3,033円であったが、現在5,150円で1.70倍になっており、高齢者の負担が大変重くなっています。第7期の保険料の見込みは。

3、今まで、介護老人、福祉施設の整備を行ってきましたが、低所得者の人が入所できない施設もあります。手だてを講ずる必要があるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「生き生きと暮らせる「介護保険制度」に」についてであります。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指しております。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が、地域の特性に応じてつくり上げていくことが重要であるとしており、全ての市町村が介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業を実施することとされ、本町においても、本年度から予防給付のうち、「訪問介護」及び「通所介護」を新総合事業に移行し、それぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」として提供しております。

また、本年度は平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定年度となっており、厚生労働省が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて、第6期で目指した目標や施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくことを重点目標に、現在、策定を進めております。

ご質問の1点目、「地域支援事業を担う包括支援センターの実績と、要支援1、2への支援状況について」であります。

一つ目の、「高齢者の要望をどのように把握し手だてをとってきたか」、三つ目の、「生活支援コーディネーターとの連携は」については、関連がありますことからあわせて答弁させていただきます。

新総合事業では、高齢者の多様な要望に応えるため、「訪問型サービス」と「通所型サービス」のうち、多様なサービスとして、買い物やごみ捨てなどの簡単な生活援助、ミニデイサービスや自主的な通いの場などの通所サービスが、町独自の基準を設定して提供できるようになりました。

このことから町では、多様なサービスの構築に向け、昨年度は、要支援1、2の認定者344人を対象に、日常生活における要望等について、聞き取りによるアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めてきたところであります。

調査では、回答をいただいた296人のうち、67.9%に当たる201人の方は、日常生活において「困り事はない」と回答されましたが、一方では約3割の方が、「困り事がある」と回答され、その中で買い物、通院などの外出支援やごみ出しについて困っている等の意見を踏まえ、本年度から「ごみ収集サポート事業」を開始したほか、既存事業の「外出支援サービス」の支援につなげるなどに取り組んでいるところであります。

また、本年度から、多様な主体による生活支援と介護予防の基盤の構築に向けたコーディネート機能の役割を担う「生活支援コーディネーター」を幕別町社会福祉協議会に委託し、1名配置しております。

生活支援コーディネーターの活動内容といたしましては、地域サロンや老人クラブ、介護施設など高齢者が集う場において、ニーズ調査を行うとともに、ニーズに対応するための地域資源の洗い出しを行っており、地域包括支援センターでは、毎月、生活支援コーディネーターと担当者会議を開催し、高齢者のニーズ、地域資源の実態等について、情報共有、意見交換等を行っているところであります。

なお、現時点でのニーズでは、訪問型サービス及び通所型サービスの多様なサービスとして提供できるメニューはありませんが、今後も、ニーズの把握に努めるとともに、本町において持続可能なサービスの創設や地域づくり、担い手の育成など提供体制の構築について検討してまいりたいと考えております。

二つ目の「保健・医療・介護・福祉との連携は」についてであります。

本町の地域包括支援センターでは、高齢者からのさまざまな要望、相談等に対応するため、保健師や主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種を計9名配置し、それぞれの専門性を生かした相談支援を行っておりますが、相談内容が多岐にわたりますことから、相談内容に応じ、保健・医療・介護・

福祉といった関係分野と連携することで、相談体制の充実を図っております。

保健、福祉分野との連携では、高齢者、ご家族からの相談内容には、介護、健康に係る相談に加え、生活面に係る相談もありますことから、保健師や栄養士、福祉担当職員等と一緒に相談を受け、必要な支援につなげております。

医療、介護分野との連携では、退院後も安心して在宅生活が送れるよう、医療と介護の切れ目ないサービス提供に向け、病院及び介護事業所と連絡調整を行っております。

また、高齢者個人に対する支援の充実を図るため、個別事例ごとに、保健、医療、福祉等の多職種の専門的視点を交えて地域ケア会議を開催しておりますが、今後におきましても、相談内容に応じて関係分野との連携に努め、高齢者に対し適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

四つ目の「前年度と今年度になってからの要支援者1、2の認定状況は」についてであります。

要介護認定については、これまでも高齢者本人とその家族の意向を最大限に尊重し、介護サービスを必要とされるときには、要介護認定の申請につなげており、本年4月からの新総合事業移行後も、その手続については変わらないものであります。

五つ目の「新総合事業に移行したことにより、今までのサービスが制限されていないか実態を伺う」についてであります。

これまでの要支援1、2の方の予防介護として提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、新総合事業においても「訪問型サービス」「通所型サービス」として、既存の事業所において従前どおりのサービスが提供されております。

ご質問の2点目、「現在の介護保険料はスタートから基準月額が1.7倍になっているが、第7期の保険料の見込みは」についてであります。

第7期計画においては、要介護認定者数の増加、地域密着型サービス基盤の新設や特別養護老人ホームの増床などにより、介護給付費が大きく増額するものと見込んでおりますが、大幅な負担増とならないよう、介護給付費準備基金を取り崩すことで、現時点では基準保険料を5,300円と算定しております。

今後は、収支状況による基金残高状況のほか、現在、国において介護報酬の改定が検討されていることから基準保険料が増減することも考えられます。

ご質問の3点目、「低所得者が入所できない施設もあり、手だてを講ずる必要があるのでは」についてであります。

介護老人福祉施設、いわゆる特養に入所した場合には、施設介護サービス費として、その費用の1割、一定以上の所得がある方は2割を負担することになりますが、所得に応じた利用者負担の上限額が設定され、上限額を超えた場合は高額介護サービス費が給付されております。

このほか、食費、居住費の負担が生じますが、利用者の負担が過重とならないよう、所得に応じた負担限度額を設定し、基準費用額との差額が特定入所者介護サービス費として、施設に給付されることで、負担の軽減が図られております。

また、町では、所得が低く一定の条件に該当する方には、介護サービス費、食費、居住費等に係る利用者の負担について、社会福祉法人等介護サービス軽減事業により、利用者負担額の25%を軽減しております。

介護保険制度では、本来適用される基準により、利用者の負担額が収入額を上回る場合は、生活保護を必要とすることになりますが、居住費、食費の負担限度額、高額介護サービス費の上限額、介護保険料の金額を、当該基準よりも低い基準を適用することで、生活保護を必要としない状態とする境界層措置により、入所ができないといったことに陥ることがないように配慮がされております。

なお、境界層措置については、生活保護の窓口である十勝総合振興局に生活保護の申請をし、境界層措置を講ずれば、生活保護を必要としないと判断された場合に交付される証明書を添付して、市町村に申請することで適用になるなど、手続がわかりづらいことから、今後は制度の周知に努めるとともに、利用者の不安解消を図ってまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それでは再質問を行います。

まず、大きな1の①と③について関連していますので、その点について再質問をしたいと思います。

高齢者の要望をどのように把握をして手続をとってきているのかということでは、多様なサービスとして買い物、それからごみ捨てなど生活援助、このようなことを町独自で行っている、このように答弁されております。

今その中では、外出支援サービスの充実が本当に求められております。その手だてをどのように進めていくのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。といいますのは、この外出支援サービスは非常に地域の要望が多いところでありまして、家族がいる方、この家族のいる方でもフルタイムで働いている方は仕事を休まなければなりません。そしてまた、同じ若い家族がおりましても、若い家族自身が障害があるとか病弱であるとか、そういうことで高齢者に付き添っていくことができない、そういう方は対象から外されております。ですから、その外出支援サービスの手だてとして、どのような手だてをとっていきたいと考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、生活コーディネーターとの連携ということですが、ここでは地域サロンですとか、老人クラブ、それから介護施設、そういうところで意見交換もしているということでしたが、どのような意見が出されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 1点目の外出支援サービスにつきましてお答えを申し上げたいというふうに思います。

確かに、今、要望、需要に対して応え切れていない状況にあるということは十分認識をしているところであります。ただじっとこれを無制限に拡大していくということも、なかなか財政的な問題から難しいとも思っているところであります。

やはり大切なのは、これ介護を包括する事業として、今、継続実施しているわけでありましてけれども、真に必要な人に対しての措置をとる、対策をとることが大切でありまして、そこら辺、若干基準が曖昧なところもありますので、まずは基準を厳格に定めた上で、そしてそれでもなおかつ不足であれば、拡大する方向というのとも考えなければならぬのかなという認識でおります。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 私のほうから、生活支援コーディネーターがいろんなニーズ調査を行った中で、どういった意見があったかということについてお答えさせていただきます。

実際、地域サロンですとか、老人クラブ等に出向いて、直接お話を伺っているところなのですが、一番多い意見としましては、やはり移動手段、外出支援、こちらについて年をとると足も不自由になるということで、買い物がちょっと不安ですというようなお答えというか、意見が多かったということです。

あとは除雪に関して困っているといった意見もありまして、これについては特に除雪というよりは排雪というのでしょうか、自分の庭に雪を捨ててはいくのですけれども、一定程度の雪が降るとそこもオーバーフローするというか、捨てられなくなるような状況になるので、排雪何かちょっと困っているといったような意見がありました。

あとは、独居とかということで孤独ですとか、孤立ですとか、そういったことでちょっと不安があるなというようなお声があったというようなことです。

それ以外については、やはり昨年行ったアンケート調査とほぼ同じような回答となっていて、今のところ困ったものはないですとか、一人で十分やっていけるですとか、そういった声が結構多かったというような状況であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 外出支援サービスですが、無制限に行うべきだということを質問しているわけではありません。真に必要な方に、どういう手だてをとっていかうかということで、その真に必要な方という基準をどこに定めるか、ここが問題ではないかと思ひます。それで、真に必要な方ということをごどこまで町としては考へているのか。

私は、今二つの例を挙げました。この二つの例は地域に行きますと、高齢者にとっては本当に深刻なわけです。ですから、そここのところの調査、ニーズもしっかり行いまして、本当に病院に行くとき、契約して行くわけですがけれども、本当に利用したいという声がか切実なわけです、その人の生活実態を見ますと。例えば、朝行って車いすを押して病院に行ったときに、何箇所か行く。そうすると半日では終わらない。一日かかるとしたら、その家族の方が、それこそ介護休暇をとればいいのですけれども、休まなければならぬ、そういう状況では、どうしてもこの外出支援サービスを利用したいという切実な声がか聞こえてきております。ですから、本当に真に必要な方の基準をしっかりと定めて必要な方に拡充して行く、これが大事ではないかというふうにお思ひます。

それと、今どのような意見が出されているかということなわけですが、除雪の要望ということも出されておりましたが、まさに、今回、雪が降りました。それで、除雪というのは本当に私たちでも除雪するのは大変です。高齢者にとっては本当にこれも切実な問題でありまして、こういう手だても必要ではないかと思ひます。それで、この新総合支援事業の中では、ボランティアの方ですとか、地域の助け合いですとか、そういうこともうたわれておりました、除雪なんかは気がついた方は、近所に除雪のできる元気な方がいれば、皆さん手伝っているのは見えるのですけれども、それはその人が元気なときだけであつて、しっかりと体制をとっていかなければ、その除雪もできないということで、そういう対策もどのようにとって行くのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） まず1点目の外出支援サービスについてであります、町長のほうで真に必要な人ということでは、今後さらに進めなければいけないということでもありますので、それに対しては私も同じ考へで、真に必要な人に対してサービスが提供できるような体制を整えていきたいと思ひておりました。

また除雪につきましては、今、北町3公区の中でまさに地域が除雪が必要な人に対して、地域の中で除雪をしていくという取組がなされておりました。そういった事例を一つの例といたしまして、モデルといいますか、そういったものを参考にしながら地域に広げていきたいと思ひておりました。

ただ、新総合事業といいますのは、あくまでも要支援1、2の方へのサービスですので、除雪についてはやはり町全体、要介護の方もそうですが、全体で取り組まなければいけないことだと考へておりましたので、新総合事業ではちょっと難しいのですが、何か手だては検討してまいりたいと思ひておりました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 外出支援サービスも除雪の問題も、要支援、要支援2だけではなくて、高齢者全体の喫緊の課題だと思ひますので、ぜひ前向きな対策をとっていただきたいと思ひます。

次に、高齢者が暮らしていく上でということで、②の保健・医療・介護・福祉との連携、このことについて質問をいたします。こういう中では、今、単身者高齢世帯がふえている中では、やはり保健・医療・介護・福祉と分けて考へるということではなくて、連携して高齢者に対する対応というのが大事だというふうにお思ひます。

それで、今、病院に入院した場合でも期限が決められておりました、家族の体制がとれなくても退院せざるを得ない、そういう状況なども生まれてきておりました。そして、慢性期病床である医療療養病床の一部も削られておりました、だんだん入院も長く、その人にとって、高齢者にとっては必要なわけですが、期限を決められて退院せざるを得なくなる、そういう場合には、自宅で介護するとか福祉関係の施設を求めるとか手だてをとらなければならない、そういう状況になってきておりました。

そういう中では、やはり全体で高齢者を見守っていく、その連携を十分にとっていていただきたいというふうに思っております。一人一人が十分に対応していく、そういう体制を充実させていくことが大事ではないか、そういう意味で、今回、質問をいたしました。本当に高齢者2人で、病院の入院先がなくて困っているという高齢者の方も聞いております。そうしますと、自宅では老老介護で介護ができない。だれども病院に入られない、ではどうでしょうか。そうなった場合には、やはり医療ですとか介護とか連携をとっていかなければなりません。ですから、そういうきめ細かな対応が一層必要になってくると思います。

それで、こういう相談はやはり包括支援センター、そういうところで相談することになると思うのですが、この包括支援センターという言葉が非常にわかりづらいのです。どこに相談に行ったらいいのでしょうかと聞かれた場合に、包括支援センターですよと地域の方に言ってもわかりません。ですから、もっとわかりやすい表示とか、そういうところで高齢者の方ですとか家族の方ですとかが相談に行ける、そういう表示にして気軽に相談する、そういう対応が必要ではないかというふうには私思うのです。包括支援センターの表示も、窓口に行きますと本当に小さくて見えづらいのです。ですから、もっと高齢者、町民の人たちがわかりやすい、そして相談しやすい、ハードルの下げた、町民目線での対応が必要ではないか、いつもあそこを通るたびに思っておりました。その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 包括支援センターというのは条例名でありますので、あえてこの条例を改正してというところは考えませんが、やはり住民にとって地域包括支援センターと言ったときに、確かにぴんとこない、私も余りぴんとこないぐらい何をやっているところだろうというふうに思ってしまうと思います。ですから、愛称というのか、通称というのか、こういった相談に応じますよとか、どうぞお気軽においでくださいといった、そういう町民が気軽に来られるようなそういった案内をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 条例を変えてまでとは言っておりません。ちょっと見てわかりやすいようなそういう対応が、町民に対して親切な対応ではないかということですので、前向きにということで受けとめました。

次に、4番目の要支援1、2の認定の状況はということで、今までと対応は変わっておりませんというご答弁ですけれども、これはチェックリストではなくて、今までどおり要介護認定の基準で要支援1、要支援2の対応をしてきているということなのかということが一つ。

それと4月から8か月たっておりますが、その8か月の中で要支援1、2の認定者の人数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今までと手続が変わらないというのは、基本的には本人、またご家族の方が希望する意向に沿ってというような意味での変わらないということでありまして、今までどおり要介護認定申請をしたいという方につきましては、お受けして認定の申請をするということでありまして。

ただ、選択肢の中に、新たに事業対象者というのが新たにできまして、例えば今まで訪問型サービスですとか、通所型サービスといったその二つのサービスしか受けていなくて、今後もその二つのサービスだけを受けますという方については、チェックリストのほうに進んでいただいて、そちらのほうで事業対象者として認定をするというところで、これもあくまでもご本人の希望なので、本人がそうした希望をすればということなので、いずれにしてもご本人、ご家族の方の意向を踏まえた中で、そちらに沿った対応をしているというような状況であります。

あと、要支援1、2の認定状況なのですけれども、今現在、数字として持っているのが4月から10月まで、それまでの期間の認定者数なのですけれども、ことしでいきますと、要支援1が177名、要支援2が148名というような認定状況となっております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今までどおりのサービスを望む方には、チェックリストでというお答えでしたけれども、やはり今要支援 1、要支援 2 を利用されている方でも、自分がどういう支援を、サービスを受けられるのかどうかということをきちっとわかっていて、今までどおりというふうに考えている方なのか、そういう人なのか、それともどういうサービスを受けられるのかということがわからないで相談されているのかでは違ってくると思うのです。ですから、やはり相談に来られたときには、チェックリストではなくて、介護認定をしっかりと受けていただきまして、こういうサービスを受けられますよという提示をして認定していくべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 済みません。私のちょっと説明が不足していたと思いますけれども、あくまでもご本人、ご家族、そちらの方がチェックリストで事業対象者のほうに行きたいと言った場合については、そちらのほうも活用することができるということでもありますので、あくまでも要介護認定まずありますという話から、こちらのほうでもご説明をさせていただいているというところでもあります。

町としましては、認定が切れる 2 か月前に更新の案内を出しております、この際に、あくまでもご本人とその家族にどちらを選択するかを選んでいただいて、また担当のケアマネージャーなんかはどういったサービスがあるので、あなたにとっては申請のほうがいいですよというようなご指示、アドバイスもさせていただいているところでもあります。

また、新規の方につきましても、町として認定申請を進める、それは例えば先ほど言った訪問型サービスですとか、通所型サービス以外にも、必要だと思う方につきましても、認定申請を進めるなどアドバイスしております、あくまでも最終的にどちらを選択するかは、ご本人、ご家族の意思ということで、こちらのほうで対応しているというところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） ぜひその人の立場に立ったサービスをきちっと受けられるような手だてをとりながら、進めていっていただきたいと思います。

5 番目なのですが、今までのサービスが制限されていないか実態をとということで、ご答弁の中ではサービスの低下はないと、たしか書いてあったと思うのですが、「新総合事業移行後も、その手続については変わりはないものであります」というふうに答弁されております。

しかし、地域の方から聞きますと、必要なサービス、今までサービスを受けていた方も体調によって元気なときもあるし、そのサービスがどうしても必要だというときもありながらも、サービスが制限されたという事例もあります。実際に聞いております。それと、認定も下げられたという声も聞いております。町民の方から聞きますと、介護認定が厳しくなって認定が低くなったのですよと言われたというふうに、私も地域でこの二、三日前なのですが聞いたのです。

ですから、そういう状況も実際にあるということも踏まえまして、そういう今サービスを受けている方には、しっかりとその人の生活状況を確認をして、今までのサービスが十分利用できる、そういう手だてをとっていく必要があるのではないかと思います、そのなかったというそういう実態は、どのような状況を踏まえてなかったというふうに押さえているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今までどおりのサービスを、こちらとしては制度上変わりがないので提供しているというようなことで理解をしているというところでもあります。

認定申請をして、更新のときに認定が下げられたただとか、そういったお話があるということでありましたけれども、基本的には認定基準というのは変わっておりませんので、1 次判定は当然コンピューターのほうで審査するので、本当一定の基準に沿って公平に行うということでありまして、そのあと 2 次審査のときにも、お医者さんですとかそういった専門職の方を交えて、その方にとって必要な介護度はどういったものかというのを、ちゃんと冷静に判断した中で決めておりますので、例えば、更新申請で認定が下げられたとしましても、例えば区分変更という申請もありますので、また状況が変われば、また区分変更というのをさせていただければ、それに沿った形でまた認定の申請を再度す

るというような状況でありますので、今までどおりということであれば、先ほど言いましたように制度が変わっていないので、やり方も変わっていないので、変更はないというような形でしかないのですけれども、そういった形で皆様方のそういったものに対しては、ちょっと対応しているというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） まず認定の際には、ケアマネージャーが直接利用したい方とお話しをして、認定状況を確認していく、ケアマネージャーの方ですよ。だから、そこの連携を町としてはしっかりと聞き取りなり対応なりして行って、今、利用されているサービスが低下しないような、そういう手だてをしっかりとって行っていただきたいと思います。

次に、介護保険料のことについて質問をいたします。

介護保険料ですが、第7期は5,700円の基準金額ですね。150円の基準金額で増額になるという予想が答弁としてされました。特別徴収は年金から天引きされます。普通徴収は無年金、年金額が18万円以下、収入のない方からも保険料が徴収されます。

それで、この間幕別町では6期から7期に移るときに、9段階から12段階に分けられました。この中で、第1段階は年間27,800円です。それで年金の所得金額が80万円以下の方、この80万円といたしますと、介護保険料の率は3.47%です。それで第12段階の方は、500万円以上の方。この方は111,200円です。率は2.52%です。所得が上がれば、介護保険料の率が低くなるという、こういう状況になっております。今、介護保険料が150円なのですが、上がるということは、やはりこの負担も高齢者にとっては大変負担の重いものになっていくのではないかとこのように私は思っております。

といいますのは、年金の引き下げですとか、消費税の引き上げ、後期高齢者保険料、そういう中で、実質収入は高齢者の年金が主な生活の経済資金といいますか、経済の基準になるものです。それで消費税は社会福祉のために介護保険だけではなくて、社会保障のために必要ですよと導入されました。消費税導入前は、サラリーマン本人の窓口負担が1割だったのですけれども、消費税が導入されてから3割になっています。そして、高齢者の窓口負担が、定額800円だったのが1割から3割引き上げられています。厚生年金の支給開始年齢が60歳から65歳、そして国民年金の保険料ですが、7,700円から今1か月15,590円です。で、介護保険料は消費税のときはなかったのですが、今、全国平均は5,510円ですが幕別では5,300円になるという、こういう状況の中で高齢者の経済負担は大変重いものになっております。

それで、今、高齢者の生活状況はどうかということで、65歳以上の方の経済状況がどうかという資料を、立命館大学の唐鎌直義教授が調べた資料をもとにしてちょっとお話ししたいと思いますけれども、高齢者のいる世帯の貧困率は2009年は24.7%だったのが、27%に引き上げられております。そして男性1人の貧困率は33.4%から36.3%、女性1人の貧困率は56.1%から56.2%になっているのです。ということは、高齢者のひとり暮らしの貧困率が非常に高いということなのです。

ですから、介護保険料引き上げは150円といいますが、その負担は大変重いものがあると私は思っております。ですから、その手だてをしっかりと行っていく必要があると思っていて、やはりこれは国の財政支援が一番だとは思いますが、介護保険の質問をするたびに、私は、国が介護保険制度を利用者にとってだんだんだんだん利用しづらいうように改悪し、自治体にも負担を重くし、それを重々承知の上なのですけれども、やはり国にしっかりと財政支援を求めていくこと、それと一般会計からの繰り入れももう少し引き上げるとか、それと今言いましたように、所得段階別保険料割合の見直し、これは先ほどもお話ししましたが、低所得者に対するその負担割合を低くするですとか、そういう手だてが必要ではないかと思っていて、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに高齢者の方含めた国民の生活というのは、決して楽になっているとは思っていません。

ただ、この介護保険の制度からいうと、所得に応じた負担をしていただいて、さらにその生活保護

になるような方についても、特別な手だてがとられているということでもありますので、そこにもってきて、では、皆さん大変だから町が一般会計から繰り出せばいいのではないかということにもならないわけで、やっぱり制度の枠の中において、健全にこの制度が運営されるということが大事であろうというふうに思いますので、そこはやはり一番は国の責任においてしっかり財政支援をしていただく、負担をしていただくということになるかというふうに思っております、これは従前からずっと町村会としても要望してきている事項でありますので、引き続き健全財政に向けて要望してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それはもう、私も国にしっかりと要望していただきたいというのは、もう本当にそう思います。

ですが、本当に所得の低い方への負担率を引き下げるといふ、その手だてもぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） また、今、制度的に公平な負担になっていると私は思っていますので、そこをさらに、どこが低所得者というかちょっとわかりませんが、そこだけ特別扱いすることが本当にいいのかどうなのか、負担の公平の原則を乱すことにはならないのかなというふうにも思っています、もうこれは制度の構造的な問題であろうと私は思っていますので、そこを変えない限りは変わっていかないというふうに思います。それはやはり国の責任であるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それは国の責任、十分わかります。しかし、保険料の町の負担率を見ましても、500 万円以上の方 2.52%率、80 万円以下の方は 3.47%の率。こういうことを見ましても、公平な負担だというふうには思えないのですが、そういう点での見直しということも必要ではないかということ質問しております。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 本町の介護保険の所得段階につきましては、6 段階から 8 段階、9 段階、そして現在 12 段階と、所得の低い人からは介護保険が低くなるように、所得の高い方に応分の負担を求めてきて多段階を設定してきた状況があります。

ただ、所得の高い方の割合というのが、もう 140 人とか少ない中で、これをまた細分化しても結果的に、例えば 1,000 万円以上ある方は幾らと設定しても、余り変化が起こらないといえますか、10 人ぐらいの方から、例えば 2 倍、3 倍の保険料をとった分を割返しても、余り大きな変化、本町の状況でいくと極めて限界に近いのかなと。これは都会のように多くの高齢者の方がいて、所得の高い方がいると、例えば 15 段階、20 段階という方も、そういった設定も可能なのかもしれませんが、私どもはこれまで多段階がやってきた中でいきますと、一定のこれが限界なのかなという中で今設定してございます。

第 6 期においては、消費税の増税に当たって国のほうで第 1 段階の方に一定の手だてがされておりました。今後 10%になるという中では、この社会保障がどうなるかわかりませんが、やはり町といたしましては、低所得者の方の負担が大きくなるように、国に対して町村会を通じて求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 国にしっかりと意見を上げていく、そのことがやはりますます重要になってきているということが、こういうことでも浮き彫りになってきているのかなというふうに思います。

ちょっと引き上げというのは、頑張った引き上げ額だとは思いますが、やはり高齢者にとっては負担が重いということだけは、承知していただきたいというふうに思います。

次に、介護老人福祉施設ですが、この間、地域密着型ということで施設整備されてきました。この

ことは本当に地域の方が入所できるようになって、大変うれしく思っているところなのですが、こういう中で、国民年金でぎりぎりの方などは入所できないという声もありまして、私もどうして入所できないのかなというふうに思いまして、いろいろ調べてみました。

そうしますと、やはりここに軽減策もあると言いながらも、国民年金で暮らせないという、入所できないという、そういう状況も浮き彫りになってきておりまして、やはり一番の問題は新しくできた施設は、皆さん一人一人の部屋なのです。そうすると居住費がかかります。この居住費の負担が重いということで、入所できなくなって、ぎりぎりのところで入所できないという、そういう状況が生まれてきております。

町独自でも、個室ですとか食費などの軽減策も行っているというのは、重々承知の上なのですが、今お話しいたしましたように、入所料にそれから介護保険料ですとか後期高齢者ですとかかかりますよね。それとやはり施設に入っていたとしても、自分の自由に使えるお金は少し欲しい、必要だという方もいまして、皆さんそうだと思うのですが、そうすると入所できなくなって、そういう方たちはどういうところに転居しているのか、移動しているのかといいますと、今までありました特別養護老人ホームに入居しております。それは部屋代が多床室といまして、4人部屋とかそういうところに入りますと、居住費がかからないわけです。そういうふうにして転居しているのです。

ですから、せっかく地域密着型の施設ができたとしても、そういう方が入居できないという状況が地域の方から聞かれまして、何とかしてせつかくいい施設ができたので、そういう方も入居できるような手だてが必要ではないかというふうに思います。

それで、今ある特別養護老人ホームも古くなると建てかえの時期になってきた場合に、今すぐ建てかえというふうにはならないとは思うのですけれども、そうなったときにぎりぎりの方は入居できないという状況に陥るのではないかと思います。今から手だてをとっていく、今の手だてと、これからの手だてが必要ではないかと思ひまして、その点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今お話ありました、地域密着型の特養の場合については、確かにユニット型個室ですとかということで、居住費なんかは単価が一番高いというような状況であります。

実際のところ、例えばどのぐらいの費用がかかるかということなのですが、例えば75歳以上の後期高齢者としまして、収入が国民年金のみという方が特養、地域密着型に入った場合ということになりますけれども、単価の一番高いユニット型個室、こういったのを利用した場合でも、施設介護サービス費につきましては、高額介護サービス費によって自己負担の上限は24,600円ということなので、月にそれ以上はかからないと。で、居住費及び食費につきましても第2段階ということで、さらに町で行っています社会福祉法人等の減免、これを受けることでおよそ月額28,000円程度と。で、合計でいきますと52,600円ぐらいとなりまして、これに介護保険料が月額一番安い層で2,316円で、及び後期高齢者医療保険料がこれも一番安い層で415円ということなので、全部加えたとして大体55,000円強というようなどころとなっております。国民年金満額支給の月額が64,900円ということなので、今のようなケースであれば収入が支出を下回るということにはならないのですけれども、確かに国民年金というのは全員が全員満額受給ということではございませんので、収入が実際のところ今言ったお金、支出を下回る場合も当然あるのかなというふうには思っております。そうした場合につきましては、先ほどの答弁にもありまして、境界層措置というものがございます。こちらについて高額介護サービス費、先ほど24,600円と言いましたが、ここを15,000円のランクに落とすですとか、居住費、食費についてもそれぞれさらにランクを落とすことで入居できるような措置をしていくというものであります。

で、それを全て措置しても、支出が上回るというような状況につきましては、先ほどもありましたように、生活保護ですとかそういった措置というのが、国のほうでセーフティーネットという意味合いで設けているとは思ひますので、そういったことで、当然お金がないので入居できないといったよ

うな状況には陥らないというようなことで、対応はしているのかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本日の会議は、野原議員の質問の終了まで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 施設入所なのですが、加算があるのですよ。その人の状況によりまして、いろいろな加算がありまして、そういう加算を含めると、入所料が高額になるという実態もあるのですが、その点はどのようにお考えですか。その点も入所料の増額につながっております。この加算が本当に細かく分かれておりまして、入所している方の負担になっているというのも聞いておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 確かに施設によって、それぞれいろんな各種加算がございまして、その加算についても介護施設サービス費として入居者のほうの負担にはなるというような状況にはあるのですが、けれども、それも含めて高額介護サービス費の対象となっておりますので、先ほどお話しさせていただいたように、基本的には国民年金のみというような方につきましては、自己負担の上限は 24,600 円、それを超えることはないというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） であれば、国民年金でも入所できるという、そういう状況ではあるという町の押さえだというふうに承知いたしましたけれども、やはり今制度の軽減策などもしっかりと周知をしていくというお答えになっているのですけれども、そういうことを知らないで入居している方もいらっしゃると思いますので、そういう制度はしっかりとお伝えをして、安心してせつかくできた施設が利用できるように、安心してもらえるということが大事だと思うのです。

ひとり暮らし、それから高齢者二人暮らしでは本当に不安なのです。これからどうして暮らしているのか。ぜひ、そういうことも周知していただいて、安心して介護保険制度を利用していただけるような手だてをとっていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前 10 時から開会いたします。

17 : 10 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第4回幕別町議会定例会
(平成29年12月13日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（5人）
- 日程第3 議案第88号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第89号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第90号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第91号 幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第92号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第103号 幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第105号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第104号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第106号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第94号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第13 議案第107号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議案第108号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第109号 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第110号 平成29年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第111号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第112号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第113号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第114号 平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）

会議録

平成29年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年12月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 菅野勇次 建設部長 須田明彦
会計管理者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
教 育 部 長 岡田直之 政策推進課長 山端広和
総 務 課 長 新居友敬 地域振興課長 小野晴正
糠内出張所長 阿部麗子 税 務 課 長 川瀬吉治
住民生活課長 山本 充 福 祉 課 長 檜木良美
こ ども 課 長 高橋宏邦 保 健 課 長 白坂博司
農 林 課 参 事 松井公博 商工観光課長 亀田貴仁
都市計画課長 吉本哲哉 保健福祉課長 金田一宏美
学校教育課長 高橋修二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子

議事の経過

(平成29年12月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番高橋議員、4番小田議員、5番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 議会のインターネット中継ですが、現在中継機材の不具合によりまして、インターネットに配信できない状態となっております。町ホームページにはその旨表示しておりますが、ご報告申し上げます。

○議長（芳滝 仁） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

障がい者に寄り添った福祉計画についてであります。

障がい者の社会参加の機会拡充が急がれています。

2012年、障害者総合支援法が制定されました。障がい者が住みなれた地域で暮らし、必要な支援を受けられ、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会を目指すことがうたわれ、自治体は社会的障壁の除去に努めることが求められています。

昨年、障害者総合支援法が改正され、来年度から実施されます。生活と就労の支援をより一層充実させるため、新サービス創設及び既存サービスの充実が行われました。

しかし、障がい者への理解はなかなか進んでおりません。現在、幕別町では第5期幕別町障がい者福祉計画が策定され、来年度から実施されます。さらに進んだ施策が必要です。

よって、以下のことを伺います。

1番、計画策定の基本的な考え方は。

2番、本町の就労支援の現状と今後について。

①障がい者の雇用の実態。

②来年度から法定雇用率が引き上げられます。事業者への呼びかけや支援の方策は。

3番、来年度から創設される新サービスの実施体制は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員の質問にお答えいたします。

「障がい者に寄り添った福祉計画を」についてであります。

我が国の障がい福祉施策は、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、社会参加や意思の選択の機会が確保され、社会的障壁を除去するための施策や支援を、総合的かつ計画的に行うものとしており、各種施策が実施されております。

本町では、「幕別町障がい者福祉計画」及び「第4期幕別町障がい福祉計画」を一体的に策定し、各種施策、事業を実施しているところであります。

ご質問の1点目、「計画策定の基本的な考え方は」についてであります。

次期の計画策定における基本的な考え方については、現計画の基本理念であります「自立」「社会参加」「共生」を継続するとともに、障がいのある人が地域の中で自立して暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無や老若男女にかかわらず、ともに支え合うまちづくりを目指すものであり、平成30年度から32年度までの3年間の計画期間とするものであります。

このうち、「幕別町障がい者福祉計画」については、障がい者の自立と社会参加を支援するため、取り組むべき施策の基本的な方向性を示すものであり、六つの重点施策を掲げております。

また、「第5期幕別町障がい福祉計画」は、これまで障がい児支援の提供体制の確保に係る目標、必要な見込み量について包含しておりましたが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい児支援に係る計画は別途新たに策定が義務付けられましたことから、「第1期幕別町障がい児福祉計画」として策定するものであります。

これらの計画につきましては、「幕別町障がい者福祉計画」との整合性を図りつつ、障がい者及び障がい児支援に係る具体的施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「本町の就労支援の現状と今後について」であります。

本町の就労支援といたしましては、平成21年度から「障がい者職場体験事業」を、26年度から「チャレンジ雇用事業」を実施いたしております。

はじめに、「障がい者職場体験事業」については、役場や民間企業において、社会人としてのマナーの習得や就業への意欲を引き出すことを目的に10日間の職場体験を行うもので、28年度末までに延べ92人が体験され、このうち、民間企業での体験者数は延べ45人となっております。

なお、本年度は、11月末現在で4人の方が体験を積んでおります。

次に、「チャレンジ雇用事業」については、民間企業への就労を目指す方を対象に町の臨時職員として1年未満の期間を雇用し、障がい者の就労支援機関と連携しながら、就労のスキルやコミュニケーション能力を身につけ、民間企業への就労につなげることを目的に実施しているもので、28年度末までに6人の方を雇用し、このうち2人が民間企業へ就職され、本年度においても1人が本事業を経て民間企業への就職を果たしております。

今後におきましても、関係機関と連携し、職場体験からチャレンジ雇用、そして一般就労へとつながるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

一つ目の、「障がい者の雇用の実態について」であります。

本町では、事業所雇用実態調査におきまして、障がい者の雇用状況を調査しておりますが、本年1月に実施いたしました調査の結果では、回答のあった172事業所のうち12.8%の22事業所で25人を雇用しており、その雇用形態につきましては常用雇用11人、臨時雇用2人、パート雇用12人となつ

ております。

二つ目の、「来年度から法定雇用率が引き上げられる。事業者への呼びかけや支援の方策は」についてであります。

障がい者雇用率制度につきましては、身体障がい者や知的障がい者が一般労働者と同様に常用雇用者として雇用されるよう、常用労働者の数に対する割合、いわゆる「障がい者の法定雇用率」を設定し、事業主に障がい者雇用率の達成義務を課すことにより、その雇用を保障しようとするものであります。

平成 25 年 6 月の法改正により、30 年 4 月 1 日から民間企業における障がい者の法的雇用率は 2.0% から 2.2%へ 0.2%の引き上げとなり、あわせて障がい者を雇用しなければならない事業主の対象が従業員 50 人以上から 45.5 人以上になることに加え、33 年 4 月までの間には、法定雇用率がさらに 0.1% 引き上げられる予定であります。

なお、本制度にあっては、民間企業における障がい者の雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度のほか、障がい者の雇用に係る奨励金や雇用に当たって必要な施設整備に対する助成金など、国における各種助成制度が講じられておりますことから、町といたしましても、広報紙をはじめ、商工会を通じ、町内の事業者に対し積極的に制度を周知しながら、障がい者の雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「来年度から創設される新サービスの実施体制は」についてであります。

障がい者がみずから望む地域で生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実と障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応やサービスの質の確保を図るため、平成 28 年 5 月の法改正により、新たに「自立生活援助」「就労定着支援」「居宅訪問型発達支援」が創設されました。

一つ目の「自立生活援助」については、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしをしている方に対し、定期的に訪問して家事、金銭管理や地域住民との関係等に課題がないかの確認や必要な助言を行うとともに、随時の相談にも応じるサービスであります。

二つ目の「就労定着支援」については、就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、企業・自宅への訪問等により、生活のリズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言の支援を実施するものであります。

三つ目の「居宅訪問型発達支援」については、重症心身障がい児などで、障がい児通所支援を受けているために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練等の発達支援を実施するものであります。

現在、国では、「社会保障審議会障害者部会」において、新たなサービスに係る報酬、基準、対象者及び事業所の指定要件などの審議を行っており、事業所の意向確認を行う段階にまで至っておりますので、今後、審議状況を見据えながら、実施事業所の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳瀧 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） では、再質問を行ってまいります。

すみません。人は社会にかかわって、役割をそれぞれがそれぞれの場所で務めていくことで、それぞれの存在意義を確認していくものだというふうに思います。そのような視点で、障がい者福祉、とりわけ就労支援について質問を行っていきたいと思います。

一番最初に、基本的な考え方は、第 5 期幕別町障がい者福祉計画の基本的な考え方について伺いました。今、策定中ということですが、町内の障がい者あるいはその当事者、関係者の意見、アンケート等を行っていると思いますが、具体的にどのようなものがあり、どのように反映されるのか、答えられる範囲で結構ですが、お答え願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） この計画を策定するに当たりまして、障がい者の方、障がい児で支援を受けている方、あと、一般町民の方 300 名を抽出させていただいて、アンケートをとらせていただいております。そのアンケートの中で気になったところといいますか、前回の計画のときにアンケートをとったときには、障がい者への理解の部分で、障がいがあることによって嫌な思いをしたことがあるかという問いに対しては、以前よりはそういった思いがなかったという回答が割と多い回答だったのですけれども、今回のアンケートの中では、それが若干減っているようなところがありました。また、自由意見の中でも、障がい者の理解が足りないとか、進んでいないというような意見もございました。そういうところも今回の計画の中では重点として取り組んでいきたいなというふうに、今、話をしているところであります。

あとは、現在、家族と一緒に住んでいるのですけれども、今後どういったところに住みたいかというところの質問項目があるのですが、そういった中では、やはり今住んでいる幕別町で、できれば自宅のほうで住みたいという方が多いようなアンケートの結果になっております。そういった方々が、やっぱり地域でそういった生活をしていくに当たっては、障がい福祉サービスの充実が必要だなというふうに捉えております。

あと、就労に関するところでありますが、以前のアンケートの結果では、製造業的なところで働きたいというような、障がいのある方のどういったところで働きたいかという質問に対して、そういう回答が多かったのですけれども、今回、就労でどういったところで働きたいかという質問に対しては、事務的なところの仕事をしたいという結果が多かったという結果になっておりました。そういったところで、やっぱり、そういう障がいのある方々が、そういうふうに民間の企業で働けるように働きかけをしていかなければならないなというふうにも思ったところであります。

ちょっと、全て思い出せないので、こういったところになっております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 一般質問通告書、私の中で、障がい者が住みなれた地域で暮らし、必要な支援を受けられ、障がいがあること、ないことによって分け隔てられることがないような、そういった三つ、住みなれたところで暮らす、必要な支援を受けられる、分け隔てられないという、この三つのことを共生社会というふうに呼んでおります。そういったことを、障がい者自身も求めているというふうなことであったというふうに思います。アンケート調査でその内容をこの計画に十分反映されるように、具体的な施策に落とし込んでいただきたいというふうに強く思います。

続きまして、2 番、就労支援のことについて聞いていきたいと思っております。

先日、広報まくべつ 12 月号で、お知らせ広報の中で、障がいがある方が本町には 1,800 人程いる、大体 2 万 7,000 人程度の幕別町の人口の 6.6%に当たるということでした。今の答弁の中で、障がい者の雇用の実態は 25 人を雇用しているということでありましたが、働きたいという思いはあるのだけれども、何らかの事情で実際に働くことができないといった障がいを持っておられる方、どの程度いるのかというのは押さえられているのでしょうか。どうぞ、お願いします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） アンケートをした中で、仕事をしたいと思っているけれど仕事ができない方の数字というのは、全部の方からアンケートの回収ができたわけではないので、そういった正確な数字は持ち合わせてはいないのですけれども、この間のアンケートの中で、総数 267 人の回答があった中で、会社の中で、正職員で働いている方が 44 件、短時間などの勤務条件の配慮があって働いている方、あと、派遣職員として働いている方も含めると、99 人の方がそういった形で働いている状況にありました。その中で、働いていないという方の中で、その回答があった方が 126 人いらっしゃったのですけれども、その中で、今すぐにも仕事したいという方が 9 名、今すぐには難しいけれども将来的には仕事をしたいという方が 19 名いらっしゃったところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番(板垣良輔) そのアンケートについて改めて伺いたいのですが、はじめに300人の方にアンケートを行った、返ってきたのが267人ということでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 福祉課長。

○福祉課長(檜木良美) 300人と申しあげましたのは、一般の町民の方を300人対象としたところでありました。

障がいのある方につきましては、598名の方にお送りしているところでありまして、それで、回答を受けたのが、267件が有効回答者になっております。

○議長(芳滝 仁) 板垣議員。

○1番(板垣良輔) はい、よくわかりました。

ここ最近、ここ5、6、7、8年くらいの傾向ですが、就労支援施設が全国的にも急増して、大きくふえておまして、雇用契約を結ぶA型就労支援施設、結ばないB型就労支援施設、A型が全国では3,600程度、B型が全国で9,000程度、9,100とか、それぐらいあるというふうに聞いております。そういった中で、働く障がい者も7年前、8年前から比べて4倍、5倍というふうにふえてきている現状にあるというふうに厚労省の調べでありました。多様な就労の機会がふえたことから、障がい者の就労者数がふえていったものだというふうに考えられると思います。答弁の中で、就労支援機関と連携しというふうな答弁がありました。さらに積極的に、その連携を密接なものにしていって、障がい者の持っているニーズ、ウオツツと言いましようか、それをつかんでいって、より支援に、就労に結びつけることができるように、行政が就労支援の窓口としての役割、より一層求められているのではないかというふうに考えますが、その点についてお考えを伺いたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 福祉課長。

○福祉課長(檜木良美) 現在、国で行っております障がい福祉サービスの中で、就労に対する支援のサービスがあります。それを含めまして、まだ町としましても、障がい者の就労支援を行ってきたところではあります、町としてそういう形でかわることも必要であります、そういった福祉サービスとの違いというところもちょっと求められているところもありまして、そこをきちんと整理しながら、障がい者が一般企業で就労できるように、町としてもできる支援を行っていきたいというふうには考えております。

○議長(芳滝 仁) 板垣議員。

○1番(板垣良輔) 一般的などいまいしょうか、就労支援施設と町は違った役割を求められるというのは、もちろんそうだと思います。また、大変すばらしい取組をしていると思います。障がい者職場体験事業であったり、チャレンジ雇用事業、これ自体大変すばらしい事業だというふうに思いますが、役場だけが頑張るというふうなことになる、これ、早々にして限界がすぐ来ってしまうと思うのですね。次の法定雇用率のところにも少しかんでしまうのですけれど、より一層、共生社会を実現していくために、もっともっと密接な、積極的なかわりが必要だろうと、とりわけ就労支援施設との役割が重要になってくるだろうなというふうなことで言ったつもりでありました。何と言いましようか、一言、さらにさらに、働きたくても働けない、ちょっと事情があつて働くことができないのだという障がい者が実際に働くことができるような手助け、支援を、役場のほうでもより強めていきたいなというふうなつもりで言いました。改めて同じようなことを聞くかもしれませんが、どうぞよろしくお願いたします。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 最初の答弁にも申しあげたところでありまして、就労支援機関、これは今、十勝に1社しかなくて、なかなか手が回らない状況にあるということで、ここの機能が充実すれば、私は随分就労が進むのではないかというふうに考えているわけでありまして。そして、新たなサービス、来年4月から始まります新たなサービスにおいても、就労した方の自立生活援助あるいは就労定着支援と、こういった新たなサービスが出てまいります。これは、今のところはまだ内容が部会のほうで内容が定まっていないことから、事業者が手を挙げてきていないという状況にあります。これが明ら

かになってくれば、民間事業所においてもそういったコーディネート役を果たしていただける事業所が随分私はできてくるのかなと、そんな思いもしておりますので、まずはその民間の事業所がどういった役割を果たしていただけるか、そして、町がそこをいかにサポートできるかという形になろうかなというふうに思います。全く町がやらないというわけではありませんけれども、そこはやはりある程度、サービスの中でも役割を担っていただける事業所が出てくるはずでありますので、そこをまず見きわめた中で、町としてもいかに支援ができるかということを取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 今、自立生活援助、そして就労定着支援の話が出てきましたので、それについても若干触れたいと思います。

来年の4月から、来年度から、今、言いました自立生活援助、就労定着支援という新しいサービスが創設されますが、今、町長がおっしゃいましたように、まだこれからといったところだというふうに思います。あと、3か月、4か月程度で始まるわけですが、町内の就労支援施設等に説明会みたいなものは行っているのでしょうか。事実を伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現在、内容についてはまだ審議会のほうでということでありまして、詳細がわかりましたら、町内事業所も含めて、どういったサービスになるかというのは説明のほうはしていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですか、わかりました。

私も町内の就労施設の方にお話を聞いていく際に、この新しいサービスが創設されることについて、どのように思っておりますかと言ったときに、余りぴんと来ていないといましようか、どのように自分たちの事業にかかわってくるのかというのがいまいよいよ実感を持って伝わらないようなところがありました。新しいサービス、内容が詰められてまいりましたら、わかりやすい説明会をぜひ行っていただきたいなというふうに思います。

続きまして、今のところ障がい者に対しての質問をしてきましたが、次、事業者と言いましようか、就労支援施設のことについて質問を行っていききたいと思います。

ことし、大きく就労施設、とりわけA型就労支援施設の閉鎖が相次いでおりまして、7月に岡山県、香川県で事業展開している就労施設A型が7か所、一斉に閉鎖するということになりました。200名を超える障がい者の方が一斉解雇というふうなこと、愛知県でも同じようなことがありまして、50名以上が一斉解雇されるということになりました。これのもとになっているのが、ことしの4月に施設への補助金、あるいは助成金の給付条件が厳格化されたことによります。閉鎖した施設には経営的な問題が幾つかあったようですが、全国的にもA型就労施設の7割、8割程度が赤字だというふうな報道がされておりました。いろいろとそういった閉鎖してしまったところには経営上の問題があったと、今、言いましたが、そもそも補助金や助成金の金額が与えられている役割に対して小さいのではないかというふうに考えます。自治体を通して、国に対して、この障害者支援施設に対する補助金、助成金の増額あるいは加算を、単位をふやしていくとかということを求めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、全国的なお話を聞いたばかりで、十勝管内では閉鎖はないということでありまして。そこで、実態がどうなっているか承知していない状況でありますので、そこら辺の実態がどうしてそういう閉鎖に至ったのかといったことも含めまして、あるいは十勝管内がどういう経営状況にあるかということも把握しなければ、これは何とも動きようがありませんので、そこらあたりを把握した上で、もし制度的に補助金が絶対的に少ないことによって経営を悪化させているのだということであれば、これは国に対して要請をしなければならぬというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。今、言いました、全国的な閉鎖が相次いでいるということと似たようなことではありますが、障害者就労支援施設からの要望といった形なのですが、ちょっと紹介したいと思います。

B型就労支援施設からA型へ、A型から一般就労へというふうな流れが主だったものですが、B型からA型に就労移行していくのですね。その就労移行していくということは、本来、その就労施設にとっては喜ばしいことなのですが、その施設事業と考えたときに、最も作業がこなせる利用者さんが出ていってしまうということで、生産的にはどうしても下がってしまうという、喜ばしいのだけれど経営的にはつらいという、ちょっとジレンマがあるというふうにとどの事業所でも言うておりました。就労移行していくのに支援、就労移行支援加算みたいなものがあるのですが、この加算の単位が大変低い。これをもう少し上げてくれないか、あるいは似たようなところで新しい加算をつくってくれないか、創設してくれないかというふうな要望がありました。

また、もう一つ代表的なもので言いますと、就労施設には二つのお金の流れがあります。一つが、今、言いました、国や行政からの補助金、助成金という流れです。もう一つが、利用者の方が作業を行って、利用者のそれで工賃というもので就労施設に入ってくる。補助金はその就労施設の運営に、工賃は利用者の給与に充てるということなのですが、この作業を就労施設の人が一生懸命いろいろなところに働きかけて、仕事を営業してくるのですね。この営業してくるというのが、日々の事務に追われて、なかなかそういった仕事をとってくるということがかなわない、営業する加算というのを新しくつくってくれないかというふうな要望がありました。今、言いました、就労移行に対する新しい加算、単位、また、新しく営業加算みたいなものをつくってほしいというようなこと、これをどうにか自治体を通して国に求めていただけないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町内にはB型はありますけれどもA型がないわけで、なかなかつぶさに状況について把握できているところではありませんので、そこが総じてそういった就労移行加算あるいは営業加算を欲しているのかどうなのか、あるいはその経営状況はどのような状況にあるのかということ調査した中で必要とあらば、そこは十勝町村会の中で国に対して要望してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに強く思います。

結びになりますが、改めて言いますが、人が社会の中で多様な人とかかわって、多様な場所でそれぞれの役割を果たしていくことこそ、人としての存在意義が確認することができるというふうに思います。改めて共生社会を実現していくためにも、役場だけが頑張る、あるいは当事者だけが頑張るというふうなことからず、広くみんなが同じ意識を共有していくような社会を目指していくために、より一層この障がい者福祉を強めていただきたいと思いますというふうに思います。

そのようなことをお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、一般質問を行います。

安心できる学童保育所の体制をであります。

共働き家庭やひとり親家庭などがふえ、学童保育を必要としている家庭は年々増加しています。子供たちは放課後や土曜・夏休みなどの学校休業日に、「家庭にかわる毎日の生活の場」として学童保育所で過ごしています。

以前に比べると、保護者の働く環境の変化により、子供たちが学校で過ごす時間よりも学童の時間が長くなる傾向にあり、安全で安心して過ごせる場を求める声は多く、学童保育のさらなる充実を求

め、以下について伺います。

- ①平成 30 年度の学童保育所の入所予定児童数と指導員体制は。
 - ②生活体験・自然体験などの体験学習や郊外活動などを学童保育のカリキュラムに。
 - ③指導員の確保に向けた待遇改善を。
 - ④指導員の定期的な研修を確保するための取組は。
 - ⑤近年、支援が必要な子供たちがふえている。支援が必要な子供に対する指導員の研修は。
- 以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「安心できる学童保育所の体制を」についてであります。

本町では、「幕別町立学童保育所条例」に基づき、町内 5 か所の小学校の校下に 6 か所の学童保育所を設置し、集団生活の中で子供たちの健全育成を図っているところであり、平成 27 年 4 月からは学童保育所の入所対象を小学校 6 年生まで拡大し、本年 11 月末現在の登録児童数は 312 人となっております。

ご質問の 1 点目、「平成 30 年度の入所予定児童数と指導員の体制は」についてであります。

はじめに、平成 30 年度の学童保育所の入所予定児童数については、12 月 1 日現在の申し込み状況で申し上げますと、「はぐるま学童保育所」39 人、「あすなろ学童保育所」51 人、「つくし学童保育所」は第 2 も含めまして 167 人、「やまびこ学童保育所」52 人、「ちゅうるい学童保育所」16 人で、総数では 325 人となっております。

次に、平成 30 年度の放課後児童支援員の体制については、「幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、おおむね 40 人ごとに 2 名以上の支援員を配置することとしており、はぐるま学童保育所 3 名、やまびこ学童保育所 4 名、あすなろ学童保育所 4 名、つくし学童保育所 8 名、ちゅうるい学童保育所 2 名を配置する予定としております。

ご質問の 2 点目、「生活体験・自然体験などの体験学習や校外活動などを学童保育のカリキュラムに」についてであります。

学童保育については、国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、「家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの」と規定されております。

本町の学童保育所の活動については、入所人数や地域性により学童保育所ごとに内容は異なりますが、体験学習では、おやつや昼食づくりの調理体験や日本の伝統文化である茶道体験、こども認知症サポーター養成講座への参加などを行っており、自然体験などの所外の活動では、徒歩で行ける範囲での公園遊びやプール遊び、忠類では白銀台スキー場でのそり遊びなどを行っております。

また、町内のサークルによる紙芝居、本の読み聞かせや地域の方から提供されたカボチャをハロウィン用に工作するなどの地域資源の活用や「百人一首」「こま回し」など、昔からの遊びをカリキュラムに取り入れております。

今後とも、各学童保育所の体験学習の成果の共有や他市町村の事例についても参考にしながら、カリキュラムの充実にも努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「指導員の確保に向けた待遇改善を」についてであります。

本町の支援員については、通常の 1 日の勤務時間が 4 時間 30 分であることから日額臨時職員として任用しておりますが、社会保険と雇用保険に加入しているほか、非常勤公務災害保険にも加入し、労働条件の整備にも努めております。

ご質問の指導員の確保に向けた待遇の改善については、平成 27 年 4 月から日額賃金を 4 %増額し、本年 4 月からも 0.2%の増額をしたところであります。

ご質問の 4 点目、「指導員の定期的な研修を確保するための取組は」についてであります。

学童保育所の支援員の研修については、北海道、北海道教育委員会が主催しております「地域学校協働活動推進研修会」に年2回参加し、各地域で行われている教育支援活動の事例や子供が豊かな想像力や表現力を身につけるためのプログラムについてなどの研修を受けております。

また、町内の保育所や各関係機関が主催する研修会に参加し、支援員に必要な知識と技能の維持向上を図っているところであります。

このような支援員の定期的な研修を確保するための取組として、研修会参加者の代替支援員の配置や研修会の開催を学童保育所の運営に支障を来さない時間に設定するなど、研修への参加機会の確保に努めているところであります。

ご質問の5点目、「支援が必要な子供に対する指導員の研修は」についてであります。

支援が必要な子供に対する支援員の研修については、幕別町発達支援センターが、本年11月29日に「学童保育における支援の在り方」についての研修会を開催し、支援員16人が参加したところであり、今後は、教育委員会が主催する「特別支援教育支援員研修会」にも参加し、特別支援学級担当教員や特別支援教育支援員と連携を深め、子供が生活を通して成長できるよう努めてまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、11時まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、子供たちにとって、学童保育は自宅にかわる第二の家であります。学童は保護者が安心できる場所であると言えます。子供も保護者も安心できるように、学童の充実を求めて再質問を行いたいと思います。

平成27年度に児童福祉法の改正により、入所対象児童数が小学校6年生まで引き上げられました。働きに出る家庭がふえる中で、学童を利用したいと思う家庭はふえていると思いますが、今後、町は学童の利用をどのように分析しているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成27年から小学校6年生まで引き上げておりまして、4年生、5年生、6年生と、学年が上がりますと、やはり部活動といいますか、小学校は部活動ではなく少年団、そういった活動があるものですから、小学校、だんだん放課後についてはそういった活動があるという状況で、学童に通う児童は減ってくると。しかしながら、傾向といたしましては、やはり3年生までたくさん児童が通っていきまして、少なからずも4年、5年と、少年団とか、あと習い事にも通っていない子もいますので、そういった方はやはりふえていくと。あと、全体的に、やはり小学校、少子化という中でありながら、児童数は若干横ばい状態の学校もありますので、そういった児童数の状況を見ながら学童の充実を図っていきたくて考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 共働きやひとり親家庭の小学生が、放課後、学校の長期休業中の、やはり安心安全な生活を継続するためには、学童の充実というのは大変重要になってくると思います。特に、札内南小学校に隣接されますつくし学童が、大変大人数を抱える中で、安心と安全が大変厳しい状況にあるのではないかとこのように認識しています。町としては、ここの児童・生徒の数がどういった推移を示していくのか、そういう方向性は持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） つくし学童保育所につきましては、平成22年11月に増設を行っております、その後児童数もふえていくということもありまして、今後、来年、再来年、ここ3年、4年ほ

どが人数が一番多いような状況になってくるというふうに推計しております。

それで、人数が多いということもありまして、現状の施設でもほぼいっぱいのような状況もありまして、何とか、町長等もご答弁しているかと思うのですが、隣側のコミセンを利用させていただきまして、基本的にはコミセンの利用者が優先ということで、利用者がいない時間を管理人さんの方からご連絡いただきまして、今の学童保育所、それからコミセンを利用して学童保育を行っている状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） これから3年、4年後が大変ふえてくる、そこから少子高齢化ということで減少するという認識でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やはりこれは団地増設の関係がありまして、それでこれは南小学校も同じことなのでありますけれども、ほぼ平成31年、32年、3年ぐらいがピークであるというふうに考えておまして、そこからは漸減傾向で推移すると、そういう分析をしております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） では、今現状3年、4年後から減るというお話でしたが、ことは先ほどご答弁いただきましたが、つくし学童保育所で167名、きのう、つくしさんのほうにちょっと聞いてきましたら、176名と、さらに9人ふえていますと、もしかしたらもう少しふえるかもしれませんというお話もありました。これはもう一番多い人数で、特に小学校1年生には73名の方が来ると。百十数名の生徒数で70名ですから、ほぼ7割が学童に来るといような状況になっています。

これは今後も、要はふえるようなことになれば、本当に今の学童保育所ではいっぱいいっぱいな状態です。今後、例えば減っていったとしても、3割減でも123名、176名で計算して3割減で123名という状態です。しかし、つくし学童の定数は90名です。要綱基準1.65平方メートルの中では多少余裕はあるかもしれませんが、既に120名を超えることが3年、4年、もしかしたらもっとふえるようなことになるのが推移することになれば、コミュニティセンターを使うといような状態ではなかなか大変ではないかと思うのです。やはり私は増築を考えるべきではないかと思うのですが、町長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私どものほうで将来の入所見込み数の推計をしているわけでありまして、それでいきますと、来年度、30年度175人、31年度177人、32年度178人、33年度177人、そしてここから減少に転じまして、34年度167人、35年度155人と、かなり減っていく、減るテンポも急激に減っていく状況が見取れるわけでありまして、そうなると、確かに来年から4年ぐらいは170人台で推移しますので、多いということにはなるのですが、かといって1人当たりの1.65平方メートルをオーバーするわけではなく、2平米は確保できる状況にありますので、そういったことから、これが10年も続くのであれば増築ということも考えなくてはならないでしょうけれども、この期間であれば何とかコミセンを使う大人の方の子育てに対する理解をいただいて、共存、共栄するよう形で施設を利用できればなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今、現状、つくし学童保育所では大規模化した学童保育所になっております。答弁でも、基準は40名以下を目安に立ち進めさせていただきたい。つくし学童の場合は第1、第2がありますので、仮に半分としても、それでも170名ですから、三つぐらいに分けなくては国基準にはなかなか厳しいものではあるのかと思います。

なぜそういう状況になるかと思いますと、子供たちが大規模になってきますと、騒々しくて落ち着きがなくなってくるですとか、ささいなことでけんかになるということが起きると聞いています。また、指導員の目が全体に行き届かなくなってきたり、子供の声に耳を傾けられずに適切に子供にかかわることが困難になるということが起こされます。やはり、遊びや活動を制限され得ない、もしくは

事故やけががふえるなども生じ、子供たちにも影響を与えることが大変気になります。

ことし、小学校2年生が学童で骨折するという事故が起きました。去年は4年生で骨折があったという事故が起きています。なぜそういった事故が起きているかという、なかなか大変いっぱいいる中で対応できなかったというお話もあったのですが、やはりこうした遊びや活動が制限され続けている中で、既に大きなけがまで出ています。やはりもう既に、国基準は何ともないかもしれませんが、一つの枠で100名以上を抱えている状態ですから、やはり何らかの施設の方向性は考えていかなくてはいけないと思います。町としても、学童に預ける保護者の声をしっかり聞いていただきたいと思います。指導員も同じような考えです。つくし学童は既にもう限界なのです。決断すべきではないでしょうか。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど私が申し上げた、百七十何人で推移するといいますのは、申込者の数の推計でありまして、実際には、特に夏期間においては少年団活動がありますので、そこからさらに減っていったって100人ちょっと、110人とか、そのぐらいの状況になるわけでありまして、多少はそういう意味では、多少はというか、かなり解消されるわけでありまして、そこはやはり4、5年のために果たして増築をすることがどうなのかということ、投資対効果というものももちろんあります。それを、では代替で、例えば小学校を使うことで少人数での指導ができないかということも一つの選択肢であろうというふうに思いますので、増築ありきで考えることは避けなければならないなど、いかにその少人数の中で適切な指導ができるかという方向を見定めていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 登録児童のお話がありました。毎日通う児童が少しずつ減るであろうというお話であります。確かに、176名登録されても、実際に来るのは150名前後だというお話を聞いているところではありますが、やはり大規模化で大変な状況になっているのは否めない状態です。

今、町長が学校の施設をつくる、放課後こどもクラブのことだと思うのですが、やはり南小学校はもう既に空き教室がない状態ですので、学童で利用できるというようなことが大変難しい状況にあります。それで、厚生労働省の要綱にも、通年で空き教室が確保できる場合のみ教室内の設置もということになっていますので、南小学校は既にその基準に満たない状況にありますので、学校内での敷設は大変厳しい状況にあります。

増設は大変厳しいというお話がありました。今後4、5年で減っていくという、3、4年で減っていくのではないかと推計が立てられているということでもあります。その基準になったのが宅地増設というお話がありました。それで、南地域にいますと、まだ宅地できる箇所が大きく二つあると思います。あかしやと若草の畑になっているところでもあります。もしあそこが宅地のようなことに、今後どうなっていくかわからないですけれども、やはりまだ可能性が全然ある中で、もしくは北栄の北のところも考えられることもあります。

そうした可能性がある中で、今後は宅地はないという、決めつけるのもまたどうなのかなというふうに思っております。状況によっては変わってくることもありますので、私はここで決断して、しっかりと、今の子供たちの安全と安心を確保することを最優先に取り組んでいただきたいと思うのですが、町長、どうでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 100%こうだと決めつけることはできませんけれども、今、帯広圏の都市計画の中で宅地を幾ら持つかということを決めているわけなのでありますけれども、それは人口増加時代においては新たな住宅地の拡大はできますけれども、今はもう完全に人口減少に入っているわけで、今後の市街化区域の拡大というのは、100%とは言いませんが、100%に近いぐらい無理だというふうに思っておりますので、ですから、人口がふえるということは考える必要はないのであろうというふうに思います。そういう前提のもとで考えたときには、4年ぐらい何とかしのいでいきたいと。それはつくし第1、第2の中で、騒がしくてきちとした指導ができないのであれば、一つの例として学校と

いうことは申し上げましたし、あるいは近隣センターの活用ということもあるかもしれませんが。そこは、何ということ、今後どうしても指導に支障を来すような状況が来たときには、そこは対応しなくてはならないというふうに思いますけれども、今、学区のお話もありましたけれども、それは通年で使えなければ絶対だめかどうかということは、これは協議の中で、私はどうにでもなる、どうにでもなるとは言いませんが、可能性は否定できないなというふうに思っていますので、まずは子供たちに対する適切な指導ができるかどうかという中で、次の対応というのは考えていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。

南コミセンの利用というお話がありました。しかし、現実には南コミセンの利用は週に1回、もしくは2回、大変少ない状況であります。やはり、住民の方々が主に使っていますので、なかなか利用できないというお話があります。それで、やはり町長が南コミセンの利用をというようなお話であるのであれば、やはり南コミセンの利用者の理解を求めて、コミセンの利用を随時学童に利用できるように体制づくりを進めていただきたいと思うのですが、どうお考えでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 南コミセンに限ったわけではなくて、南コミセンも一つの候補であるでしょうし、南小学校もそうでありましょうし、近隣センターもそうでありましょう。そこは、どこがいいかということはそのときにならないと、その状況を見ながら判断しなければならないというふうに思います。

ただ、いずれにしても、学童保育として占用ができるような形が好ましいわけですから、そういう方向での調整をしなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 来年の4月から何とか方向性を見出していただけるということによろしいということでしょうか。もういっぱいいっぱいなのですよ、このまま1年、2年引き延ばしてというようなことにはならないので、なるべく早くに、来年からではなくて、もう既にいっぱいいっぱいな状態であります。そして、けがも出ています。もうなかなか落ち着いた状況になっていきますので、早急に対策を練っていただきたいと思います。

場所の確保については、生活の場でありますので、環境を整えるという視点は欠かせませんし、安全、安心を確保することも大切でありますし、やはり年齢が異なる活動的な子供たちとともに過ごしている場所でもありますので、それにふさわしい広さは大変必要だと思います。生活を保障できる機能を備えた施設や整備を、今後、求めていきたいと思います。

次に、指導員体制についてであります。学童の子供たちは常に同じ場所で同じ行動をしているわけではありませんし、室外や屋外など、さまざまな場所に分かれて過ごしていることもあります。各自が遊びの場所や活動をするとともに、おやつや準備や宿題など、同時並列で行わなくてはならないということもあります。そうした中で、指導員が分担して、連携しながら子供たちとかわりを持っていかなくてはならない、職場については、臨時さんも代替さんも雇用形態は異なるけれども、子供たちから見れば一緒であるというふうに考えています。しかし、代替さんだとできることが限定されてしまうとか、毎日違う人が来ることで、なかなか子供たちの中で定着しないという話を聞いています。町におけます指導員と代替指導員の数についてどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 現在登録しております支援員と代替さんの数なのですが、支援員につきましては17名、代替さんにつきましては19名の登録となっております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 代替さんが、要は常時入っているということでしょうか。代替さんはあくまでも職員さんの病気休養とか、そういう本当に何か交代の要員で入ると認識しているのですが、この人数

をみますと、要は逆転しているのですが、なぜこういう状態になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） ここ最近、やはり通所している児童の人数が多いということもありまして、常時もう代替さん、かわりの方もいらっしゃいますが、加配と申しますか、通所している人数に合わせて、不足している分を代替さんで毎日交代で出ているような状況もございますので、このような登録人数となっております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。

答弁の中で、来年度は全体で指導員さんを21名体制で行っていききたいというお話がありました。今、先ほどの答弁を聞きますと、17名しかいないという状況になるのですが、この不足分については補充してやっていくということでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 支援員さんにつきましては、現在募集している状況でございます。先ほど申し上げました人数につきましては現状の登録人数ということでございまして、今後申し込みを行う時点でふやしていきたいという意向はございますが、どうしても不足した場合につきましては、代替さんとして登録している方に出ているような状況になろうかと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。

では、町としてなぜ不足している現状が生まれているのか、どのように分析されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） やはり支援員さんになりますと、年間の収入が140万円から150万円ということで、扶養から外れてしまうような状況もございます。ご本人さんの意向もございまして、どうしても年間所得をこれぐらいに抑えたいということもございまして、そういうような関係からどうしても代替さんでしか働けないということもございまして、現状このような登録人数となっております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 先ほども話しましたが、やはり指導員さんの方と代替さんでは現場でできる仕事が大分変わってくるのですよね。それで、現場からは指導員さんをふやしてほしいという話があります。やはり、その辺について対応できるような取組を進めていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 学童の支援員さんにつきましては、現状はもう代替さんの中でも、支援員さんとしての資格を取得されている方が今現在数名おります。こちらの方に、何とか支援員さんとして登録していただけないかということでお声かけをして、なるべく支援員の数をふやすよう、こちらでも努めてまいりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。

指導員の確保については3番目になりますので、ここはこの辺で次に移りたいと思っておりますが、次に生活体験や自然体験の校外活動では、学童保育のカリキュラムについてお伺いしたいと思います。答弁で、体験学習や生活体験についてはいろいろわかってまいりました。では、自然体験や校外活動についてお聞きしたいと思います。

子供たちの活動内容にふさわしい、屋外での体験も充実していくことは大変必要だと思います。それで、去年、あすなろ学童保育所で郊外活動でエコロジーパークに行ったとお聞きしました。ことしは行わなかったと聞いていますが、今後、郊外活動の予定や考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 郊外活動につきましては、議員が申し上げましたとおり、28年にあすなろでエコパークにバス遠足的な形で行っておりまして、本年度も1月にやまびこ学童において明野スキー場のほうへ行くというふうに企画しております。ほかの学童につきましても、年に1回程度、このような郊外活動を今後も企画していただけないかということで、先日行われました支援員会議の中でもご提案申し上げているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 郊外活動は、子供たちにとって、特に夏休み、冬休みになりますと、一日学童にいる時間が大変長くなってまいります。こうした郊外活動があると、子供たちが大変喜んで、それに向けて取り組むですとか、それを喜んだ子供を見て保護者が大変喜ぶというような状態で、家族と行くのと、やはり友達と行くのでは大分違うということで大変喜んでいましたので、ぜひ継続的に実施していただければと思います。

ただ、先ほども話しましたが、つくし学童ではこれが可能かどうかお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） つくし学童につきましては、やはり総体でかなり人数も多く、常時通所している人数は現在のところ70名程度になります。指導員の方にもご相談申し上げたのですが、例えば学年を区切って何回かに分けてやるとか、そういうことも可能ですということでご相談しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。実施に向けて取り組んでいただければと思います。

社会性や創造性の向上に向けて、やはりカリキュラム充実を図ることは大変重要でありますので、今後ともぜひ取り組んでいただければと思います。

次に、指導員の確保についてお伺いしたいと思います。

指導員にはやはり経験値やセンス的なものが大変重要になってきます。そうした中で、これから担っていく、要は育成を視野に入れるべきではないかと思ひまして、若い指導員の確保についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） お若い方というのも、確かに必要だと思います。ただ、支援員さんの勤務時間が4時間半ということで、なかなか金額を持って生活の一つにはならないと、そういった事情もあります。この時間帯で、こちらからお支払いしている給料で勤めたいという方であれば、私どものほうはぜひ来ていただきたいというところはあるのですが、なかなかその辺が、丸一日働いて生活に充てたいという方もいらっしゃると思いますので、その辺が私たちも需要と供給の部分ではなかなかかみ合っていないところなのですが、私どもも働きたいという方がいれば、ぜひ支援員になっていただいて子供の指導に当たっていただきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 先ほどの話に戻りますが、指導員の確保がなかなか進まない、代替さんで何とか対応しているという現状、お話がありました。やはり雇用の改善をしていかななくては、なかなか集まってははいかないのではないかと思います。先ほど答弁で平成27年に4%上げて、そして今年度の4月から0.2%増額したというお話がありました。2017年4月に半日の指導員さんの日給が5,000円ですので、0.2%になると100円になりますので、5,100円になったということでよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 前回の賃金のアップであります。支援員さんにつきましては200円アップですね。代替さんにつきましては190円のアップということでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番(荒 貴賀) 待遇改善が図られたのは大変よいのですが、やはり100円200円ではなかなか指導員確保には難しいのではないかなというふうに感じております。それで、やはり月給制にするという事は考えられないのかお聞きしたいと思います。やはり安定した雇用につながるのではないかとと思うのです。池田町が月給制を取り入れています。幕別町も導入の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 池田町の状況についてはちょっと私どもも知り得ていないのですが、日給制か月給制かというよりも、やはり本町の支援員さん、学童に係る勤務時間というのが4時間半という中で限られております。これを4時間半の勤務で丸一日の賃金を払うということにはならないものでありますから、この辺は日給か月給かということでは、例えば、休んで出なくても月額で確保されるというところはあると思いますが、そういった部分は全体的な臨時職員の状況もありますので、そこは町全体の中で、支援員だから月給でなければいけないとか、そういうことはないと思いますが、全体の中でどうあるべきかというのは検討すべきことだと思っております。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 荒議員。

○2番(荒 貴賀) 指導員が確保できないという状態が、これからも先、生まれてくるのではないかなと思っております。やはりこれは対応していただきたいというところであります。今の状態が多少日給制を継続するあたりでは、4時間半というのをずっと継続するのであれば、やはり雇用の確保は大変難しいのではないかなというふうに思っております。そういうところも、やはりしっかり考えて対応していただければと思います。

あと、2015年度に省令基準によって、指導員の資格と人員配置が定められました。そのときに待遇改善が図られて、今年度も処遇改善や常勤配置のための国の補助が新たに設けられてきました。国の補助事業で、幕別町は学童指導員の待遇改善が行われたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長(芳滝 仁) こども課長。

○こども課長(高橋宏邦) 本町に限らず管内的になのですが、こちらのキャリアアップと処遇改善につきましては、まだどの町村も取り組んでいるような状況にはございません。

○議長(芳滝 仁) 荒議員。

○2番(荒 貴賀) では、利用できなかった理由は何だったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(芳滝 仁) 住民福祉部長。

○住民福祉部長(合田利信) 国では、支援員さんの処遇改善ということで、処遇改善事業だとかキャリアアップと、それには国はただ事業をやれば出してくれるというわけではなくて、それぞれ条件がございます。例えば、処遇改善でいきますと、6時半以降開設していると、そういった状況の中で処遇改善を図っていきなさい、そういった条件を当てはめないことには、なかなかこの事業は適応できないと。本町においては、6時半までということがありますので、そういった事業がマッチすれば、うちのほうでもぜひ国の事業を活用しながら処遇改善を図っていきたいと考えておりますが、基本的にはいろいろ決まりといいますか、条件がありますので、なかなかその条件に合わせて事業を取り込めないという状況であります。

○議長(芳滝 仁) 荒議員。

○2番(荒 貴賀) わかりました。

これは大変大きな事業になりますので、6時半以降でないと思えない、そうなのです、2015年のときにそういう待遇改善が始まりまして、今年度ももっと大きく幅が広がって改善が行われたのですが、やはり6時半以降の開設がなければいけないという中がありました。やはりこういった基準を下げていただいて、改善ができるような、どこの市町村でもできるような改善を求めることを国に要望することも大変重要ではないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長(芳滝 仁) 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 国のほうで、いろいろな条件なしで改善するような形で補助金、交付金が出されるのであれば、町としても要請はしてまいりたいと思いますが、なかなかいろいろな面で国のほうも介護だとか、障がいだとか、いろいろな面でいろいろな制度があります。そういった中で、放課後の指導支援員といいますか、こういった面にそういった手当といいますか、そういった事業が、既存の事業がございまして、何もなしで来るということはなかなか考えられないのですが、いずれにしても、支援員さんの処遇の改善に上がるようなものがありましたら、町としても要望といいますか、要請のほうはしてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ取り組んで、いろいろあるのですけれど、やはり町としてもなかなか人が集まらないという現状もあります。もしかしてこれはどこの市町村でも似たようなところもあるのかもしれない。やはりそこは連携して要望していくというのも大変重要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 連携できるかどうかということなのですが、情報は町内、管内、直営でやっているところも委託でやっているところもありますが、そういった情報の機会が、研修会もありますので、そういった機会を通じて情報の共有化は図っていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今後、やはり安定的な雇用体制になれるように努めていただければと思います。次に、研修体制についてお伺いしたいと思います。

町として研修を幾つかやっていうというお話がありました。それで、やはり指導員の研修が市町村でまだ4割しかやっていないというところが大変ある中で、町としては取り組んでいるというところで、大変よかったかなと思いますので、永続的に取り組んでいただければと思います。

それで、提案ですが、町内で主催するものには参加するというお話があったのですが、やはり町外へ出ても、保育士の研修で分会として学童保育に関する題材があります。そうしたところにも、幕別町も保育士の研修の中に学童に関する研修があれば、学童の担当の方にお知らせするような体制ができないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 支援員の研修につきましては、今後、町外、町内ともに支援員さんの資質向上につながることにしましては、支援員さんが対象となっていない場合でも、そちらの主催者側に確認しまして、参加できるようであれば参加の機会をふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひやっていただければと思います。仕事のこともありますので、毎回研修に参加できるかといえばなかなか難しいものもありますので、なるべく研修の機会を多くお知らせするというところを取り組んでいただければと思います。

あと、学童の指導員の要望に、今回、特別支援の研修も行って来たというお話がありました。今回、はじめて行って来たのではないかと思います。学童における支援が必要な子供たちに対する研修は大変少ないと感じておりますので、機会があれば積極的に参加できるような体制をこれからも行っていただければと思います。

それで、やはり特別支援の子供たちは、特性を理解してもらえない、そのためにその場所にいらなくて大変厳しい、つらい状況に陥り、その結果精神のバランスが崩れ、手に負えなくなるような行動に移るといったことがあると聞いております。やはりそうしたことも認識するためには、研修の機会をたくさんふやしていただき、指導員さんがそうしたことも踏まえて子供たちに接する機会をふやしていくことは大変重要になってまいります。

研修をした中で、学童の支援員さんからの要望があつて、こういった研修を重ねていきたいという

ものがあればお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 先日行われました発達支援研修会におきまして、指導員さんからの感想をお聞きしました。今後ともやはり継続してこのような研修機会を設けていただきたいということもありまして、こちらとしまして、発達支援センター等の協力をいただき、来年度以降もこのような研修を継続していただけるということでご返事いただきましたので、続けて研修の機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 学童の場合、特別支援の子供たちにかかわりになりますと、特別支援の子供だけを見るというわけにはいかないのですよね。やはり、普通に学童に来る子供たち、要は共同学習的な、共同生活的な位置付けが大変あります。やはりそうしたいろいろな子供たちを踏まえた中での研修というのも欠かせないと思いますので、そうした支援が要る子供たち、そして、通常に来る子供たちと一緒にあった、どうした取組ができるのかという研修についてはあるのかどうかお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 通常の児童とのかかわり方といいますか、そちらにつきましても、町長の答弁にもありましたように、特別支援学級の担当の教員または教育委員会で主催しております特別支援教育支援員研修会等にも参加しまして、同じように健常者、それから支援の必要な子供、あわせてどのように接したらいいかという研修も今後行っていく予定でございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 学童におかれましては、ここが大変大きなものになります。その子その子の問題もありますが、やはりみんなで生活するという中でこの研修を踏まえて、よりよい学童になれるよう取り組んでいただければと思います。

やはり、学童保育所が保護者にとって安心していただける、子供たちがのびのびと育つ場所であることを願います。やはり幕別町につきましても、これからも直営でしっかりと力を入れていただきたいと思うのですが、町長は直営のままでいっていただけるということでご答弁いただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私、委託ということはちょっと頭の中になかったものですから、現状のままで当面は運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問を行わせていただきます。

1、来年度からの小中一貫モデル校事業の実施はさらなる検討を。

2015年6月に学校教育法が改正され、2016年度より小中一貫の「義務教育学校」が法制化されました。文科省は学校制度を子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとするとして、制度的な選択肢を広げる必要があるとし、その手法の一つ、小中一貫教育を挙げています。

しかし、これまでの小学校6年・中学校3年の学制では子供の発達や学習能力を引き出すことができなかつたのか、どこに問題があったのかは明らかにされていません。小中一貫校は既にすでに2000年から広島県呉市をはじめ各地で実施されていますが、6・3学制と対比した教育的効果についての検証は多くはありません。一方、学校の統廃合は小中一貫校を取り入れる中で進み出しています。さらに文科省は2015年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を改正し、新たな統廃合を進めています。小中一貫校の取組がさらなる統廃合につながりかねません。

幕別町では2016年度より小中一貫教育に関する研究に着手し、2018年4月からモデル校事業を開

始する計画になっています。しかし、今年2月に実施した幕別町教育研究所のアンケート調査では、保護者や教職員から疑問や不安が複数出されています。よって次の点を伺います。

- 1、なぜ幕別町で小中一貫教育の導入が必要であるのか。
- 2、アンケートや直接寄せられている疑問や不安の声をどう捉え、対応されているのか。
- 3、児童生徒、保護者、教職員、住民の合意はどのように得ていくのか。
- 4、教職員や担当職員の多忙化が懸念されるが、対応はどのようにしていくのか。
- 5、将来は町内全小中学校で実施と計画されているが、義務教育学校も取り入れようとしているのか。
- 6、老朽化している学校施設の改修とあわせて考えているのか。
- 7、少人数学級の実現や教職員の多忙化の解消こそ急がれる課題と考えるが、いかがか。

二つ目、新年度の小学3年からの外国語活動の対応についてであります。

学習指導要領の改訂により、平成30年度より、小学3年生から外国語活動が開始され、5年、6年生は教科書を使う正式な教科となり、各学年で週1時間授業がふえます。グローバル化に対応する教育が目的とされていますが、日常的に使用する機会の少ない英語を授業に取り入れることについて、特に英語教育専門家からは早期に取り組む効果は期待できないとの声があります。子供も教員も負担がふえ、特に教員は学習指導基本調査(2017年3月)で、75.6%の方が「自信がない」と答えています。教員の加配など負担解消に向けた対応と見解を伺います。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 田村教育長。

○教育長(田村修一) 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「来年度からの小中一貫モデル校事業の実施はさらなる検討を」についてであります。

現在の義務教育制度が始まって70年が経過し、子供の発達の早期化をはじめとしたさまざまな問題が指摘され、いじめや不登校など、学校が抱える課題も山積しております。

改正学校教育法では、従来、小学校と中学校に分かれていた教育の目標を、「義務教育の目標」として統一し、小学校と中学校が一体となって教育を推進する姿勢の重要性が示されたところであり、文部科学省においても、小中一貫教育を「小中連携教育のうち、小中学校が目指す子供像を共有し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」と定義づけ、地域の実情や子供の発達等に応じた、柔軟で多様な教育実践を可能とする手法の一つであると位置付けております。

本町における小中一貫教育の推進につきましては、平成28年度の教育行政執行方針の中で述べさせていただき、28年6月に各学校の教諭の代表者と各中学校エリアの代表者、町PTA連合会の役員で構成する「幕別町小中一貫教育等推進会議」を設置し、義務教育機関の9年間を見据えた教育活動のあり方について調査、研究や検討を進めてきたところであります。

また、本年9月の推進会議におきまして、各中学校エリアの中から幕別小学校と幕別中学校、白人小学校及び札内北小学校と札内東中学校の二つのエリアを平成30年度からのモデル校として決定し、9年間を見通したカリキュラムの編成をはじめ、小中学校の乗り入れ授業や効率的な学校組織の業務改善など、さまざまな教育実践状況を一つ一つ検証しながら小中一貫教育の取組を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「なぜ幕別町で小中一貫教育の導入が必要なのか」についてであります。

本年2月に幕別町教育研究所が実施した「児童生徒の連続的な学びにつなげる小中連携・一貫教育の在り方に関するアンケート」の結果報告におきまして、「中1ギャップは確実に存在し、多くの子がそれを乗り越え、充実した中学校生活を送っている一方、乗り越えられない子供も少なからずいること」などが報告され、「これらの課題の解決のために全国で取り組まれているのが小中一貫教育であり、中1ギャップを乗り越えるための小中合同の取組や中1ギャップそのものを小さくする仕組みづくりなど、全国各地の先進事例から多くを学びながら、幕別町の子供たちのために知恵を出し合う

必要がある」とされたところであります。

本町における児童生徒数は、平成 23 年度は 2,448 人でありましたが、28 年度には 2,109 人となり、この 5 年間で 339 人の減少となりましたが、この間、特別支援学級在籍の児童生徒数は 5 年間で 80 人増加し、不登校の児童生徒数は 12 人増加しており、児童生徒数が減少しているにもかかわらず、支援や困り感を持つ子供が増加している状況にあります。

教育委員会といたしましては、1 人でも多くの子供たちの困り感の克服に向けた取組に向けた一つの手法として小中一貫教育を導入し、支援を必要とする児童生徒や何らかの理由により登校のできない児童生徒などの特性に応じた義務教育 9 年間の円滑な接続と連続した系統的な指導により、児童生徒一人一人の可能性を最大限に広げる教育の推進が必要であると考えております。

ご質問の 2 点目、「アンケートや直接寄せられている疑問や不安の声をどう捉え対応されているのか」についてであります。

本年 2 月に幕別町教育研究所が実施したアンケートの結果報告において、前向きな意見もありましたが、不安に関する意見も寄せられたところであります。

また、本年 7 月に教育委員会で実施いたしました「児童生徒の 9 年間の学びのつながりに関するアンケート調査」の結果におきましては、回答のあった保護者の 9 割以上が肯定的に受けとめておりますが、一方、不安や疑問点につきましては、「先生方の負担がふえるのではないか」「人間関係が固定化するのではないか」「小中一貫教育について具体的な取組内容がわからない」などが挙げられたところであります。

教育委員会といたしましては、アンケートや小中一貫教育等推進会議において出された疑問や不安に対し、保護者や地域の皆様には広報紙やホームページを活用して、小中一貫教育の制度及び町の推進構想についてお知らせするとともに、今後におきましては、各中学校エリアごとに説明会を開催し、その解消に努めてまいりたいと考えております。

また、教職員に対しましては、推進会議において丁寧に説明し、議論を重ね、学校を代表する推進会議の委員とともに道内外の先進的な取組を行っている自治体や学校を視察し、小中一貫教育の意義や具体的な取組について理解を深め、委員を通して各中学校エリアの教職員に情報の提供や共有化を図っているところであります。

ご質問の 3 点目、「児童・生徒、保護者、教職員、住民の合意はどのように得ていくのか」についてであります。

現在、小中一貫教育推進等会議において、小中一貫教育推進構想の作成や道内外の自治体、学校等を視察し、先進的な取組についての情報収集を行うとともに、小中一貫教育の推進について検討を進めており、既に中学校教諭による小学校での乗り入れ授業や小中合同での行事の実施、子供たち相互による活動が進んでいるところであります。

また、各中学校エリアにおきましては、教職員全員で組織するエリア委員会で教職員の意見や要望を集約するとともに、子供たちの状況を丁寧に把握し、効果的な取組を検討しており、学校便り等を通して保護者の皆様にも周知を図っております。

さらに、10 月 24 日には百年記念ホールにおいて、教職員や保護者等を対象に小中一貫教育の第一人者である京都産業大学の西川信廣教授をお迎えし、「小中一貫教育の意義と可能性」と題した公演会を開催したところであります。

教育委員会といたしましては、機会あるごとに広報紙やホームページ、各学校の運営協議会等を通事で随時情報提供を行っておりますが、今後におきましては、各中学校エリアごとに説明会を開催し、小中一貫教育の意義や取組について丁寧に説明を重ね、ご理解をいただいてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「教職員や担当職員の多忙化が懸念されるが、対応はどのようにしていくのか」についてであります。

小中一貫教育を導入することによる教職員の新たな業務の増加は少なからずあるものと認識してい

るところであります。小中一貫教育を推進することで、教員にとりましては、例えば中学校の英語教員の専門性が乗り入れ授業等により小学校の教員の参考になるなど、それぞれのよい指導が生かされ、教員の指導力向上が期待されるところであります。

また、小中一貫教育により、小中学校それぞれで実施している行事を合同で行う際には、多くの教職員で取り組めることや生徒指導上の組織的な協力、英語などの一部教科の担任制による授業の負担軽減、校務分掌業務の整理協力などにより、結果的には効率的な学校組織の業務改善や負担軽減にもつながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、各学校や各中学校エリアの業務推進に関し、教職員の負担軽減等を図るため、各種制度を活用した加配教員の配置に努めるとともに、教員の多忙化の解消につきましてもあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「将来は町内全小中学校で実施と計画されているが、義務教育学校も取り入れようとしているのか」についてであります。

小中一貫教育の制度には二つの類型があり、1人の校長の下で、一つの教職員組織が一貫した教育課程を編成し実施する9年制の学校、いわゆる「義務教育学校」と、組織上独立した小学校と中学校が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を実施する学校、いわゆる「小中一貫型小学校・中学校」に分類されており、小中一貫教育の施設形態といたしましては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の三つに分類されております。

本年5月に作成いたしました「幕別町小中一貫教育推進構想」におきまして、各中学校のエリアを一つの学年と考え、その中学校区内にある小学校を小中一貫型小学校・中学校とし、幕別小学校と幕別中学校は施設隣接型、その他の四つの中学校エリアについては施設分離型として、小中一貫教育を導入してまいりたいと考えております。

来年度からは二つの中学校エリアをモデル校とし、小中一貫教育のモデル実践を通じて、最終的には全てのエリアにおいて、小中一貫型小学校・中学校としてまいりたいと考えておりますが、小中学校が一体となった校舎で学習する施設一体型の義務教育学校につきましては、本町の実態や地域性に適合するかどうかを含め、将来に向けて検討することとしているところであります。

ご質問の6点目、「老朽化している学校施設の改修とあわせて考えているのか」についてであります。

町内の小中学校の校舎等につきましては、その多くが昭和50年代に建設されたものであり、建築後30年以上が経過し、どの学校におきましても校舎の老朽化が進んでいる状況にあります。

文部科学省では、学校施設の整備、改修事業について、国の財政支援を受けるためには、平成31年度までに町において策定した「公共施設等総合管理計画」に基づき、各学校の施設長寿命化計画を策定しなければならないとしておりますことから、現在、教育委員会内部で策定に向けた準備を進めているところであります。

教育委員会といたしましては、小中一貫教育の導入と学校施設の改修については、それぞれ別々に推進するものと考えており、学校施設の改修については老朽化の状況に応じ、施設長寿命化計画に沿って、3か年実施計画に位置付け、順次実施してまいりたいと考えております。

ご質問の7点目、「少人数学級の実現や教職員の多忙化の解消こそ急がれる課題である」についてであります。

少人数学級は教員と児童生徒との関係が緊密化し、細やかな対応が可能となり、児童生徒一人一人に質の高い教育を行うことができるのと同時に、いじめや不登校に対する適切な指導や、教室にゆとりが生じ、さまざまな教育活動が行えるなどの効果が期待できるものと認識しているところであります。

しかしながら、少人数学級の実施につきましては、教員の給与等の負担も大きいことから、町独自で行うことは難しいものと考えており、引き続き北海道町村教育委員会連合会等を通じて、文教施策に対する要望書として、国に対し要請してまいりたいと考えております。

また、教員の多忙化の解消につきましても、喫緊の課題であることは認識しており、教職員の負担

軽減等を図るため、北海道教育委員会と連携して、「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」に基づく、部活動の休養日の設定などの推進や、町独自で特別指導教育指導員や学校事務、補助員などを配置するとともに、各種制度を活用した加配教員の配置に努めているところであります。

しかしながら、抜本的な解決には、適切な人員配置が必要でありますことから、小中学校における教職員定数の改善につきましても、少人数学級の実現と同様に、引き続き国に対し要請してまいりたいと考えております。

次に、「新年度の小学3年からの外国語活動の対応は」についてであります。

小学校における外国語活動につきましては、文部科学省が初等、中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、「英語教育改革実施計画」を平成25年12月に策定し、この実施計画の具体化に向けて学習指導要領が改訂されたところであります。

平成32年度から全面実施の新学習指導要領において、これまで高学年で行われていた「外国語活動」が3、4年生に前倒しされ、5、6年では教科としての「外国語」が新設されることとなり、3年生から6年生においては、年間授業時数が35時間、1週間当たり1時間増加することとなったものであります。

ご質問の、「教員の加配など負担解消に向けた対応を」についてであります。

小学校における外国語活動は、中学年では、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語になれ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年の外国語科において、「読むこと」「書くこと」を加えたコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成し、小学校での学習の成果が、中学校における外国語教育へ円滑につながるよう期待されております。

現在、本町では、小中一貫教育の推進に伴い、北海道教育委員会が指定する「ほっかいどう学力向上推進事業小中一貫教育支援事業」による加配措置を受け、札内東中学校の英語教諭が、白人小学校及び札内北小学校の中・高学年に、それぞれ年間25時間程度と35時間程度、英語の乗り入れ授業を実施しておりますが、他の中学校エリアにおきましても、平成30年度からの移行期間の取組にあわせ、各小学校において英語の乗り入れ授業が計画されているところであります。

今後におきましても、教員の負担軽減を図るため、引き続き町独自の国際交流員の活用を継続するとともに、各種制度を活用した加配教員の配置を、北海道教育委員会に求めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

12：05 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 再質問させていただきます。

今回の質問に当たりましては、70年間、戦後続いてきました教育の小学校6年、中学校3年という体制が、ここに来て変えられていくということになりまして、その背景となるものは、これだけ長く続いてきている制度を変えるというのには、それなりの理由があり、そして効果が期待されるということから着手されたのであろうというふうに思います。私は、この間、お答えにもありましたが、平成28年の教育長の教育方針、それから、ことしの9月7日でしたか、総務文教常任委員会で説明をいただき、10月には総務文教常任委員会のメンバー、部長もご一緒でしたが、当別町それから石狩、北広島に行ってまいりました。そういう説明や学習を通して、なお今ここに来て、来年の4月からスタートすることに、やはりもっともっと時間をかけた方が本当の意味の子供たちのためになるのではないかという思いがありまして、お尋ねするところです。

さて、中に入ります。

まず、なぜ幕別町で、今、小中一貫教育の導入なのかということであります。お答えがありました
が、大きくは、中1ギャップが確実に存在し、多くの子がそれを乗り越えた充実した中学生活を送っ
てほしいからだとあります。具体的な事例の中で、子供、児童生徒の数は減っているけれども、不登
校の子供は増加していると、12人増加しているのだということです。この12人というのは、つまり
中1ギャップ、小学校から中学に入った時点で生じた人数なのでしょう。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 今回ご答弁させていただいております人数につきましては、中学校に入
った時点の増加分ということでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 小学校時代には、この12名の方は、そういった兆候はなかったと捉えてよろし
いですか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 小学校時代については通常登校していた児童が、中学校に入って何らか
の理由によって不登校になったというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ただ、私も不登校の数も調べてまいりましたけれども、小学校時代から継続して
不登校になっている子供さんたちもいらして、その方たちが多くが中1になっても続いて不登校にな
っているということ、9月のときの総務文教常任委員会のときにもお尋ねいたしましたら、そういう
お答えがりましたが、今は不登校は、中1ギャップのために12人不登校になっているということ、
間違いないですか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 不登校の関係につきましては、中1ギャップが不登校の全ての原因とい
うことではございません。子供によってはいろいろな理由があるかとは思いますが、体調の変
化であったり、学校生活になじめなかったり、また友人関係であったりということで、幾つか理由は
ありますけれども、何らかの理由で学校に来られていない生徒がいるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 今回のお答えの一番最初に、小中一貫教育を進めていくに当たって、さまざまな
課題を一つ一つ検証しながら取り組んでいきたいのだということでありました。ですから、私も、ぜ
ひこの中1ギャップというのも検証のテーマの一つに挙げていただきたいというふうに思います。

といいますのは、この小中一貫教育の方針というのは、文部科学省から出発しているものだという
ふうに押さえておりますが、実は、文部科学省の資料の中に、2014年に出した、文科省の中にある国
立教育政策研究所、これきつとごらんになられていると思うのですが、中1ギャップの存在そのもの
を否定しているといいますか、この文科省のなので私もびっくりしたのですけれども、ちょっと読み
ます。「中1ギャップという用語の問題点。「中1ギャップ」の語は、いわゆる「問題行動等調査」
の結果を学年別に見ると、小6から中1でいじめや不登校の数が急増するよう見えることから使われ
始めた」と。しかし、「中1ギャップという語に明確な定義はなく、その前提となっている事実認
識（いじめ・不登校の急増）も客観的な事実とは言い切れない」というふうに言い切っているのだ
すね。

結局、中1になる段階で、突然何が起きるかわからないようなイメージを抱く、それが中1ギャッ
プだよというふうに言われるのだけれども、実は、よくよく調査をしていくと、小学校のうちからさ
まざまな悩み事を抱えていて、それが6年生あるいは中学1年生という段階の中で、つながって考え
て、突然起きたのだというふうにイメージがつけられているという書き方なのです。つまり、ずっと
継続していたのだけれども、たまたま中学生になったときにそれが継続していることを、中1ギャッ
プというような言い方で、ある意味便利に言葉が使われているという書き方もしています。

その検証するデータもあります。つまり、不登校は中1で急増しますかという、この同じリーフレットなのですが、不登校は確かに中学生になってふえる傾向はあると。しかし、その不登校の多くは、小学校4年生から6年生のいずれかで30日以上欠席相当の経験を持っている、そういう人が多いということで、増加率は極端に上がっているというようなイメージを受けることが多いのだけれども、実は増加率はそんなに高くないと。増加はしているのですよ、増加はしているけれども、ここでは1.3倍前後という書き方です。

ですから、中1ギャップというものをどういう、最大の理由になっているのですけれども、やはり検証が要るのだなというふうに思いました。これは、いろんな形で別な点でも紹介されていますから、ぜひ検証の一つに入れていただきたい。科学的な裏付けはないというふうに言い切っています。それも含めて、もし見解あれば。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまの、国立教育政策研究所の生徒指導・進路指導研究センターというところの調査資料という、私も読んでいます。確かに、中1ギャップと言われる現象の芽が、小学校4年生から6年生で出てきていると。ただ、これは、不登校というのは、1年間に30日以上学校に来ない子供たちのことを不登校と言っておりますけれども、ここでの調査では完全なる不登校に限って言っているわけではなくて、先ほど議員が言われたように、そういう経験を持っている子供がいるということで、実は、中1ギャップという現象面で捉えたときのその言葉、それが出てきているのは、実際にばんと出たのが中学校に上がったときだということで、不登校という定義からいくとその子供たちはまだ予備軍ということで、先ほど言ったように、休んだ経験がある、学校に行きたくなくなった子供たち、人間関係で悩んだとかという、そういうような子供たち、要素としては小学校4年生から6年生に出てきているということであって、それが先ほど、私、最初に答弁しましたけれども、子供たちの成長が、戦後70年たって、二、三年早くなってきていると、それによって思春期も当然早くなって、悩みも前倒しになってきていると、そういう現象が、今、小学校4年生、6年生に出だしてきているということ、そういう分析もその結果からされていますので、私はそういう点で、中1ギャップというのは、確かにこういう言葉はあれなのですけれども、中学校へ行ったときに、指導方法、例えば指導体制、学級担任制から学年教科担任制になるとか、あるいは学校の指導方法が、小学校の場合は非常に日常生活に根差した具体的なところから概念的な高度なものになっていくという、そういうのだとか、あと人間関係も、学校が変わってしまって児童生徒が入れかわったりして人間関係に苦労して、それが中1に出てくるということで、うちの状況もそれをあらわしているのかなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 掘り下げて考えれば、4年生、5年生のところにそういったその要因が作り出される、そして教育長がおっしゃられるように、中学1年で出てきたと。そうすると、本当にその子供をきちっとそういった障がいなく育てようと思ったら、その要因が出発する4年生、5年生のときの手厚い対応がなされていたらどうだったのかということにもなるのだろうと思うのです。ですから、その小中一貫教育の中のいろんなメリットも出されていますから、それは別にしても、中1ギャップを幕別で取り入れる最大の要因というふうになったときには、いささか疑問があります。検証は重ねていただきたい。

もう一つおっしゃられた、成長が、発達が2年早くなったということが、これもその小中一貫の中の、つまり小学校6年生、中学校3年生という区切りというのは、子供の成長、体の成長も心の成長もそれから学習するいわゆる力、そういうものを勘案して6・3というのができたわけですね。これを変えるに当たっては、体の成長が2年ほど早くなったと、だから6・3にしなくても、例えば4・3・2ですね、そんなふうな区分も出ています。しかし、この子供の成長も、本当に体の面での、身長が伸びる、体格、これは確かにこの6・3制ができた時代よりは成長していると。しかし、本当の意味の体力、あるいは精神的な力、忍耐も含めて、逆に弱くなってきている面が指摘されています。

これは、いろんな見方があるからなのですけれども、例えば、戦後間もない子供たちは、自然のいわゆる生活体験とか自然体験とか、そういうものをずっと積み上げていって、そして人格も含めて形成する。ところが、今、身長や体重はきちっと、栄養の面からいってふえていく子が多いのだけれども、実際に体験ということを考えれば、物すごく少なくなっている。それが、精神的な発達、このアンケートの中にも非常に幼くなっているという言葉が回答の中にあって、私すごく気になったのですけれども、そういう面もあることをきちっと、つまり両面で育てていかなければならないので、そういうことを見ないと、やっぱり本当の意味の小中一貫の効果というのは期待できなくなってしまうのではないかと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 確かに、心と体の発達のバランスがどうなのかということはあろうかと思います。小中一貫制、先ほど議員言われていました、今まで6・3制だったのが4・3・2だとか5・2・2だとかいう形にしようというのは、それはそういう意味もあるというふうには聞いています。というのは、例えば、4年生が最上級生になって下の子の面倒を見るだとか、5・2・2になった場合、次の2段階でまた成長するだとか、リーダー性を持つだとか、精神的に発達するという、そういうようないい面も含めてそういう組み方をしているということでございます。

ただ、これ、今6・3制を崩すというようなニュアンスの発言をされていますけれども、実は、この小中一貫教育については、6・3制を壊すということがメインではない。義務教育学校という9年制の学校になった場合は、それは学校の裁量で、今言った4・3・2制だとか5・2・2制に動かすことができるのですけれども、私ども答弁で申し上げましたとおり、幕別町の場合は小中一貫型小学校中学校ということで、あくまでも6・3制はそのままとって、ただ、教育の内容、学校同士の、小学校と中学校の連携を深めて、そういうような子供たちのリーダー性も育てたり、思いやりも育てたりと、また中学校の勉強と小学校の勉強の接続をうまくして、そういうようなギャップもなくそうという考え方なので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 次のアンケートにも入りますけれども、保護者の受けとめ、子供たちの受けとめ、教職員関係の皆さんの受けとめというふうに押しなべて見ていきますと、やはり、一番不安が大きいのは教職員の皆さんの言葉ではないかと思います。ここでは、保護者は9割は受けとめているという書き方ですけれども、ちょっと9割までは行かないのではないかとというふうには思うのですけれども、しかし、一定程度この問題について関心を持って、アンケートに対する書き込み、そういうのもされたのだらうと思います。

ただ、私、このアンケートについて一つ思うことは、アンケートはやはり正確に思いを反映しなければいけないのですけれども、教育委員会でとられたアンケートというのは、児童生徒の9年間の学びのつながりに関するアンケート、つまり小中一貫というよりは、学びのつながりはあったほうがいいですかというような観点で、たくさんの設問があります。学びのつながりは誰にとってもあったほうがいい、つまり、その子供は小学校で学び、中学校で学び、高校でということが多いわけですから、そのそのつながっていくというイメージを持てば、形態が小中一貫ということも位置付けなくても、そういったつながりは必要だろうというふうに思う、そういう方たちも受けとめて答えているなどというのが見受けられます。

これだけではなくて、例えばこのアンケートの実施された報告は、こちらが7月なのですが、その前に出されていた、この総務文教常任委員会でもいただいた幕別町教育研究所のアンケート、これは最初から、小中連携一貫教育のあり方に関するアンケートということでありまして、明確でしたから、答えもやはり明確な答えだというふうに受けとめました。

それで、この中で、やはり私は、たくさんの疑問にどう答えるのですか、その続きの3番目の、住民の合意をどのように入れていきますかという設問になっていくのですけれども、やっぱりこのお答えでは、「実施するに当たっては各中学校ごとのエリアに説明会を開催し」、これは住民や保護者に

対してですね、それから「教職員に対しては推進会議、丁寧に説明し議論を重ね」というふうにあるのですけれども、私はこれは十分やらなければならないことだと思います。しかし、モデルの実施は、もう今12月ですから、来年明けたら4月にはスタートするのですよね。この段階で、どれだけの住民や保護者、どれだけの教職員に対して、きちっとこれだけの丁寧な説明というのはできるのか、具体的に何をどういうふうにされようとしているのか伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今後のことも答弁の中では申し上げましたけれども、今までのこと、学校便りでお知らせしたとかということがありますけれども、もう既に学校におきましては、例えば参観日の後の懇談会の場で保護者の方々に説明したり、学校便りについてもほとんどの学校で出していて、2回ぐらいから多い学校では五、六回、もう既に小中一貫について載せて出しています。そういう意味で、もう一定程度、学校のほうでは、現場のほうでは保護者に対してもう説明しているという、かなり説明が進んでいるという認識でいるかと思えます。ただ、教育委員会が、我々が出ていって説明しているという場が今までなかったもので、それで改めて各学校、エリアに対しまして、私たちが直接行って説明させていただこうということで、今回、答弁の中にも書いているものでございます。

あと、教員に対しましては、過去2回、去年、おとしぐらいからですかね、私のほうから直接、教育振興会の研修会だとか総会だとかがある場合において、教員の皆さんたちに呼びかけたり、あるいはその場で説明会をやったりとかそういうようなことで、あと、答弁の中にもありましたけれども、この推進会議の中で、先生たちも入っていますので、そういう中で説明して、さらに先生たち全校から出てきていますので、先生たちが、一般の教員も、校長、教頭、管理職も含めて構成はいろいろですけれども、そういう人たちが今度学校に行って教員の皆さん方に説明させていただいていると、そういう体制をとっているのです、これからゼロから説明するというのではなくて、今まで説明してきたものを継続して、さらに来年また引き続きやりたいという意味で答弁させていただきました。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） やってこられたのだと思うのですけれども、例えば、もう一つ広げて、地域の住民はどうかというふうになると、学校便りも回覧では回っているのですけれども、しかし目を通されている方は少ないのだと思うのです。ほとんど知らないのです。幕別町が来年から小中一貫のモデルを開始するのだと言うと、何それということが多いのです。現実です。ここでも、いただいた資料の中には進め方の三つの柱があって、その三つ目は、「学校、家庭、地域が一体となった教育の創造」と書いてあるのですよね。つまり、学校は生徒とそれから児童、先生方で家庭保護者で地域、この地域が置き去りになっているのではないかというふうに思うのですけれども、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 地域の住民の方々に対する周知という意味では、今までお知らせで1度出させていただいています。そのほか、ホームページに小中一貫のページというようなことで掲載して、皆さんが知ることができるようにはしているのです、またこの後も何度か周知していきたいとは思っています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） もともと小学校中学校というのは、地域にとっては一つのとりでなのですよね。学校の中の運営もありますけれども、その施設、それからエリア、これが、うちは行政区になっていますけれども、それぞれ札内中学校なら札内中学校にかかわる行政区エリア、今回は東でやります、そういったエリアの中に、住民も、私たちのエリアの中にはこの小学校がありこの中学校がありという形で、地域の連携を組んでいっているのですよね。ですから、戦後70年もかかってつくられた体制を変えようとするときには、まずそういったことも念頭に置きながら、コミュニケーション、コミュニケーションと随分言われています、そういうことも念頭に置かれるならば、住民も学校も生徒もというふうにきちっと取り組むべきではないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長(田村修一) 一つちょっと先ほどの答弁で漏れていたのですけれども、実は、先日の公区長会議でも、各公区長に対しまして資料も出して説明させていただきました。また、各学校で、保護者のほかに地域住民が入って、学校運営協議会というのを設置しているのですけれども、その場でももう既に説明させていただいております。我々としては、当然、議員が言われるのと同じ考えで、地域の皆さん方にも理解してもらわなければならないという思いで、できる限りのことはこれまでしてきたので、さらに引き続き周知というか、そういう活動はしていきたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 中橋議員。

○12番(中橋友子) ある意味、例えば大きく町の形が変わるとき、うちは11年前に忠類との合併がありました。このときも、相当、住民の皆さんに徹底したテーマを投げかけて、答えもいただきながらという積み上げがあったと思います。そういうことではありませんけれども、しかし教育の体制を変えるということになれば、本当に長くそれになじんできた人たちにとっては、例えばどんなにいいものであってもなかなか受け入れられないということにはやっぱりなってくるのですよね。だから、やってこられたということですが、例えば公区長さんにお話しされたことが全公区に行き渡るには、またそれは相当の時間を要する。行き渡るかどうかは正直わかりません。だから、やっぱりそういうことも描きながら、この町を挙げて、すばらしい、私は小中一貫にはちょっと今いっぱい疑問を持っています。だけれども、本当にスタートさせていくのだというのであれば、そういったお知らせ一つ、回覧板一つだっただけであってもいいではないですか、本当に知ってほしいのだったら。そして、今いろんなことをやるときにパブコメやりますけれども、住民の意見を聞くという機会はつくられないのですか。

○議長(芳滝 仁) 田村教育長。

○教育長(田村修一) 住民の意見というのは、幅広くとればいいのでしょうけれども、今回、先ほど言いましたように、学校運営協議会という形で、学校の運営に関しましては、住民の方々が入って意見をいただいているということで、そういう意味で、皆さんの意見をいただくということを考えております。先ほど言いましたとおり、周知、その辺のところをやっぱり皆さん方にもっともっと理解していただくということは、もちろん必要なことだと思っております。この後も引き続き丁寧な説明はしてまいりたいというふうに考えています。

○議長(芳滝 仁) 中橋議員。

○12番(中橋友子) 最大のその理由であった中1ギャップのことですとか、体格のことですとか、まだまだ検証が要する課題があると思います。そして、今お話を伺っていたら、いろんな説明を関係者を中心にしなが、この2年間にわたって取り上げてきたという段階だと思います、さらに、これが実際に実施されるまでには、全ての町民の方たちにきちっとその情報が行き渡った中で、きちっと開始するというのが、私は流れだというふうに思います。

といいますのは、先般、部長と一緒に視察させていただいた総務文教委員会の中で、北広島それから当別、それぞれの取組も学んできましたけれども、まずはどこもものすごい時間をかけてやっているというのが、一番受けとめるところでありました。当別町は平成13年から議論を開始していたということですから、今29年ですから16年間、表になって話をするというのはもうちょっと後ですけれども、そういう取組でありましたし、例えば北広島、これは教員の周知にもかかわってくるのですけれども、ここも7年以上かけてやっていました。そして、北広島の場合は、ご承知のとおり、一番アンケートの中で多忙感だとか教育の効果、不安感というのは、やっぱり教職員の皆さんたちなのですね。こういう人たちを、北広島は、管内の全教職員が加入している研究所みたいなものですね、その機関で全て議論をされながらつくり上げてきているというふうに説明をいただきました。つまり、皆さん、何ていうのですか、積み上げの段階から参画されて、そして一つのものを成就していくという流れに受けとめることができました。

したがって、今この2月の時点で、教員の方たちからこれだけいろんなことが出るということは、やっぱりまだまだ不足しているのだと思うのですよね。そういう点では、新しいことをやろうと

いうわけですから、しっかりとその住民合意や理解や、関係者のみんなのものにしてこそ、本当に子供たちのためにと教育長が言われる、そこにつながっていくのではないかと思うのですよね。それを、やっぱり今は、うちの町は平成 28 年、その前からあったのかわかりませんが、表に出てきたのはまだ 1 年と数箇月なのです。そこで来年から実施すると。これは、やっぱりもっとも時間をかけて、本当に住民と一緒に、これからの幕別町の教育はどうあるべきだということまでいって、そしてこの流れをつくるのだというふうになって、すばらしいものになるのではないかと思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 当別町や北広島市の事例は、私どもも聞いております。もちろん教育研究所とかそういうところで、これは全員というか、研究所の所員は全員ではないと思うのですよね。全学校の職員が加入しているということで、うちも同じ幕別町教育研究所といって、全教職員が加盟している研究所で、やはり同じように討議は進めてきているということでございます。当別町、100%の教員が賛成したというわけではないとも聞いています。これは、やっぱり考え方の違いとか、いろいろありますので、それは納得するとかしないとかというのではなくて、討議を進めると。うちも、実は、出てきたのは去年の教育行政執行方針の中で出ていますけれども、その前段、校長会で話をしたりとか、あるいは教育委員会の内部で 1 年半ぐらいはいろんな事例を調査したりして、そういうものを積み上げてきて表に出てきたという格好なので、それはご理解いただきたいと思います。

もう一点、うちで小中一貫をやろうとしていることは、学校の教育体制を全く変えるというものではないです。うちは、6・3 制を守って、そこで接続をより密接にするということでございます。また今回、学習指導要領が改訂されました。その新しい学習指導要領の中にも、幼小中、中高、そういう接続をしっかりしろというような文言が入って、この後は、やがてどこでもやらなければならないのではないかなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 4 段階に分かれて、第 1 期、第 2 期、第 3 期、第 4 期。幕別町は、平成 35 年から 36 年、幼小中高一貫等教育の実践というふうに計画を持たれているのです。つまり、今、その連携でやるのですよと言いながらも、そのゴールとするところは幼小中一貫なのですよね。だからこそ、私は、たくさんの検証をして、本当にいいものだというものを私にもわからせてください。そのぐらい頑張っていたきたい。

もう一つ。いろんな実例が出ているのですけれども、最近、小中一貫校、もうこれを、言っているように、早くから実践しているところがありますよね。それと、これまでの従来型の教育、この効果についてきちっと検証しているデータが出始めました。だから、その中身、詳しくは申し上げませんが、それによると、必ずしも小中一貫を選ぶことがよいという結果でもないのです。つまり、いろんな問題が小学校 4 年生ぐらいから出てきているということ、自己肯定感だとか、学習に対する意欲だとか、いじめの問題とかいっぱいなのですけれども、やっぱり 4 年生、5 年生、6 年生、まあ 4、5 年ですね、出るのです。そうすると、その段階で手厚い対応をしなければいけない。ここにありますが、少人数学級で本当に先生が行き届いて、小学校 4 年生、5 年生の段階からきちっとした教育をやっていただくことが、私は今本当に大事なことでないかと思っておりますので、検証してください。

そして、英語の教育のことにいきます。これは認識もお伺いしたかったのですけれども、書いてありますから、流れとしては同じです。つまり、どちらも文科省が推薦して、グローバルな社会に対応できるような子供を育てたいということなのですが、課題はたくさんです。教員の加配とかも必要になってきます。そういったことを、小中一貫のほうでも教育の加配を考えているということでしたし、こちらにもあります。具体的にどのぐらい加配されているのか伺って、計画を聞いて終わります。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 加配の教員の関係につきましては、現在、小中一貫教育の推進事業とい

うことで、小学校2校それと中学校1校に加配の教員が配置をされております。また、小学校においては、授業改善推進チームということで、小学校3校にそれぞれ1名ずつの教員が加配されています。合計で、平成29年度におきましては、加配教員については、小学校全体で9名、また中学校においては6名の加配教員が今配置をされているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

幕別市街地の活性化と過疎化対策につきまして。

幕別町は、帯広市に隣接しベッドタウンとして市街地が拡大している札内地域と、古くから行政の中心の幕別地域、そして酪農と観光が盛んな忠類地域と三極化しており、それぞれ地域性を生かした多面的な特色を持っております。

しかしながら、現在では、全国的にも直面している少子高齢化が進み、さまざまな問題が生じています。

幕別地域では、役場庁舎が新しくなり1年が経過し、周辺道路も整備されつつありますが、幕別市街地の住環境や地域コミュニティの維持など地域活力の低下が懸念されるところであります。

そこで、以下の点について伺います。

①幕別市街地に対して、現状をどのように認識し、課題が何であると捉え、今後どのように活性化を図ろうとしているのか。

②幕別市街地活性化基本計画の策定はなされているのか。

③幕別市街地の空き地、空き店舗、町並みの再開発等の考えは。

④幕別市街地について商工会、周辺企業、商店街等と行政を含めた意見交換がなされているのか。

⑤市街地にぎわいづくり等の支援事業の計画の考えは。

⑥幕別地域の人口減少と定住対策について新たな方策を見出しているのか。

⑦活性化、過疎対策にはさまざまな事業の取組が必要だが、幕別市街地の「元気なまちづくり」には何を優先すべきと考えるか伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします

「幕別市街地の活性化と過疎化対策について」であります。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、その後、加速度的に減少することが予想されることから、全国各地で地方の人口減少対策と活性化に向けた地方創生を図るべく、さまざまな取組が実施され、本年で3年目を迎えようとしております。

本町の人口については、平成22年の国勢調査で、昭和35年以来50年間続いていた人口増加がはじめて減少に転じ、27年の調査においては、再度増加いたしました。住民基本台帳に基づく人口の推移は、26年4月末の2万7,714人をピークに減少傾向にあります。

こうした中、本町では、昨年1月に人口の現状と将来の人口推計を示す「幕別町人口ビジョン」を策定するとともに、あわせて「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、雇用や定住、子育てなどに対する施策を盛り込み、人口減少対策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「現状をどのように認識し、課題が何であると捉え、今後どのように活性化を図ろうとしているのか」についてであります。

幕別町の過去10年間における人口と高齢化率は、平成18年度末では2万7,445人、22.86%でありましたが、28年度末では2万7,148人、30.56%で、人口では297人、1.1%の減、高齢化率では7.7%上昇しております。

一方、農村部を除く幕別市街地の人口と高齢化率は、平成18年度末では4,576人、29.24%であり

ましたが、28年度末では3,951人、41.33%で、人口では625人、13.7%の減、高齢化率では12.1%上昇しており、これらの結果からも、特に幕別市街地の過疎化や高齢化は深刻な問題であると認識いたしております。

こうした人口減少や高齢化の進行により、地域コミュニティの停滞・低調化といった問題や、商店街の活力低下に伴う中心市街地のにぎわいの喪失や空洞化などにつながるおそれがあることから、人口減少の著しい幕別市街地においては、若年層の定住対策が課題であると考えております。

幕別市街地は、都市機能が集積している帯広市に近い距離にありながら、自然が豊かで広々とした住環境に加え、屋外スポーツ施設や小中学校、図書館などの文教施設が整備されているとともに、JRやバス路線などの交通網についても整っており、生活しやすい地域であると捉えているところであります。

また、パークゴルフ発祥のコース「つつじコース」は、パークゴルフの聖地として知られているほか、国際大会等を通じたPRにより、全国各地から愛好者が訪れるなど一定の誘客効果をもたらしており、立地条件を生かした町の魅力発信や観光資源を活用した誘客についても、町のにぎわいの創出や経済効果につながることから、今後とも観光資源を有効に活用、PRするなど、活性化につなげていくことが大切であると考えております。

町の活性化については、幕別市街地にかかわらず町全体で取組を進めていかなければならない課題であり、あらゆる分野の施策を総動員して人口減少対策を講じていくことが町の活性化につながるものと考えておりますことから、これまでもマイホーム応援事業や空き地・空き家バンク、子育て環境の整備等に取り組んでまいりました。

今後につきましても、これまでの取組を検証しつつ、子育て支援をはじめ、町全域の活性化とその効果が幕別市街地に及ぶような活性化方策について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「幕別市街地活性化基本計画の策定はなされているのか」についてであります。

市街地活性化のための計画といたしましては、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく「中心市街地活性化基本計画」がありますが、当該計画は市街地の中心部に都市機能を集積させたコンパクトなまちづくりを進め、中心部のにぎわいを創出するとともに、福祉や教育などの行政コストを抑制しようとするものであります。

本町では、中心市街地活性化基本計画は策定しておりませんが、これまで、幕別駅前広場、幕別パークプラザや道道幕別停車場線、町道鉄道沿線道の整備をはじめ、本町地区に公営住宅を建設し、まちなか居住を進めるなど、市街地の活性化につながるような環境整備に努めてきたところであり、今後におきましても、商工会や関係団体と歩調を合わせ、市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「空き地、空き店舗、町並みの再開発等の考えは」についてであります。

空き地、空き家に関しましては、本年度から「空き地・空き家バンク」を開設し、現在、空き地が5件、空き家が1件登録されており、そのうち、幕別市街地におきましては、空き地が3件となっております。

今後におきましては、バンクへの登録物件数をふやす取組として、協力宅建事業者が取り扱っている町内の不動産についても、登録していただけるよう働きかけを行うほか、先進自治体の事例なども研究し、一層空き地、空き家等の情報整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幕別市街地の空き店舗等と見込まれる物件につきましても、町の調査では、現在16件と認識いたしております。

町では、このうち、所有者等の意向調査を行い、その把握ができた物件情報について、町のホームページで公開しておりますが、今後におきましても、さらなる空き店舗の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、町並みの再開発等につきましても、これまでも、幕別駅前広場や、中心市街地道路のシンボルロード化等の整備を進め、パークゴルフ発祥の地にふさわしい町並みづくりに取り組んできたところ

るであります。

また、商工会では、中心市街地活性化のために、国道 38 号の整備のあり方を含めた商店街振興の議論が進められているとお聞きしております。

こうしたことから、商工会における議論の推移を見ながら、一定の時期に商工会や幕別本町地区商店街振興会など、関係団体と議論を深めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「商工会、周辺企業、商店街等と行政を含めた意見交換がされているのか」についてであります。

商工会等との意見交換につきましては、私も役員の方々と意見交換の場を持たせていただいておりますが、商工会の員外理事として職員を理事会等に参画させているほか、総代会や理事会、会員親睦会、合同新年会など、さまざまな機会を捉え、商工会、法人会、青色申告会などの役員や参加される会員の方々との交流の中で、幕別市街地の活性化に限らず商工振興全般に係るご意見等をお伺いしているところであります。

ご質問の 5 点目、「市街地にぎわいづくり等の支援事業の計画の考えは」についてであります。

中心市街地、特に商店街のにぎわいづくりに関する町の事業といたしましては、平成 21 年度から空き店舗の活用に改装費用や家賃の一部を補助する「空き店舗対策事業」と、創業資金に対して融資の利息や信用保証料を補給する「創業等支援事業」を実施するとともに、平成 22 年度からは商工会発行の商品券を活用した「住宅新築リフォーム奨励事業」により、商店街等の活性化に努めているところであります。

また、商工会や地元の事業者の方々が実施している事業として、商工会が主催するプレミアム商品券発行事業や夏まつり盆踊り大会、観光物産協会が主体となって実施している「まくべつ夏フェスタ」、やむわかくらぶが主催する駅前イルミネーション、まくべつパークカード協同組合が主催する年末ボーナスセール、商工会青年部が主催するウインターカーニバル小学生限定雪上綱引き大会など、さまざまな地域イベント等が開催されております。

町といたしましては、こうした市街地のにぎわいづくりに対する事業や活動に対し、直接的な補助あるいは商工会や観光物産協会を通じた支援を行っているところであります。

さらに、商店街のにぎわいづくりにつきましては、消費者のニーズに応じた商業展開を図り、多くの消費者に地元の商店を利用してもらうことが重要でありますことから、地元消費者の購買意欲を高めるための各種イベントやソフト事業の実施、個々の商店が連携・協力した魅力ある商店街形成や営業展開などが求められるところであります。

町といたしましても、こういった取組により、新たな顧客の獲得やリピーターの獲得につなげていただけるよう期待をいたしているところでありますが、今まさに、冬季のプレミアム商品券事業や幕別駅前千代田通舗装工事の完成に合わせたイベント等を、幕別地区では 16 店舗、札内地区 6 店舗で実施していただいております。

また、来年度、商工会では、他の町の事業を参考に、夜の町のにぎわいを創出する「はしご酒」イベントを計画されているとお聞きしているところであります。

今後におきましても、幕別市街地のにぎわいづくりを推進するために、こういった取組が有効であるか、また、町としてどういった支援ができるのか、引き続き、商工会や幕別本町地区商店街振興会、農協など関係団体とともに十分協議を深めてまいりたいと考えております。

ご質問の 6 点目、「幕別地域の人口減少と定住対策について新たな方策を見出しているのか」、7 点目、「幕別市街地の「元気なまちづくり」には何を優先すべきと考えるか」については、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

人口減少問題については、本町のみならず全国各地で大きな課題として位置付けられ、近年は、各自治体において地方創生のもと「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立させ、「まち」に活力を取り戻すことを目的に、「雇用の創出」「地方への新しいひとの流れ」「結婚・出産・子育て」「安全・安心で快適な暮らし」を柱としたさまざまな取組が展開されて

いるところであります。

本町においても、人口減少、定住対策として、妊婦・産婦健診や子ども医療費の助成等、妊娠、出産、子育て期それぞれにおいて、子供を産み育てやすい環境を整備するとともに、マイホーム応援事業や空き地・空き家バンクによる移住・定住施策を行ってきたところではありますが、今後、施策の点検・検証を行い、事業の見直し等を通し、魅力あるまちづくりを行うことが、人口減少や定住施策を進める上で、重要であると考えます。

また、幕別市街地の「元気なまちづくり」につきましても、商工業の振興による商店街の活性化対策やイベントによるにぎわいづくりなどの各種事業を実施していますが、今後は観光事業も含めた「交流」により、本町を知っていただくことも、活性化を図る上で大切であると考えます。

元気なまちづくりは、幕別市街地のみならず、町全体の活性化施策の中で達成されるものであると考えますことから、今後とも「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」と思う魅力ある活気に満ちたまちづくりに邁進してまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） それでは、再質問をさせていただきます。

幕別市街地に対しまして、現状をどのように認識するかということでございますが、まず、札内市街地におきましては、人口も増加をし、新興住宅街もふえ、そして商店街も確保され、住環境整備はなされ、住民にとってはある程度満足は高いものと推測されます。

また、忠類地域では、人口、商店街は減少しておりますが、住民が一つになり、地域活性化に向けてイベントの計画をしたり、住民会議などで話し合いが行われたりと、また行政としても、郊外からの家族連れの集客を狙い、大型の公園施設も整備するなど、今シーズンはたくさんの方々がこの忠類を訪れ、活性化の起爆剤になったのではないかと思います。

そこで、幕別市街地はどうかと考えてみますと、役場庁舎が新しくはりましたが、住民の方々には住みよい地域、住み続けたい地域になっているのかということが、とても危惧するところでございます。

ご答弁にもありましたが、幕別市街地において、特に若年層の定住対策が重要であるということでございますが、私もそのとおりに考えさせていただきます。では、今まで、マイホーム応援事業とか子育て支援対策などがされてまいりまして、一定の効果があつたものと認識するところであります。それでよいのかというと、それでよしというのではなく、新たな実効性のある政策が、取組が必要と考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実効性のある取組ということでもありますけれども、これが簡単にわかるようであれば、私も苦労はしないわけでありまして、本当にこれは悩ましいわけで、定住対策をやっても九十数%は札内に転入をする、残りは幕別市街地、それと農村部ぐらいであつて、忠類のほうもなかなか住んでいただけないと、そんな状況にあるわけでありまして、ですから、例えば今のマイホーム応援事業を、50万円加算してありますけれども、これが500万円だったらどうだとか、1,000万円だったらどうだとかという、そういった思い切った対策はないわけでもないのですが、果たしてそこまでやつたとしても効果として上がるのかどうかといったところでは、今までのマイホーム応援事業を利用してくれた方々のアンケート結果からも、金額にかかわらずやはり利便性の高い、特に教育ですね、教育、通学だったり塾であつたり、そういったところがやはり一番マイホームを建てるときのポイントになっている、そんな考え方を聞くわけでありまして、なかなか切り札がない中で、いろんな施策を本当に総動員してということにしかたないのですが、そこは、定住というものはなかなか難しいとしながらも、1組でも2組でも住んでいただけるような施策を打っていきたいとは思っています。ただ、これは切り札がありませんので、商店街等の活性化も含めて、魅力アップをしていくことが必要だろうというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 私も町長と同じ考えでございまして、本当に人口減少、定住対策というのは、施策がなかなか見つからないところがございますが、このご答弁にもありましたように、本町地域は本当に帯広市に近い割には自然があり、また野外スポーツ施設などもそろっている、図書館なども文教施設なども整備されているということですのでけれども、もちろん、ここそろっているのは当たり前のことであって、それ以上ここに住みたいという思いになっていただかなければ、やはり人口増にはならないのではないかと思います。先ほども町長もおっしゃっていましたが、本当にこの定住対策というところには難しいところがあるとは思いますが、ある町では、新婚世帯に住宅を助成するというので、そういうような施策もとっているところもございます。特に、本町地域は古くから住んでいる方が多いので、実家がここにあり、息子さん、娘さんが地方に出て、Uターン、Iターンで帰ってきたときに、ここでまた結婚して帰ってきたときに、新婚世帯に住宅を補助してあげるとかというような手も一つあるのではないかなと。たくさん若い人たちがこの本町地域に集まってこられるような施策をやっぱり考えていくのが必要ではないかと思います。やはり、幕別市街地の将来を見据えた取組ということを念頭に入れていただいて、しっかり政策を立てていただきたいなと思います。では、2番目の質問に移りたいと思います。

幕別市街地の活性化基本計画の策定がなされていないということでございますが、基本計画は中心市街地活性化の推進に関する法律でございまして、平成10年につくられ、国が認定を行う制度であります。各市町村が基本計画を策定し、認定されることによってさまざまな補助金を受けられるわけで、そのような制度をいかに活用していくかということが、知恵の出どころではないかと思います。先ほどご答弁にもありましたが、今後におきまして、商工会や関係団体と歩調を合わせ市街地の活性化に取り組んでまいるといってお答えいただきましたが、具体的にどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本町市街地の整備、再開発につきましては、我々の認識としてはこれまでさまざまやってきました。パークプラザを中心とする区画整理も含めた施設整備であったり、あわせて道路整備もやってきたわけでありまして。そういう中で、これ以上に行政として、公共として、やれることはあるのかなということの一つ思っているところであります。そこには、やはり特に中心市街地活性化基本計画、これは要件もありますので、公共施設を絡める、とりわけ文教施設であったり福祉施設を絡めてそれを集積していく、市街地、コンパクトなまちづくりをしていくといったような目的でありますので、果たしてこれが使えるかどうかということは、エリアをどう設定するのかにもかかわってくるかというふうに思いますけれども、ここは商工会の中で、今、38号のバイパスを含めた本町地区の市街地がどうあるべきかということを議論していただいておりますので、そこは一定の時期になりましたら、意見をすり合わせながら、どういったまちづくりをしていくのかということを検討し、さらにはこういった補助事業がもし使えるのであれば使っていかなければならない。逆に言えば、補助事業を使えないで自腹を切るとなると、そこもまた実現性が極めて低いので、有利な方法をもって市街地の再整備が図れるのであれば、そこは内容によりましてけれども、十分協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） やはり、基本計画ということは大変重要だと思います。したがって、幕別市街地活性化基本計画をつくるに当たりまして、幕別地域市街協議会などをやはり立ち上げて、商工会、NPO また金融機関などとも連携をし、協議していくのも必要ではないかと思います。また、まちなか活性化懇談会など、町独自でそのような懇談会を持ちながら、住民の意見をしっかりと把握していくということが重要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まさしく、まちなかの活性化につきましては、私は、まちなかで商業を営んでお

られる方がいかにここの町を元気にしていこうかと、そういう思いがまず第一であるというふうに思いますので、そこをなるべくそういう気持ちになっていただいた上で、町は何ができるのかということを考えていかなければならないというふうに思っております。私は、ハードよりはむしろソフトを充実させることによって交流人口を高めていくと、それがまず必要であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 地方創生の今ですので、この幕別市街地について、もう一步踏み込んだ今までにない、今までの考えにとらわれないで斬新な新しい考えをしっかりと入れていただいて、活性化につながるようにぜひしていただきたいと思います。

では、3番目の質問に移らせていただきます。

幕別市街地の空き地、空き店舗、町並みの再開発についてでございますが、まず、町並みについてでございますが、役場庁舎の駐車場も間もなく完成いたします。ちょうど五叉路の交差点からレンガのこの庁舎の建物と垣根が目に入ります。東側の道路の整備がなされ、随分と見覚えがよくなったと、住民の方から声をいただいております。しかしながら私は納得できない部分もございます。

と申しますのも、旧消防署の建物、以前の中央会館が解体され、備蓄庫が新設されましたが、幕別大通に面してただ白い大きな壁が露出している建物でございます。もちろん備蓄庫でありますので、予算の関係上、高価な立派なものをつくれとは言いませんが、本町中心街十字街の町並みを考えてつくっておられたのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 設計思想といった大それたものはなかったわけでありまして。まずは機能重視で、備蓄をすることによって主眼を置いて建てたということでありまして、ここは、なかなか景観上、確かに庁舎は見てくれは非常にきれいに見えるなというふうに思います。それと比較をされると、見てくれは見劣りするかもしれないけれども、そこは見てくれがいいから町がにぎわうだとか、人がたくさん来てくれるというものでもありませんので、そこは、今もうできたものですから、しっかりと管理をしていくということで、そこはそれ以上のことはできないかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 見てくれをよくしてくれとかと、そういうことではないのですけれども、もちろん本当に備蓄庫でありますので、大きな道路に面して、窓はもちろんあれなのですけれども、もうちょっと考えられなかったのかなということが、予算が少ないですので、予算内でつくるとのこと、また利便性なども考えてつくったということなのですけれども、少ない予算で、幕別町らしい備蓄庫をつくるのがプロの仕事ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

ご存じだとは思いますが、先日、清水町で若い人の発想を生かし、高校生と建築会社がポテトチップスの形をしたバス停がつくれ、町民に大変喜ばれているということをお聞きしましたが、そこまでは言いませんが、町民が見ても、あれは備蓄庫なのだとか、災害に備えている備蓄庫なのだというのはわかっていて、でも何が建っているのかわからない建物よりはいいのではないかと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 備蓄庫ということになれば、これはもう公共財産というより公用的な使い方しかありませんので、あそこに町民の皆さんが行って物の供給を受けるということではなくて、あそこにトラックが横づけされ、そしてそれを避難所に運ぶと、そういった役割でありますので、やはり機能をともかく重視しなければならない、そういう思想で、あれは建ててあります。ただ、今さらこれからどうしようということもできませんので、ただ今後においては、やはり今、清水の例もいただきましたので、そういう町民が親しめるような公共施設づくりというのは、これはもうこれまで以上に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) そうですね、やはり町並みということは大変重要だと思います。国道38号線から入ってまいりまして、幕別市街地に入ったときに、パークゴルフの町ということが一番やっぱりわかっていたきたいところから、やっぱり町並みということは大変重要だと思いますので、その観点からしっかりと考えていただいて、もう建物はできておりますので、そこにもう少し幕別町らしいものを何とかしていただくというのが行政の仕事ではないかと思っておりますので、そのところをお願いしたいと思います。

では、続きまして、次の質問に入りますが、空き地・空き家バンクの開設でございますが、本年度4月から空き地・空き家バンクの開設がなされましたが、登録され、情報をホームページに公開されておりますが、アクセス数はどのくらいあったのか、また成立したのはどのくらいあるのか、わかるところで教えていただきたいと思っております。

○議長(芳滝 仁) 住民生活課長。

○住民生活課長(山本 充) 登録物件につきましては、答弁書のとおりでございますけれども、その対する問い合わせ等は数件ということで、そしてこれによって成立したという件数は、今のところまだゼロ件でございます。アクセス数は調べておりません。電話での問い合わせは数件あったということです。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) ホームページを開いてみますと、空き地が5件ですね。そして、空き家が1件ということで出ておりますが、幕別幸町の1件が成立して消えているのかなと思ったのですが、そこは違いますか。

○議長(芳滝 仁) 住民生活課長。

○住民生活課長(山本 充) ご質問の物件につきましては、当初登録していただいたのですが、身内の方が使いたいということで、登録を辞退したいということで、取り下げております。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) わかりました。ありがとうございます。

この件につきましては、今後も所有者との意向調査などもぜひ進めていただきまして、空き家・空き地バンクのほうに登録をしていただけるように努力していただきたいと思っております。

また、空き店舗対策のほうですけれども、こちらも少子高齢化の進行に伴い、商店街が減少しつつある中、商店街活性化店舗開店等支援授業が平成22年から始められておりますが、現在7年たったわけでございますが、それに対しましてどのように評価をされ、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) これまでに空き店舗に入られた方も、これは皆無ではありませんし、何件か本町地区においても入って営業されているわけなのですが、いかんせん長続きしないというのが現状でありまして、入居した件数はかなりもう5件や6件ぐらいはあるかと思うのですが、なかなか商売として成り立っていかずに、あるいはその他の事情もありますけれども、退去されているというのが実態であります。ただ、やはり入って、入居していただいて、そこで営業していただいたということについては、私は非常に敬意を表したいなというふうに思いますし、まちづくりに寄与していただいたことはありがたいというふうに思っておりますので、引き続き、市街地の商店街の活性化の一つの施策として、門戸は開き続けなければならないというふうに思っております。

○議長(芳滝 仁) 岡本議員。

○9番(岡本眞利子) 幕別市街地の場合ですと、商店街が活性化すると人が来るというよりも、地域を活性化することによって、商店街が相乗的に活性化に結びついていくのではないかと思います。そこによって地域づくりができてくるのではないかと思います。全体でしっかりと見ていくということでございますが、本町の現状では大変厳しいものがあると思っております。次年度以降は、事業のあり方につき、またこれまでの事業の検証をしっかり行い、補助金のあり方なども含めて対策を講じていくべ

きではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 補助金については、現状を変えることは考えておりませんが、やはり活性化にかかわるイベントという意味では、ことし、プレミアム商品券の発行にあわせて、商店街独自の事業展開をしていただきたいと、これは、私、経済部長の時代からお願いをしまして、新聞にも出ましたけれども、ようやくこういった動きが出てまいりましたし、これは札内でも連動してやっていたらいい。あるいは、ことしは千代田通が舗装になったということで、千代田通に面したところもイベントをやっていたらいいということ、こういうことが出てきました。さらには、商工会と、この間、役員が見えましてお話しした中では、はしご酒ということ、飲食店の協力を得て、夜のイベントとして実施していきたいという、そんな話もありましたので、ようやくこの活性化の芽が出てきたなというふうに思っておりますので、これが継続されてにぎわいが出てくるのがまず一番であろう。それに伴って、にぎわいが出ることによって、商店街も潤う可能性があるであろうというふうな期待をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 私も町長と同じ考えでございまして、やはり商店街が活性化していくと、またそこにお金が落ちていき、また潤ってくるということにもなっておりますので、しっかりとその点は進めていただきたいと思います。

では、4番目の質問でございますが、商工会また周辺企業と商店街との行政を含めた意見交換ということで、こちらは既にもう町長も入りながら意見交換がなされているということで、安心したところでございます。

1点だけお聞きしたいのが、町内の若い商工業経営者や商工会の方々の多くは商工会青年部に加入されていると思いますが、経営についての研修また各種イベントなどを通して、町の活性化そして本町地域の将来について不安の声などが出ていないのか、どのような意見が出ているのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにまちづくりにおいて、特にイベントについては、本当に商工会の青年部なくしては、イベントは成り立たないぐらい本当に一生懸命やっていたらいいわけでありまして、特に夏フェスタ、これは本当に裏方の主役と言っていいぐらい、本当に一生懸命やっていたらいいわけでありまして、それだけに、この町を、幕別町という町を何とか元気にしていきたいと、そういう思いでやっています。ただ、やはりそれぞれの経営もありますので、最近ちょっと疲労気味かなというところもあって、なかなかこれ以上事業を拡大して頑張っていけるという状況にはありません。ただ、この町を悲観しているわけでもなくて、しっかりとやっぱりこの町の活性化に自分たちが役立っていきたい、そういう思いでやっていますので、特に今、悩みと云えば、やっぱり自分の商売をいかに拡大していくか、景気をよくしていくかということであって、まちづくりの上では、本当にやってやろうという気持ちで本当にやっていますというように思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町の活性化はやはり行政だけが頑張ってもどうにもならない、また、個々のお店自体もしっかりと経営方針を立てながらやっていかなければ、活性化にはつながらないと思いますので、今後もしっかりと町とそして商店街との連携も進めていただきたいと思います。今回も、次年度の商工会に対する補助金の要望も出ているわけですので、商工会としても危機感を感じているのではないかと思います。したがって、業種の壁を越えて研修や情報交換などをすることによって、横のつながりも広がることになると思いますので、今後もさらにしっかりと、各種団体と連携を組んでいただきたいと思います。

続きまして、5番目の質問に移りたいと思います。

市街地にぎわいづくり等の支援事業の計画はということでございますが、こちらは先ほども答弁にございましたが、新しいイベントなども考えていらっしゃるということであります。とにかく、高齢者また主婦、子供たちが集える本町地域にぜひともしていただきたいという思いでございます。例えば盆踊りでございますが、盆踊りも本町地域の方はもちろん知っております。また、人数もだんだん減ってきているのではないかと思います。札幌地域の方に聞くと、盆踊りなんてやっているのという声がございます。ですから、本当に札幌とこの本町の空間がすごくあるのだなというところを感じるところでございます。これもいろいろな問題があるかと思うのですけれども、本町地域でこしは盆踊りをやると来年は札幌地域というような、こういうふうに交代交代にもするようなこともできないのかな。もちろん簡単にはいかないと思います。しかしながら、やはり同じ幕別町内で、忠類は忠類でさらに独自でやっていますよね、幕別地域というところを見ると、札幌と本町地域がある中で、本町でそのようにやっても札幌の人は全然知らないということになりますので、やはり、次の年は札幌でやると、そのことがわかって札幌の人が本町に来て、また盆踊りを見たり参加したりということもあるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 盆踊りにつきましては、実行委員会にやっていただいておりますので、私の口からどうこうということは、明確なお答えはできませんけれども、ただ、歴史を振り返ると、かつては札幌でもやっていたわけで、それができなくなったというのは、やはり参加者の問題があったり、あるいは主催する側の大変なご苦労があったりして、今の1か所開催というふうになっているのかなというふうに思います。それと、私は決して、観客含めて参加人数が減っているという印象を持ってなくて、去年、こし、特にこしなどは非常に多かったなというふうに思っておりますので、そこはさらにこの勢いで、さらに観客あるいは参加者がふえればよいなと期待をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） そうですね、やはり、たくさんの方がこの本町地域に来て、イベント等に参加をしていただくということは重要であります。それをアピールするのは町長であると思いますので、町長がもっともっと目立つようにアピールをしていただいて、たくさんの方が来ていただけるような一つのイベントとして、また一過性にはならないような、持続できるようなイベントとしていただきたいということを申し上げたいと思います。

では、6番目の質問でございます。

6番、7番ということで、ちょっと重なっている部分もあるのですが、人口減少と定住対策について新たな方策を見出しているのかということで、うちの町では、40代未満の職員で構成されているプロジェクトチームが設置され、新しい政策など検討会が行われているということでございますが、若い職員の意見がどれだけ斬新か、期待するところがあるのかということでございますが、どのような頻度で開催をされ、どのような事業の検討がされているのか、言える範囲で結構でございますので、お知らせいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 本町の職員の若手職員で「まくラボ」というものをつくって、相互研修と申しますか、ことをやっております。これまでたしか4回ほど開催しているかというふうに思いますけれども、中身としましては、町の今進んでいる事業、予算等に対しての意見交換だとか、まちづくりの考え方、それとあと、きのう、ご質問なんかにありましたけれども、政策評価だとか、そういうことに対して勉強会をしているというような実態でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 若い人の考えというのは、本当に私たちが思いつかない、ここにずっと古く住んでいるとどうしても今までの観念がずっと離れないというところもありますので、若い人たちの柔軟な考えをぜひとも入れていただいて、新しい政策へとつないでいただきたいと思います。どこの町

でも、この人口減少とまた定住ということには大変苦勞をしております。これといった特効薬というのがないわけでありますので、今後はタイムリーな事業をしっかりと展開していただきたいというところでございます。

最後の7番目なのですが、活性化と過疎対策にはさまざまな事業の取組が必要だが幕別市街の元気なまちづくりに何を優先すべきかというところでございます。

活性化と過疎対策は、ほかにも景観や道路のアクセス、そして観光と、さまざまに考えられると思います。この国道38号線のバイパス計画、これは昭和48年に北海道が都市計画を策定し、53年に今のバイパス計画が表面化をし、その後、計画が塩漬けになったままで、38号線を4車線の要望をしつつ、何十年も経過してきたと伺っております。道東自動車道の開通後の交通体系のあり方なども関係してくると思いますが、その後、北海道開発局との協議について、現時点でどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、道東道が阿寒まで行きました。そして、これが釧路西インターまで通ずることによって、ほぼ平年ベースのというか、完成後に近いような形での交通量というのが出てくるのだろうと、そういう認識でおります。これは、開発局とも同じ認識なのですが、それまでの間、国道38号のその止若橋のところの交通量が、年々どうなっていくのかということをやまずは観測していきましょうやと。そして、釧路西まで行ったときに、国道38号と道東道がどういう役割を担っていくのかということを見きわめた上で、現道あるいはバイパスの整備について方向性を出しましょうやということになっておりますので、今のところは交通量の推移を見ながら、部分的な改修はやりませんが、大規模な改修については状況を見ているというところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 総合計画では、安全、快適な道路の交通環境の整備を大きな目標に掲げております。国道38号線は、幕別市街地の出入り口でもあります。38号線は、昨年台風被害で通行止めになりました。また、止若橋で車両事故で交通規制がしかれました。このようなことを踏まえまして、町としてどのような手だてを考えているのかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町としてと言いましても、国道を町がどうこうできるほど力はありませんので、いかに今の現道の整備であったり、あるいはバイパスが完成形を見るかということに尽きるのだというふうに思っているところであります。したがって、先ほど言いましたように、現状の道路、現道の国道38号がもっと改善すべきところがあるのであれば、改善は要望していかなければならないというふうに思いますけれども、根本的に、現道を生かした整備をするのかとか、バイパスを早期にやるのかやめるのかということは、今の段階では難しい、先ほど申し上げましたように、釧路西まで開通した後において判断しなければならないというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 国道に対して、町がという思いがあってもなかなか進まないところもあるかと思うのですが、では、町道、うちの町の道路についてお伺いしたいと思います。

ことし、千代田通が駅前通までの歩道や道路が整備されましたが、沿線の商店街や住民の方々にも大変喜ばれております。商店街ではイベントを開催いたします。きのうの新聞にも、一般紙にも出ておりました。また、チラシも一生懸命新聞に折り込みをしております。そのような中で、活性化につながるという努力は大変しているところなのですが、しかしながら、幕別市街地には、道道幕大線、道道幕別停車場線、町道幕別大通、幕別本通が交差する5差路があります。つまり、複雑で通過するのに少々時間を要する交差点が点在しております。この交差点の不便さを住民は少なからず感じていると思います。したがって、中心街のこの交流人口も減り、中小企業の廃業が目立ちます。ことしの中小企業白書にも出ておりますが、2016年の中小企業の休廃業解散は2万9,583件、倒産の8,446件を大幅に上回り、過去最多ということで出ております。高齢化した経営者が事業継承を断念するケー

スが、一段とふえているということでございます。そのような中で、その交差点も、以前あった酒屋さん、また床屋さん、そして呉服店、銭湯、クリーニング屋さんと、中小企業が次々と閉店してしまうということになりました。これは、負の連鎖が続いているのではないかと思います。このまま黙って見ているだけでしょうか。この不便な5差路を大々的に改良することも、優先順位の上位に位置付けすることができるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 優先順位に入るのではないかとということでありまして、その5差路の解消によるメリットというのは、余り浮かんでこないですね。確かに待ち時間は、今は信号が三つということになりますから、それが二つになることで早くはなるのですが、逆に、すすり行くよりは止まってもらって買い物してもらったほうがよっぽどいいのかなと、そんな気もしないわけではないわけでありまして、やはり改良するのであればそれなりの効果、今、盛んに事業効果が求められるわけで、それがきちっと点数として出なければ、これは改良するといっても多分、道の事業になると思うのです。斜めに来ているのを廃止して、多分、十字路にするということになりますから、そこまで道がやってくれるか、改良をやるだけの点数が出るかどうかということがありまして、私は、そんなにあの5差路が不便だというふうには感じておりませんし、それを十字路にしたところで、負の連鎖というのはハードから来ている負の連鎖ではなくて、経営面から来ている負の連鎖でありますので、そこも、連鎖が止まるかと言ったらそうは思えないわけでありまして、ただ、それが本当に広いエリアで活性化をやっていこうといったときに、どうしてもあの5差路の改修をしなければならなくなればまた別でありますけれども、今そのエリアも決まっていなくて、どういったことをやるかということも決まっていなくて、商工会が今議論しておりますので、その議論の中で、果たしてどう考えているかということも当然重要なことになってまいりますので、先ほど来申し上げておりますように、商工会の議論を待ちながら、見きわめながら、我々も一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町長の言うこともわかるのですけれども、この5差路、お店があって買い物でもしてくれるといいということなのですけれども、その買い物をするところがなくなってきているということが、私は危機感を感じるわけでございます。したがって、そこでお金を落としてくれて、うちの町が潤ってくれればいいのですけれども、そのお店がどんどんとなくなっていくということが危機感だというふうに私は申し上げているわけであるのですけれども、とにかく、この不便な交差点、5差路ですけれども、すぐにはいかないとは思っているのですけれども、前段でも申し上げたように、バイパス化や交差点の改良なども頭に入れていただき、また商工会ともしっかりと話していただきまして、この道路の管理者に町長がしっかりと訴えていただけることを信じまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩いたします。

14:35 休憩

14:45 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○10番（東口隆弘） 通告に従いまして、一般質問を行います。

認知症予防の対策についてでございます。

高齢ドライバーによる交通事故、徘徊による行方不明、誰にもみとられることなく逝く孤立死、「認

知症」が一因とみられる事件・事故が年々多発しています。

平成 27 年 1 月に国が策定した「認知症施策推進総合戦略」いわゆる新オレンジプランでは、我が国の認知症の人の数は、2012 年で約 462 万人、65 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人と推計しております。そして、その数は団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年には約 700 万人前後になり、65 歳以上の高齢者に対する割合は現状の 7 人に 1 人から 5 人に 1 人に上昇すると見込まれております。

厚生労働省では、2025 年における認知症の予備軍とされる軽度認知障害（MCI）の数は明らかにしていませんが、580 万人を超えるとの試算もあり、65 歳以上の実に 3 人に 1 人が認知症あるいはその予備軍になるという「認知症 1,300 万人時代」を迎えようとしております。

新オレンジプランでは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すという基本的な考え方を示し、施策の方向として七つの柱が掲げられております。中でも、認知症の早期発見、早期治療が重要と考え、以下の点について伺います。

①町の現在の要介護認定において、認知症と判定された人数と 65 歳以上高齢者に対する出現率は。また、同様に 40 歳から 64 歳までの人数と出現率はどうか。

②「第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられた認知症の総合的な対策への取組の実績と評価について。

③現在策定が進められている「第 7 期介護保険事業計画」において、本年 7 月に数値目標が更新された新オレンジプランを受け、どのように施策を推進しようと考えているのかについて伺いたい。

④軽度認知障害（MCI）の状況で何もしないでいると、3 年から 4 年後には半数以上の人認知症を発症するといわれている。認知症の新たな発症を防ぐためには、MCI の人を早期に発見し、予防することが重要といわれている。

認知機能テストを行い、MCI の人を早期に発見し、道内 23 の市町村で、管内では上士幌町、士幌町、浦幌町、池田町、音更町、更別村の 6 町村で取り組んでいる「地域まるごと元気アッププログラム（略称：まる元）」に取り組む考えはあるのか伺います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「認知症予防対策について」であります。

国では、高齢化の進展に伴い増加する認知症高齢者への対策として、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、平成 27 年 1 月に「認知症施策推進総合戦略」、新オレンジプランを策定し、本年 7 月には、第 7 期介護保険事業計画の策定に合わせ、数値目標の設定を 32 年度末とする見直しが行われております。

本町の認知症対策については、現計画である「第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において各種施策を実施しているところでありますが、現在、策定を進めております平成 30 年度から 32 年度までを計画期間とする「第 7 期計画」では、新オレンジプランの数値目標の内容を踏まえ、幕別町介護保険運営等協議会においてご審議をいただいているところであります。

ご質問の 1 点目、「要介護認定において認知症と判定された人数と 65 歳以上高齢者に対する出現率、40 歳から 64 歳までの若年性認知症患者数・出現率は」についてであります。

本町の 65 歳以上の要介護認定者のうち、要介護認定において認知症自立度Ⅱ以上で認知症ありと判定された方は、本年 10 月末現在で 1,044 人であり、65 歳以上の人口 8,402 人に対する出現率は 12.4%であります。

また、40 歳から 64 歳までの要介護認定者のうち、同様に認知症ありと判定された方は、10 月末現在で 19 人であり、40 歳から 64 歳までの人口 9,094 人に対する出現率は 0.2%であります。

ご質問の 2 点目、「「第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられた認知症の総合的な対策への取組の実績と評価について」であります。

現計画では、認知症対策として、「認知症ケアパスの作成・普及」「認知症初期集中支援チームの設置」「認知症地域支援推進員の配置」「徘徊高齢者家族支援事業の実施」及び「認知症サポーターの養成」の五つの主要事業を掲げております。

一つ目の「認知症ケアパス」は、認知症を発症したときから、その症状が進行する状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示す手引であり、本町では平成 27 年度に「認知症ケアパス」を作成し、ご家族からの相談時に活用するとともに、ケアマネジャーを対象とした研修会や出前講座などさまざまな機会を捉えて周知を図っております。

二つ目の「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方やその家族に早期にかかわることで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制であり、本町では昨年 10 月に、地域包括支援センターと委託先である大江病院の医師、医療系及び福祉系職員等の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、医療支援だけではなく、介護や生活環境の改善につなげております。

三つ目の「認知症地域支援推進員の配置」は、認知症の方への支援を効果的に行うため、医療機関や介護サービスとの連携を図り、地域の実情に応じた認知症ケア向上のための取組を推進するもので、本町では平成 27 年度に町の保健師を認知症地域支援推進員として配置し、現在 8 名の推進員が認知症の人やその家族からの相談、支援業務を行っております。

四つ目の「徘徊高齢者家族支援事業」については、「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」以前から、現在も継続して実施しており、認知症高齢者が徘徊した場合に、人工衛星と携帯電話の電波を活用し、早期に発見するために探知機を貸与する事業で、現在、6 名の方が利用されております。

五つ目の「認知症サポーターの養成」も同様に、「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」以前から継続して実施しており、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を支援するボランティアを養成する事業で、本年 11 月末までに、1,910 人の認知症サポーターを養成しております。

現計画に掲げた認知症対策に係る主要事業については、計画期間中に全て実施しており、また、要介護認定者に占める認知症の方の割合は、平成 27 年 9 月末では 64.8%、本年 9 月末では 63.2%と 1.6 ポイント減少したところであり、今後も認知症対策に係る重要な事業として取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「「第 7 期介護保険事業計画」において、新オレンジプランを受け、どのように施策を推進しようと考えているのか」についてであります。

新オレンジプランにおいて、本年 7 月に数値目標が更新された 11 項目の認知症施策のうち、市町村が取り組む「認知症サポーターの養成」では、全国の養成者数の目標値が、現行の 800 万人から平成 32 年度末には 1,200 万人に引き上げとなり、「認知症カフェ等の設置」では、地域の実情に応じて設置することとされておりましたが、32 年度末には全市町村で設置することとなりました。

また、「認知症初期集中支援チームの設置」と「認知症地域支援推進員の設置」については、全市町村が設置することとされていた目標が、平成 32 年度末には、全市町村が設置した上で、さらに先進的な事例を参考に、地域の実情に応じて効果的な取組を推進することとされております。

本町の次期計画における「認知症サポーターの養成」につきましては、本町の実情にあった養成人数の目標値を設定するとともに、特に、本年度改訂された新中学校学習指導要領の「技術・家庭科」の項目の中で、「介護など高齢者とかかわり方について理解すること」などが明記されたことから、新たに中学校での養成講座の開催などにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、「認知症カフェ等の設置」につきましては、本年 9 月に幕別地域の民間事業所において本町ではじめてとなる認知症カフェが 1 か所設置されたところではありますが、札内地域においても 1 か所が設置に向けて準備中とお聞きしており、次期計画においては、認知症カフェの設置をさらに推進し、認知症の方を支える地域づくりを施策の一つとして位置付けしてまいりたいと考えております。

このほか、「認知症初期集中支援チームの設置」と「認知症地域支援推進員の設置」につきましては、次期計画においても継続して実施するとともに、新オレンジプランの見直しの内容を踏まえ、先進事例を参考に調査研究を進め、本町の実情に合った効果的な取組につなげてまいりたいと考えてお

ります。

ご質問の4点目、「「地域まるごと元気アッププログラム」に取り組む考えは」についてであります。

地域まるごと元気アッププログラムとは、高齢者の運動機能の維持・向上や認知機能低下の予防を目的として、事前に体力測定と認知機能テストを実施し、健康運動指導士の指導のもと、高齢者の身体能力に合わせて脳を活性化する軽運動を行い、高齢者の健康づくりを支援するプログラムであり、ご質問にもありましたように、現在、十勝管内では6町村で取り組まれております。

本町では、認知症予防事業として、軽度認知障害(MCI)を早期に発見し、初期段階での治療による認知症の進展を予防するため、平成26年度から、MCIを検査する「脳力テスト」を実施しており、脳の機能のうち、記憶、注意、言語、視空間認知、思考の五つの知的機能を測定し、自分の認知レベルを知ってもらうとともに、認知症やMCIに対する知識を習得していただいております。

また、「脳力テスト」の参加者を対象として、認知機能の活性化を図ることを目的とする「脳きたえーる塾」を開催し、約1か月間に及ぶウォーキングなどの運動プログラムの目標や計画を高齢者みずから考え、記録をつける際も計算をしながらグラフを作成するなど頭を使うことで、認知症に強い脳をつくるという事業であります。

「脳力テスト」は幕別、札内、忠類の3か所で実施し、昨年度は43人が参加、「脳きたえーる塾」は幕別、札内の2か所で実施し、昨年度は27人の高齢者に参加していただいております。

このほか、要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に、運動機能向上及び閉じこもり予防を目的とする「お達者サロン」や「わくわく体操教室」を、元気な高齢者を対象に、介護予防のための運動教室である「老福リフレッシュ体操」や「福寿フィットネス」などのさまざまな事業を、幕別、札内、忠類の3地域で、専門職による指導のもと、通年で実施しております。

今後は、「まる元」を実施している町村の事業効果を検証するとともに、効果的な認知症予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 東口議員。

○10番(東口隆弘) それでは、再質問をさせていただきます。

今回のテーマといいますか、一般質問に選んだのは、認知症予防についてでございます。これは、私にも言える話で、認知症にはなるべくなりたくはないと思っておりますが、来る道なのかなという心配もありまして、質問をさせていただきます。

それで、1番目の、認知症と判定をされた人数に関してですが、要介護申請を受けた方の人数ということで答弁をいただいております。それで、国の推計では、65歳以上の高齢者7人に1人の方が認知症と推計をしていると。また、町の回答では12.4%、それだけ認知症にかかっている方が、本町は全国平均よりも少ないということになるかと思うのですが、実はこれ、要介護認定を受けたから知り得る数字なのだろうというふうに思うわけです。実は、潜在型の認知症の方というのは、40歳からもう既に、検査をすれば見つけ出すことができるということになるそうです。それで、先ほども、質問番号というか、それには重なりますが、脳力テストも含めた中で認知症を発見するというようなことになりかと思うのですが、その潜在型の人数というのは、把握できないかもしれませんが、どのような考えを持っておられるかお伺いをいたします。

○議長(芳滝 仁) 保健課長。

○保健課長(白坂博司) 潜在型の人数についてということでもありますけれども、国のほうの推計値も、実は筑波大学を中心とした研究の中で、全国10町村のみ、のみというとあれですね、10町村を調べて、認知症の有病率ですとかそういったものの推計値をはじき出して、それを全国の人口に掛け合わせたというような数字であるということでありまして、特段、広い範囲で調査をしたというものではないという状況なのですけれども、私どもの町としましても、町全体としてそういった潜在的な方も含めての調査というのはちょっと行ってはおりませんので、人数の把握ということ言えば、ちょっと

と私どもとしては把握していないというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） まさしくそのとおりだと思います。私が認知症ですと手を挙げる方は、絶対をつけることはしませんけれども、いないわけですよ。家族の者、周りの人たちが気がついて、それで要介護認定を受けるかどうかという審査にかかっていく流れになるわけですよ。ですから、その40歳、何歳からと言い切るのはどうかとは思いますが、40歳になったら認知症検査というものを受けられるような体制というのは今あるのか、もしくはこれからやるのかということをお伺いをします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 40歳からということでの検査というのは、今のところは予定はしておりません。先ほど答弁にもありましたように、脳力テスト、そちらのほうが65歳以上ではあるのですが、そちらのほうを活用して、そういった方が見つければ支援のほうにつなげていくというようなことで、今のところ考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 40歳というのはまだまだ元気盛ん、仕事も中心的になってやる年代ですから、そういうことはないのかなとも思ったりもします。ですが、つまり、脳力テストを65歳からではなく、もっと早い時期に行うというか、やれる、受けることができるような体制をとっていくことによって、認知症予備軍もしくは軽度の認知症の場合は、治療することによって認知症になる時期をおくらすことができるということは既にもう言われているわけですから、町としても取り組む考えはありになりますか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに、早いうちから認知症になってしまうと大きく重病になってしまうことは考えられることであります。特に、認知症に対しましては、若年性においては病気が主なものであります。運動、ふだんの食生活、食事習慣、運動習慣、生活習慣、こういったことからやはり認知症になる可能性というのは十分あると思います。そういった面では、そういった部分の運動習慣も合わせながら、若い方を対象にした認知症に対する検査というものを合わせた中で取り組むことも、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 検討ではなくて、ぜひともやっていただきたいというふうに思うわけです。

それで次、2番目、第6期高齢者福祉計画それから介護保険事業計画ということで、これは多岐にわたります。それで、私からは、今回の一般質問で介護保険について質問をするわけですが、計画に基づいてさまざまな事業が行われてきているのはわかりました。この中で、3点目の認知症地域支援推進員の配置については、認知症の方またその方を支えるご家族の相談や支援を行う大切な取組だと思っております。が、町のホームページを見ても認知症事業また予防事業について六つの事業が書かれていますが、私が見つけられなかったかのかどうかちょっとわかりませんが、この事業についての記載がないように思っています。困っている方が、どのような相談窓口があるのかをホームページで見て調べることもあるとは思いますが、このことも明確にするべき必要があると思うのですが、今の実態とこれからの考え方、明示の仕方ということをお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 認知症地域支援推進員の関係なのでありますが、確かにホームページ等での紹介という形はちょっととっておりませんので、それについては、今後ホームページ等含めまして、早急に取り組んでいきたいと思っております。こちら、介護保険の地域包括支援センターの中にこの推進員の方がいらっしゃるというか、その職員が推進員となっているということなので、総合窓口ということで、もともと介護全般に相談を受けた中で、認知の話が出てくれば、その支援員が対応をしているというような状況でありますので、そういったところで町民の方には、推進員ですというような形

で取り組んではいるのですけれども、周知としましては、今後ちょっとホームページのほうに早急に載せるような形で対応したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） お願いをいたしたいと思います。

それで、次の3番目の質問にも重なるところがあるのですが、地域包括支援センターの中に支援員の方がいると。それで、きのうも一般質問の中で、地域包括支援センターというものが役場の中にあるのは、私も住民の方々も知っているだろうとは思いますが、どんな仕事、つまり相談事だとか、どのようなことを実はやっているのか、受け付けているのかというのが、住民の皆さんに、周知の程度と言いますか、周知をされているのかどうか、役場のお考え、担当の考えをまずお伺いをいたします。多岐にわたるのはわかります。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 地域包括支援センターの周知ということでありましてけれども、例えば、パンフレットのほうに地域包括支援センターというような名称をうたった中で、どういったことをやっていますとか、そういったものをつくって配布というのをしております。あとは、出前講座とか含めて活動についての内容については、周知のほうを今のところ図っているというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） パンフレットを私持っておりますし、それから、認知症サポートガイドという、かかった人はとかは包括センターに相談をなささいとかという流れを持ったパンフレットも持ち合わせておりますけれども、本当に困った人というのは、本人ではなくて、家族の方であるとか、徘徊をされて迷惑をこうむった方々、迷惑をこうむるという表現はあえて使いますけれども、そういう方々がいろいろな方法、手段をとることができるという包括センターですよ。相談をすることによって、できるということを認識してもらおうことが、非常に大切なことだろうと。役場の中ではありますよ、こんなこともしますよ、あんなことも受け付けますよという、それから病院も紹介しますよ、サポーターの方も派遣をさせていただきますよというような方策は持っていますが、住民の方が、どこまでやってくれるのか認知をしていなければ何もならない。ちょっと極端ですけども。そういうものだろうと思いますので、周知の部分もこれからも十分にしていきたいというふうに思います。

次、ばらばらと質問をしておりますが、3番目の認知症カフェのことについてお伺いをいたします。本町地区で民間の事業者の方が1か所開設をしているということです。それから、札内地区もこれから立ち上がるであろうというご答弁でございましたけれども、この認知症カフェというのは、非常に、地元において、地元で生活をし、それで地元の人たちと顔を合わせながら楽しいひとときを過ごせる場所であろうと。認知症を発症してしまうと家庭にこもりがちになるというのが常だろうというふうに、そういう方を引き出すというか、家の外に出すためにも大切な場所であろうというふうに思います。それで、今後の開設について、町は支援をするような考えというのはございますか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 認知症カフェに対します町の支援ということなのですが、現在1か所、既に幕別地域で開設しているところがあるのですが、そちらにつきましては、町の職員が出向きまして、来場者の方を対象に介護ですとか認知症などに係ります講話を行ったり、あと、今回なのですが、介護予防ポイント制度、こちらの登録者に対しまして、ぜひボランティアとして参加していただけないかということで、そういったご紹介をさせていただいているところであります。今後につきましても、人的支援と言うのでしょうか、ボランティア、お手伝い含めて、町のほうでもサポートした形で開設に支援をしていければというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） ぜひとも強烈的な支援をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

それで次の4番目、まる元についてです。これは、答弁書の中でいろいろと答弁をされているのはわかりました。最終的には、近隣の町村の動き等を見ながら考えていきたいというようなことです。

それで、もちろんお調べになっているから、私が一々こんなものですよなんていう話はしなくてもいいとは思いますが、まず、まる元、先ほど紹介をした町村で行っている講師という方が、NPO 法人ソーシャルビジネス推進センターというところまでございまして、健康運動指導士という方が、その町村に行って2時間ぐらい軽い軽運動、冗談を言いながらその時間を過ごす、そして移動して歩くというようなことだそうでございます。それで、実はと言ってもいいのだろうと思うのですが、本町の職員の中に、健康運動士という方がいるのですよね。もちろんご存じだとは思いますが、主査の方がいらっしゃると。それで、まる元を取り入れていないというのは承知のとおりであるのですけれども、運動士の方がいらっしゃるのであれば、ぜひとも取り組んでいただくという答えにはならないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 確かに今お話ありましたように、健康運動指導士が職員の中にも1名いるのですけれども、その職員につきましては、いろんな出前講座とかを通じて、お年寄り、高齢者の集まりに出向いて行って、その資格をもとにいろんな運動講座とか運動教室というのは実際に開いているところでもあります。町のほうで同様の事業として、先ほど町長の答弁にもありましたように、老福リフレッシュ体操、あと福寿フィットネスというのがあるのですけれども、こちら、業者のほうに今委託して実施している事業ではあるのですけれども、こちらにつきましても、インストラクターの方は、健康運動指導士の方が実際に携わって教室のほうを開いているということなので、健康運動指導士による教室ということ言えば、幕別、忠類地域、両方ともそういった形での開催は行っているというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） それでは、名称にこだわるわけではございません。まる元というものが目についたものですから、質問に出させていただいたわけでございます。ぜひとも、職員の方の持っている能力を十分に地域の住民の皆さんに発揮をしていただけるような状況というのが大切だろうと。名前にこだわるわけではないですから、どのぐらいのペースが一番いいのかというのものもあるのだろうし、ぜひともやっていただきたいというふうに思います。

それで、最後にいたしますけれども、高齢者というのは割と忙しいということが、実はわかったわけですね。いろいろなセミナー、セミナーとは言いませんけれども、そういう運動教室だとか、いろいろなサークルだとかというものに顔を全部出そうと思ったら、自分の時間がなくなるぐらい忙しいということはわかったわけですね。上手に高齢者の方には時間を使っていただくとか、選択をしながら、私も含めてそうですけれども、やっていかなければならないというふうに思ったわけです。

それで、2025年問題とまで言われているわけですね。団塊の世代の先輩たちが、幕別町でも、人口割合で言っても団塊の世代と言われる方が一番多いわけです。されども、高齢者人口の増大が待っているわけですが、団塊の世代と言われる人たちは高度経済成長を支えてきたことは、間違いのない事実であるということだと思っております。また、先輩たちは、私ですね、団塊の世代の人たちは、消費欲も旺盛であると。それで、社会にとっては重要な世代であるということは、もう間違いのないことだろうと。決して、2025年問題というような次元ではないという話をさせていただきたいのですけれども、その世代の方々が、認知症で、あるいはその予備軍になるというのであれば、それに対応したサービスや事業も当然求められることだろうというふうに思います。ヘルスケアや介護といった従来のジャンルに捕らわれない社会の対応が、認知症社会を支える上では重要なことではないかと思っておりますので、行政としても役場としてもそのような考えを持って、これから高齢化社会、それから認知症の方々が多くなってくであろうということを、考えを持って対応していただきたいと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

15：24 休憩

15：26 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第88号から日程第7、議案第92号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第88号から日程第7、議案第92号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第88号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第88号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に公布され、同法の附則により、平成29年10月1日から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されたこと、また、人事院規則の改正により再度の育児休業を取得する際の要件が緩和されたことなどから、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるように所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の3ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定したものであります。

同条第3号アの（イ）につきまして、「その養育する子が1歳6か月に達する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員」については、同条の例外として育児休業をすることができるとしているものであります。また、「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日」とする規定を追加し、育児休業を取得できる要件を緩和するものであります。

第2条の3につきましては、4ページの上から4行目になりますが、文言整理するものであります。

第2条の4につきましては、新たに追加する規定であり、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項におきまして、非常勤職員の育児休業の期間について、特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができることとされたことから、その要件を規定するものであります。

5ページをごらんください。

現行条例における第2条の4につきましては、条番号を繰り下げ、第2条の5とするものであります。

第3条、第4条及び6ページの第10条につきましては、一度育児休業が終了した場合の再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情について規定しているものでありますが、育児休業の対象となる子について、保育所等への入所ができない、いわゆる「待機児童」となった場合の規定を追加するものであります。

議案書の2ページをごらんください。

附則についてであります、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第89号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第89号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成29年度の税制改正におきまして、控除対象配偶者の定義の見直しが行われたこと及び都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年6月15日から施行されたことに伴い、固定資産税の課税標準の特例を規定することになったことにより、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の8ページをごらんください。

「幕別町税条例の一部を改正する条例の概要」について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

はじめに、町民税についての改正であります。

事項1、所得控除の名称の変更についてであります、条例附則第5条の改正になります。

改正内容につきましては、所得控除の名称の変更に伴い、条例の規定を整備するものであり、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものであります。

次に、固定資産税についての改正であります。

事項1、わがまち特例を定める規定についてであります、条例附則第10条の2第11項として新たに定めるものであります。

改正内容につきましては、緑地保全・緑地推進法人が取得した土地に対する固定資産税の課税標準に関して、軽減割合を規定するものであり、緑地保全・緑化推進法人が、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に取得した土地の固定資産税について、わがまち特例として平成30年度から平成32年度までの間に限り、課税標準を3分の2に軽減して課税しようとするものであります。

なお、この軽減割合につきましては、わがまち特例の範囲が2分の1以上6分の5以下であることを踏まえた上で、法の規定による参酌基準のとおり3分の2にするものであります。

議案書の3ページをごらんください。

附則についてであります。

第1条につきましては、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります、附則第5条第1項の改正規定に関しては、平成31年1月1日からとするものであります。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置について規定するものであり、平成31年度分以後の年度分の町民税について適用することを定めるものであります。

第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置について規定するものであり、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用することを定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第90号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第90号、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、説明資料の9ページをお開きください。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものであります。また、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の9ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第15条につきまして、第1項第2号中の「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、4ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第91号、幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第91号、幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の10ページをお開きください。

本条例につきましては、幕別町営土地改良事業の経費の賦課徴収を規定するものでありますが、平成 29 年 5 月 26 日に公布されました「土地改良法等の一部を改正する法律」により、引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 10 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 3 条につきまして、第 1 項中の「第 113 条の 2 第 2 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、5 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 92 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 92 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 6 ページ、議案説明資料の 11 ページをお開きください。

本条例につきましては、幕別町が管理する公営住宅の管理・運営に必要な事項を定めるものでありますが、「公営住宅法」「公営住宅法施行令」及び「公営住宅法施行規則」の一部改正により、公営住宅の家賃決定の際に必要な収入申告のうち、認知症である方や、知的障がいがある方のほか、省令で定める方について収入を申告することが困難な事情があると認めたときは、申告がなくとも毎月の家賃を決定することができるよう改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 11 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 15 条につきましては、公営住宅へ入居されている方の毎月の家賃を決定する方法に関して定めているものでありますが、第 1 項の上から 5 行目の「ただし、入居者からの収入の申告がない場合」の次に、「（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加えるものであります。

第 16 条につきましては、公営住宅へ入居されている方の毎月の家賃を決定するための収入申告の手続について定めているものでありますが、第 1 項では、「ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告することが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りではない」とする規定を加えるものであります。

また、「公営住宅法施行令」及び「公営住宅法施行規則」の改正により、引用する条項にずれが生じたことから、第 16 条第 2 項、12 ページになりますけれども、第 35 条及び第 36 条について、所要の改正をするものであります。

議案書に戻りまして、6 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日追加でお配りしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

現在、幕別町の年末年始の休日につきましては、地方自治法の規定に基づき、幕別町の休日を定める条例により12月31日から翌年1月5日までと定められております。

近年、年末年始における一般住民の活動やライフスタイルにも変化が見受けられることや、国、北海道、帯広市などの官公庁において、12月29日から翌年1月3日までを休日としているところがふえてきている状況を踏まえて、このたび、本町における行政事務の連携の効率化、公共施設の運営や窓口サービス等の向上、円滑化を図ることを目的として、年末年始の休日を国等と同一にするように、関係条例について所要の改正を一括して行おうとするものであります。

はじめに、議案説明資料の1ページをごらんください。

第1条第1号関係につきましては、幕別町の休日を定める条例の一部改正であります。同条例第1条第1項第3号に規定している町の休日について、「12月31日から翌年1月5までの日」を「12月29日から翌年1月3までの日」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の2ページをごらんください。

第1条第2号関係につきましては、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正であります。同条例第9号に規定している職員の勤務を要しない日について、「12月31日から翌年1月5までの日」を「12月29日から翌年1月3までの日」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の3ページをごらんください。

第1条第3号関係につきましては、幕別町職員の給与に関する条例の一部改正であります。同条例第12条に規定している休日勤務手当の対象となる年末年始の休日について、「12月31日から翌年1月5までの日」を「12月29日から翌年1月3までの日」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の4ページをごらんください。

第1条第4号関係につきましては、幕別町百年記念ホール条例の一部改正であります。同条例第4条に規定している同ホールの休館日について、「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の5ページをごらんください。

第2条第1号関係につきましては、幕別町立保育所条例の一部改正であります。同条例第4条第2号に規定している保育所の休日について、「12月31日及び1月2日から5日まで」を「12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の6ページをごらんください。

第2条第2号関係につきましては、幕別町立へき地保育所条例の一部改正であります。同条例第3条第2号に規定しているへき地保育所の休日について、「12月31日及び1月2日から5日まで」を「12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の7ページをごらんください。

第2条第3号関係につきましては、幕別町忠類へき地保育所条例の一部改正であります。第3条第2号に規定している忠類へき地保育所の休日について、「12月31日及び1月2日から5日まで」を「12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日」に改めるものであります。

次に、議案説明資料の8ページをごらんください。

第2条第4号関係につきましては、幕別町立学童保育所条例の一部改正であります。第4条第2号に規定している学童保育所の休日について、「12月31日及び1月2日から5日まで」を「12月29日から12月31日まで、1月2日及び1月3日」に改めるものであります。

議案書の1ページに戻りまして、附則についてであります。ただいまご説明いたしましたいずれの条例も、施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

なお、このほか、町の公共施設の年末年始の休館日等につきましては、規則にて規定しておりますので、本条例を議決いただいた後に、速やかに関係する規則の改正を行う予定であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第103号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例は、総務文教委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第9、議案第105号から日程第20、議案第114号までの12議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第105号から日程第20、議案第114号までの12議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第9、議案第105号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第105号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

本年度につきましては、本年8月8日に、国会及び内閣に対し人事院の勧告が行われたところであります。

勧告の主な内容といたしましては、公務と民間の給与比較の結果、昨年を引き続き月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、それらを引き上げるものであります。

月例給につきましては、平均0.2%を引き上げ、特別給につきましては、支給月数を年間で0.1か

月分引き上げ、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分するものであります。

本町における職員の給与につきましては、従前から国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところであり、本年度におきましても、国に準じて本条例の改正を行うものであります。

また、このたび地方自治体の給与条例を準用する他都府県の独立行政法人に対して、労働基準監督署から時間外勤務手当の算定に係る是正勧告がなされた旨の情報提供が総務省からありましたので、本町における時間外勤務手当の算定について、見直しをするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

議案説明資料の 11 ページをごらんください。

はじめに、改正条例第 1 条関係についてであります。

勤勉手当及び行政職給料表に関して、所要の改正を行うものであります。

第 17 条につきましては、本年度 12 月に支給する勤勉手当の支給率を改正するものでありますが、同条第 2 項第 1 号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100 分の 85」を 12 月に支給する場合には「100 分の 95」として、同項第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100 分の 42.5」を同じく 12 月に支給する場合には「100 分の 45」とするものであります。

12 ページをごらんください。

附則第 53 項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額支給率を改めるものであります。

別表第 1 につきましては、行政職給料表であります。400 円の引き上げを基本に改定するものであり、全部改正となります。

ただし、初任給につきましては、民間との間に差が生じていることを踏まえて、1,000 円の引き上げとし、若年層につきましても同程度の引き上げとしているところであります。

16 ページをごらんください。

次に、改正条例第 2 条関係についてであります。

第 1 条で改正した条文を平成 30 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給率が均等になるようにするほか、勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 13 条につきましては、勤務時間 1 時間当たりの給与額の算出方法について規定しているものであります。

現行における金額は、給料の月額に 12 を乗じた額を、週の勤務時間数に 52 週を乗じた額で除した額としておりますが、このたびの見直しにおいて、分子である給料の月額に、持ち家に係る住宅手当及び寒冷地手当の額を加算し、分母である勤務時間数から、祝日等に相当する勤務時間数を減じて算定するよう改めるものであります。

第 16 条につきましては、他の条文の改正に伴う文言の整理であります。

17 ページをごらんください。

第 17 条第 2 項につきましては、平成 30 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給率を均等にする改正であり、同項第 1 号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして、6 月及び 12 月ともに「100 分の 90」に改めるとともに、同項第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を、6 月及び 12 月ともに「100 分の 42.5」に改めるものであります。

附則第 50 項から附則第 53 項までにつきましては、6 級の職員で 55 歳を超える者、いわゆる特定職員に対する給料月額の減額措置が平成 29 年度をもって廃止されるので、関係する条文を削除するものであります。

議案書に戻りまして、7 ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてであります。第 1 条第 1 項につきましては、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

ただし、改正条例第2条及び附則第4条から第6条までの規定の施行期日につきましては、平成30年4月1日からとするものであります。

同条第2項につきましては、改正条例第1条における行政職給料表の適用期日について規定するものであります。平成29年度における人事院の勧告では、4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があるとしていることから、この公務と民間との較差相当分を調整するため、平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

第4条から第6条までにつきましては、本条例の附則第50項から第53項までの改正に伴い、当該条文を引用しております関係条例について、文言の整理を行うものであります。

それでは、議案説明資料の20ページをお開きいただきたいと思っております。

附則第4条関係についてであります。 「幕別町職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正するものであり、給与条例附則第50項を引用する幕別町職員の育児休業等に関する条例附則第6項から次のページになりますが第9項までを削除するものであります。

次に、議案説明資料の22ページをごらんください。

附則第5条関係についてであります。平成18年度における給料表の改正に伴う経過措置を規定している「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものであり、附則第7条について、給与条例附則第50項を引用する文言を削除するものであります。

次に、議案説明資料の23ページをごらんください。

附則第6条関係についてであります。平成27年度における給料表の改正に伴う経過措置を規定している「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものであり、附則第3項について、給与条例附則第50項を引用する文言を削除するものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、本年11月27日に職員組合と協議が調っているところであります。

なお、この給与条例の改正により本年度の影響額につきましては、共済費を除きまして、総額で950万6,000円の増となる見込みであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第104号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第11、議案第106号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第104号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第106号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第104号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の2ページ、議案説明資料の9ページをごらんいただきたいと思っております。

本条例につきましては、平成29年8月8日に行われました人事院勧告に準じて一般職の給与改定を

行うことに伴い、特別職の期末手当の支給率の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を合計で0.1か月分引き上げるものであります。

ただし、本年度につきましては、6月の期末手当は支給済みでありますので、12月に支給する期末手当の支給月数を0.1か月分引き上げるものであります。

議案説明資料の9ページをごらんください。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正条例第1条関係は、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.1か月分引き上げるものであり、第4条に規定しております12月に支給する期末手当の支給率を「100分の220」から「100分の230」に改めるものであります。

次に、10ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成30年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。

第4条に規定しております6月に支給する期末手当の支給率を「100分の210」から「100分の215」に、12月に支給する期末手当の支給率を「100分の230」から「100分の225」に改めるものであります。

議案書の2ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとし、平成29年12月1日から適用するものであります。ただし、改正条例第2条の規定は、平成30年4月1日からの施行とするものであります。

次に、議案書の8ページ、議案説明資料の24ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第106号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましては、前段ご説明いたしました議案第104号と同様に、6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を合計で0.1か月分引き上げるために、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の24ページをごらんいただきたいと思っております。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正条例第1条関係は、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.1か月分引き上げるものであり、本年度12月に支給する期末手当の支給率を「100分の262.5」から「100分の272.5」に改めるものであります。

25ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成30年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。

第2条に規定しております6月に支給する期末手当の支給率を「100分の167.5」から「100分の172.5」に、12月に支給する期末手当の支給率を「100分の272.5」から「100分の267.5」に改めるものであります。

議案書の8ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとし、平成29年12月1日から適用するものであります。ただし、改正条例第2条の規定は、平成30年4月1日からの施行とするものであります。

なお、これらの改正によりまして、6月及び12月の期末手当の支給月数の合計は、4.3か月分から4.4か月分となります。本年度の影響額につきましては、三役合計で年間24万4,000円の増額、議会議員で年間44万9,000円の増額となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 104 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 106 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、16 時 15 分まで休憩いたします。

16 : 03 休憩

16 : 15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12、議案第 94 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 94 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

「過疎地域自立促進市町村計画」いわゆる「過疎計画」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、過疎地域に指定された市町村が、地域の自立促進を図ることを目的に、必要な事業を実施するために策定する計画であります。

このたび、現行の過疎計画に記載されていない事業の追加が生じたことから、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき、過疎計画を変更するものであります。

議案書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

別紙、「幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）」であります。過疎計画の変更内容についての新旧対照表でありまして、表の左側から、変更箇所、変更前、変更後となっております。

表右側の変更後の欄をごらんください。

「（3）計画」の「自立促進施策区分 5 医療の確保」の「事業名（1）診療施設」に、事業内容として「忠類歯科診療所医療機器等整備事業」を追加するものであります。

この事業につきましては、過疎対策事業債の対象とするためには、過疎計画への適切な項目への掲載が必要となりますことから、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議決を求めます。

なお、北海道との事前協議につきましては、11 月 22 日をもって協議を終え、異議がない旨の回答をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第107号、平成29年度幕別町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第107号、平成29年度幕別町一般会計補正予算第8号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ847万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ164億817万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費44万9,000円の追加であります。

人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費10万8,000円の追加であります。

時間外勤務手当の勤務1時間当たりの単価の算出方法の変更に伴う人事給与システムの改修に要する費用を追加するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費328万2,000円の追加、あわせて6目老人福祉費63万4,000円の追加、さらに7目後期高齢者医療費40万円の追加であります。

いずれも、関係する各特別会計への繰出金であります。

6ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費380万7,000円の減額、あわせて6目水道費774万3,000円の減額であります。

いずれも、関係する各特別会計への繰出金であります。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費2,471万7,000円の減額であります。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

9款1項消防費、1目常備消防費223万6,000円の追加であります。

人件費などに係る「とちろ広域消防事務組合分担金」の追加であります。

7ページになります。

12款職員費、1項1目職員給与費3,763万7,000円の追加であります。

2節につきましては、人事院勧告に基づく給与改定や職員の人事異動、さらに育児休業などに伴う所要の費用を補正するものであります。

3節につきましても、人事院勧告に基づく期末勤勉手当の改定のほか、人事異動等に伴う補正であります。細節11につきましては、衆議院議員総選挙事務や台風18号による災害対応などの事務量の増加に伴う追加であります。

4節から8ページの19節までにつきましても、同様に給与改定や人事異動等に伴う補正が主なものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 847 万 9,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 108 号、平成 29 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）から日程第 20、議案第 114 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 7 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 108 号、平成 29 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 328 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 36 億 1,878 万 3,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 328 万 2,000 円の追加であります。

人事院勧告に基づく給与改定や人事異動、さらに時間外勤務手当等に係る人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 328 万 2,000 円の追加であります。

人件費の追加に伴う一般会計からの繰入金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、12 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 109 号、平成 29 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 79 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 3 億 8,409 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、13 ページ、14 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 79 万 6,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 40 万円の追加であります。

一般会計からの繰入金であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 39 万 6,000 円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、22 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 110 号、平成 29 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 90 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 24 億 9,828 万 7,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、23 ページ、24 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

27 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 49 万 1,000 円の追加、あわせて 3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 36 万 7,000 円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

28 ページになります。

4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 5 万円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

25 ページまでお戻りいただきたいと思ひます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 1 万 3,000 円の追加であります。

現年度分の追加であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 19 万 7,000 円の減額であります。

平成 28 年度の繰越金の確定により、東部 3 町からの負担金を減額するものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金 1 万 9,000 円の追加、あわせて 26 ページになりますが、6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 9,000 円の追加であります。

いずれも、地域包括支援センターの運営に係る国と道の負担割合に応じた追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 63 万 4,000 円の追加であります。

3 節につきましては、地域包括支援センターの運営に係る町の負担割合に応じた追加であり、5 節につきましては、人件費分に係る補正であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 43 万円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、35 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 111 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 3 億 7,087 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、36 ページ、37 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

39 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 29 万 9,000 円の追加であります。
人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

38 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 774 万 3,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 741 万 2,000 円の追加であります。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 63 万円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、45 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 112 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 291 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 10 億 9,773 万 6,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、46 ページ、47 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

49 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 45 万 3,000 円の追加、あわせて 2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 336 万 8,000 円の減額であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

48 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2,471 万 7,000 円の減額であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 2,180 万 2,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、57 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 113 号、平成 29 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1 億 9,506 万 6,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、58 ページ、59 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

61 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 16 万 1,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

60 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 380 万 7,000 円の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 320 万 1,000 円の追加であります。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 76 万 7,000 円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、67 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 114 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算第2条につきましては、収益的事業会計であります第3条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正であります。

第1款水道事業費用、既決予定額5億6,953万5,000円に補正予定額197万5,000円を追加し、5億7,151万円と定めるものであります。

次に、補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正であります。

第1款資本的支出、既決予定額2億9,331万円に補正予定額47万2,000円を追加し、2億9,378万2,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。本補正により、不足する額は2億3,598万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金は7,064万円に、当年度分損益勘定留保資金については1億6,534万2,000円に、それぞれ改めるものであります。

次に、補正予算第4条につきましては、第6条予算に定める流用を制限した額を3,825万7,000円に改めるものであります。

はじめに、収益的支出からご説明申し上げます。

68ページをお開きいただきたいと思っております。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費37万1,000円の追加、あわせて5目総係費160万4,000円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

69ページになります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費47万2,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第108号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第109号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第110号、平成29年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 111 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 112 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 113 号、平成 29 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 114 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 14 日から 21 日までの 8 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明 12 月 14 日から 21 日までの 8 日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 22 日午後 2 時からであります。

16 : 36 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成29年第4回幕別町議会定例会
(平成29年12月22日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第12号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
日程第3 議案第103号 幕別町の休日定める条例等の一部を改正する条例
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第4 議案第115号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第9号）
日程第5 議案第93号 第6期幕別町総合計画基本構想について
(第6期幕別町総合計画に関する特別委員会報告)
- 日程第6 議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7 特別委員会報告
(庁舎建設に関する調査特別委員会)
- 日程第8 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第9 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成29年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年12月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月22日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住 民 福 祉 部 長 合田利信
経 済 部 長 菅野勇次 建 設 部 長 須田明彦
会 計 管 理 者 原田雅則 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 新居友敬
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文

議事の経過

(平成29年12月22日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番小島議員、7番若山議員、8番小川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。

後ほどごらんいただきたいと思います。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、発議第12号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第12号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、発議第12号、平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 発議第12号

平成29年12月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員寺林俊幸

平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊

富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び肉類の安定供給という重要な使命を担っています。近年は、府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置づけが高まってきています。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

しかしながら、北海道酪農といえども、止まらない飼養農家戸数の減少と乳用牛頭数の減少という厳しい現実と直面しており、現在では生乳生産量は減少局面にあります。これまで、巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産量全体を確保してきましたが、生産現場ではこうした手法にも多大な投資負担や労力面等からも限界感が漂ってきています。

さらに、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためではなく、地域コミュニティを維持するため、中小規模の酪農経営をいかにして次世代につないでいくかが重要な課題となっております。こうした視点を取り入れた生産基盤の強化策が求められています。

また、TPP 協定や日 EU・EPA 交渉などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品市場は、これまでに経験したことのない高い水準の自由化が迫られています。このため、次世代を担う後継者をはじめ、多くの農業者は、さらなる国内生産の縮小と所得の低下を招きかねないと将来不安を強めています。

ついては、国民の基礎的食料の一つである牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済・社会を支える家族経営・農業法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り開く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進と必要な予算措置に努められますよう下記事項を添えて強く要望します。

記

1、食料・農業・農村基本計画などで定める牛乳・乳製品や肉類の飼料自給率目標と生産努力目標の達成に向け、適切な国境措置の堅持、盤石な経営所得安定（所得補償）政策の構築、万全な需給安定対策の確立及び生産基盤強化対策の推進などを図り、国際競争に打ち勝つ国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。

2、ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意等における牛肉関税の引き下げの代償として導入されたセーフガードについては、国産牛肉の生産振興に重要な措置であることから、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量の緩和などの見直しは断じて行わないこと。

3、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家を支援する「飼料生産型酪農経営支援事業」については、将来不安を払拭し国際競争に対抗する経営安定政策として位置づけ、支援対象要件の弾力的な運用や支援の水準を高めるなど、事業内容の充実・強化を図ること。

4、畜産・養豚経営のさらなる体質強化・所得安定に向け、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の補填割合の引き上げや養豚経営安定対策（豚マルキン）の補填割合の引き上げ並びに国庫負担水準の引き上げを早急に実施に移すこと。

5、酪農・畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金を要し、その資金の回収には時間がかかり、畜産物価格や生産コストの変動も大きい等の特徴を有していることから、長期・低利な資金への借りかえ、利子補給等を通じた営農負債償還圧の軽減により経営再建を後押しする畜産特別資金の事業を継続すること。

6、乳製品市場の国際化が進展する中で、国産需要の喪失やチーズ向け等乳価の下落による所得低下などが強く懸念されることから、国産チーズ等の生産振興・品質向上などを図るための万全な生産者等支援対策を講じること。

7、指定団体制度改革などに伴う生乳の需給安定に対する生産者不安を払拭するため、国の責任において、需給緩和時における生産者団体等による乳製品製造経費（委託加工費）や調整保管経費等を支援する万全かつ機動的な生乳需給安定対策を講じること。

8、専業地域及び兼業地域、大規模経営や家族経営など多種多様な地域事情を踏まえた計画的（安

定的な投資)な事業の推進が可能となるよう畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)や酪農経営体生産性向上緊急対策事業(楽酪事業)の十分な予算を確保の上、生産現場の要望に対応した事業内容の充実強化を図ること。

9、酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも、酪農ヘルパー要員の確保や雇用環境の充実等による定着及び新規就農の促進を図るためにも、極めて重要であることから、利用組合等生産現場の要望を踏まえた事業内容に充実強化すること。

また、酪農ヘルパーに高度な専門技術者としての職業資格を付与する制度を創設し、資格取得登録者に対する給与・待遇面での政策支援を行うなど、人材養成対策を強化すること。

10、近隣アジア諸国を中心に海外における口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の国内への侵入リスクが依然高いことから、国内における防疫対策並びに体制の充実強化を図ること。

11、北海道内を縦断した台風第18号により、デントコーンの倒伏などの被害が発生したことから、平成29年度に実施した代替粗飼料の共同購入支援やサイレージ品質低下防止対策を内容とする「粗飼料確保緊急対策事業」を30年度も継続実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長小川純文議員。

○8番(小川純文) 平成29年12月22日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成29年12月13日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成29年12月14日(1日間)

2、審査事件

議案第103号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、年末年始の休日を国や北海道などと合わせ、12月29日から翌年1月3日までに変更し、行政事務の連携の効率化や窓口サービスの向上、円滑化を図るものであるとの説明を受けた。

休日の変更によって住民へのサービスが低下する事務はないか、現状の年末年始の窓口利用状況、休日期間が長期になった場合の対応、他町村の動向などについて質疑が行われ、慎重に審議した結果、

全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 103 号、幕別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 4、議案第 115 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 115 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 4、議案第 115 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 115 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,225 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 164 億 5,042 万 1,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 4,000 万円の追加であります。

今月の降雪に伴う 3 回の除雪のほか、風雪に係る吹き込み除雪等を実施したことに伴い、現計予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加するものであります。

なお、本補正予算により、今後の除雪 4 回分のほか、幹線道路を中心とする排雪作業など、当面の降雪に対応しようとするものであります。

次に、10 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 225 万円の追加であります。

来年 2 月に開催される平昌オリンピックに、本町出身の「高木奈那選手」「高木美帆選手」「三輪準也選手」の出場が見込まれており、「平昌（ピョンチャン）オリンピック出場選手を応援する会」が組

織される予定であるため、この実行委員会に対する補助金を追加するものであります。

なお、実行委員会の取組内容といたしましては、町内8か所の公共施設に設置する横断幕の作製のほか、百年記念ホールを会場に実施するパブリックビューイングなどの取組が想定されているところでもあります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

1款町税、1項町民税、1目個人4,225万円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋友子議員。

○12番（中橋友子） 5ページの土木費にかかわりまして、道路管理費の関係であります。

例年になく早い雪が降りまして、12月に入ってすぐ補正ということではありますが、昨今、除雪にかかわりまして、オペレーター等の不足などが心配されているところです。今回もこの3回の除雪については、11月、12月ということもありまして、かなり早い時期の大雪で、住民の皆さんが早い除雪を願ったところなのですが、なかなかそうはいかなかったというような声も聞いておりまして、町としての除雪体制、これまで、昨年まできちっと体制をとられてきましたが、それはそのままことしも維持されるのでしょうか。

先般、減額補正というのもありまして、道路組合でしたか、発注を変えるということも提案されておりました。それらを含めて、ご説明を求めたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 除雪体制について答弁をさせていただきます。

まず、除雪体制ですが、ご質問にありましたように、さきの補正予算において、予算の組み替えについて決定をしていただきました。これは、今まで民間企業から借り上げていた機械のうち3台が、ただいまご質問にありましたように、運転手の対応ができなかったり、それから機械の対応ができなかったりということで、借り上げができなくなったものであります。これを企業組合、町道の維持管理を実施しております企業組合のほうへ3台を増車するという事で対応させていただきます、全体で除雪車77台については、例年どおりの体制を維持しております。

それから、ご質問にありましたように遅かったということは、確かに今回も3回、全車出動しております。それから、11月には郊外地の道路の除雪を行っておりますが、12月に入ってから除雪では確かに遅かったという御指摘もいただいておりますが、これにつきましては、新聞にも載っていたと思いますけれども、降雪の状況、それから今回、3回とも夜中から朝方にかけて降雪があったということで、出すタイミングによっては、朝の通勤・通学の時間帯と重なるというようなことを配慮して、郊外地については4時、5時という早い時間に出しておりますけれども、市街地については8時とか9時、一度、通勤・通学が終わった時間帯に出したというような事例もありまして、その降雪量と、それから降雪している時間によって出す時間、時刻をその都度考慮しております。毎回お話ししていますように、1回の除雪に大体一つの地区で8時間ほどかかっておりますので、朝9時に出勤させると最後のところは夕方5時ぐらいまでかかってしまうところがあるものですから、そういうところについては、遅かったのではないかとというようなご意見もいただいておりますけれども、体制としては昨年同様の体制を行っておりますし、それから除雪の技術の向上などにも取り組んでおりますし、それから毎回答弁をさせていただいておりますけれども、それぞれご意見をいただいたものについては、除雪車を借り上げている会社、それから企業組合等へも情報を共有させていただいて、よりよい除雪、安全な道路の確保という体制で臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 例年どおり 77 台が確保されているということで安心をいたしました。

技術向上の面なのですけれども、一番最初に質問させていただきましたように、オペレーターの方は不足していませんか。77 台を確保したということですから、それに伴うオペレーターの方も確保されているというふうに思うのですけれども、やはりこれも住民の皆さんの声ですが、熟練されたオペレーターの方、それからことしはじめて担当される方、いろいろだと思えます。人の入れかわりというのは、かなり大きくあるのでしょうか。技術的に熟練された方たちというのは、どのぐらい残っているのか。さらに、技術向上のためにさまざまな、多分、講習会等だとは思いますが、どのぐらいやっておられるのか伺います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 現在のオペレーターの年齢構成、それから経験年数等について、具体的に調べたものは、資料としてはございません。

ただ、ご質問にありますように、なかなか担い手が育たないという問題については、幕別町だけではなく、除雪を必要とする市町村全てが、今現在、抱えている課題ではあります。なので、この辺につきましても、十勝管内の自治体、それから開発建設部、それから北海道でつくる除雪体制に対する協議会等もございますので、この中でさまざまな意見交換などもされておりますが、これといった抜本的な解決策が見つかるまでには残念ながら至っておりませんので、この辺は公共事業の量だとか、その辺のことも大きく関連してくる問題でございますので、官貸車の問題だとか、借り上げ車の問題だとか、総合的なところで、今後とも長期的に見て判断をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ご質問ありました技術向上対策なのですが、年の 1 回の技術講習会ということしか、具体的には実施しておりませんが、これまで行ってきた内容といたしましては、まず一番最初、降雪期前に業者さん全員出席をしていただいて、昨年の反省点に対する改善点の確認、それからこれから予定しておりますけれども、年明けには、できればこれまでの除雪作業で実施した中でいただいたさまざまな意見に対する改善点などについて、業者さんとそれから担当部署と情報を共有するようなことを図っていききたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 93 号、第 6 期幕別町総合計画基本構想についてを議題といたします。

第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会委員長寺林俊幸議員。

○17 番（寺林俊幸） 報告をさせていただきます。

平成 29 年 12 月 22 日

幕別町議会議長芳滝仁様

第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会

委員長寺林俊幸

第 6 期幕別町総合計画に関する特別委員会報告書

平成 29 年 8 月 30 日、本委員会に付託された事件の調査及び同年 12 月 1 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

調査、平成29年8月30日、9月7日、10月11日、10月31日、11月20日（5日間）
審査、12月1日、12月14日（2日間）

2、調査及び審査事件

第6期幕別町総合計画に関する調査

議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想について

3、調査及び審査の経過

本特別委員会は、幕別町議会基本条例の趣旨に沿い、計画の策定段階からかかわるべきとの考えから、平成29年8月30日開催の第3回定例会において、議員発議により設置された。

総合計画策定審議会の審議を踏まえながら、基本構想案、基本計画案について5回にわたる委員会を開催し調査を行った。

審査に当たり、推計人口の考え方、将来的な財政計画などについて質疑が行われ、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

お諮りいたします。

議案第93号、第6期幕別町総合計画基本構想についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第102号、固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第102号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第423条第3項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります東口政秋氏につきましては、平成30年2月5日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成30年2月6日から平成33年2月5日までの3年間であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の13ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。
これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定いたします。

暫時休憩いたします。

14：35 休憩

14：35 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件は、原案のとおり同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人。

賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

[特別委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 7、特別委員会報告を議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長から、現庁舎の耐震改修及び新庁舎の建設等に関する調査の件について報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長千葉幹雄議員。

○16 番（千葉幹雄） 朗読をもって報告させていただきたいと思います。

平成 29 年 12 月 22 日

幕別町議会議長芳滝仁様

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長千葉幹雄

庁舎建設に関する調査特別委員会調査報告書

平成 23 年 6 月 16 日、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、調査事件

現庁舎の耐震改修及び新庁舎の建設等に関する調査

2、調査の経過

本特別委員会は、6月16日開催の平成23年第2回定例会において設置され、今日まで6年6か月の間、平成27年4月の改選前に委員会を37回開催、平成27年5月の臨時会において委員の改選を行い、現委員会で11回、合わせて48回の委員会を開催し調査活動を行ってきた。(協議経過は、別紙のとおり)

この間、執行機関から新庁舎建設基本方針案や新庁舎建設基本構想案、新庁舎建設基本設計素案、新庁舎完成後の本庁及び札内支所の機能充実などについて説明を受けるとともに、新庁舎建設工事に関する進捗状況や新庁舎外構工事、現庁舎解体工事、省エネルギー計画の達成度等について聞き取りするなどの調査を行った。

また、平成23年9月には足寄町役場庁舎の視察を行い、地場産木材と自然エネルギーの活用等について研修し調査の参考とした。

さらには、「議会機能に関する小委員会」(定数、前期6人、後期4人)を平成24年9月に設置し、議会独自に議会機能のあり方について専門的に調査・研究を行い、改選前に6回、改選後に4回の小委員会を開催し、2回の間接報告を行い、基本設計等に反映してきた。

これまで時宜を得て本特別委員会の間接報告を2回行い、新庁舎の建設の方向性、あり方などについて考え方を示してきた。

第1回中間報告、平成24年7月17日

- (1) 庁舎建設の必要性
- (2) 陳情第8号「役場庁舎の分散設置を求める陳情書」について
- (3) 新庁舎の建設位置について
- (4) 新庁舎の機能及び基本的なあり方について

第2回中間報告、平成26年8月6日

- (1) 新庁舎の基本設計(構造計画)について
- (2) 新庁舎の議会機能について
- (3) 新庁舎の機能について
- (4) 新庁舎建設事業計画について
- (5) 町に対する要請について

新庁舎は平成28年3月に竣工し、連休明けの5月6日に落成式が行われ、新しい庁舎での業務がスタートした。また、旧庁舎解体工事や駐車場などの外構工事も予定された工程どおりに進められ、最後の工事となる外構工事は本年12月末までには完了し、これで新庁舎建設に係る工事一切が完了することとなる。

この新庁舎は、「新庁舎建設基本構想」「新庁舎建設基本設計」に示された基本理念と基本方針に基づき、利便性が高く、長きにわたり安全・安心に利用される庁舎を目指して建てられたものである。

また、建設に当たっては、華やかな要素を排除し、無駄を省いたスリムな庁舎として、将来の町財政への影響や住民負担をできるだけ最小にすることにも配慮されている。特に免震構造を他の公共施設に先駆け取り入れ、地震発生後の迅速な対応が可能であるなど災害時には防災拠点としての活用を想定している。

本特別委員会としては、全ての人が利用しやすく、町民に開かれた「まちづくりの拠点」として町民に安心と安全を与える親しまれる庁舎として利用されることを願うものである。

については、次の意見を特に付して本特別委員会の調査報告とする。

1、省エネルギーに配慮した自然環境に優しい庁舎を実現するために、基本設計における省エネルギー計画の効果を検証するとともに、性能検証(コミッションング)可能な設備を生かし、より効率的な庁舎管理を行うこと。

2、役場を利用される方々や働く職員の意見や要望等を十分踏まえ、今後においても必要な改善、見直しを行い、長きにわたり町民に愛され、親しまれる庁舎となるよう努力すること。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

庁舎建設に関する調査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

お諮りいたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会の調査は、委員長報告のとおりとし、現庁舎の耐震改修及び新庁舎の建設等に関する調査を終了いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、これで、庁舎建設に関する特別委員会の調査を終了することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第8、常任委員会所管事務調査報告 を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただききたいと思えます。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任会委員長、民生常任会委員長及び産業建設常任会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成29年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：47 閉会